

ALPS処理水の処分に伴う当面の対策のポイント（令和3年8月）

ALPS処理水の海洋放出に伴う風評への懸念を払拭するため、基本方針の発表から放出までの約2年間を最大限活用し、政府を挙げて対策に取り組む。その際、一過性の対策ではなく、**継続的に効果が発揮される対策**とすることが重要。具体的には、**1.風評を生じさせないための仕組み**及び**2.風評に打ち勝ち、安心して事業を継続・拡大できる仕組み**を構築する。

1. 風評を生じさせないための仕組みづくり

(1) 徹底した安全対策による安心の醸成

何よりも**安全対策を徹底**。取組状況について、IAEA等「外部の目」を入れた**モニタリング**等により透明性を確保。国内外に**信頼性の高い情報**を発信。

【対策1】 風評を最大限抑制する処分方法の徹底

- 基本方針を遵守する処分計画等の**具体化**
- **人及び周辺環境への影響確認**
- 処理水による魚の飼育など**分かりやすい情報発信**
- 原子炉等規制法に基づく**審査**

【対策2】 モニタリングの強化・拡充

- モニタリング調整会議等において**専門家の確認や助言を得て、客観性・透明性・信頼性を高める**形での**モニタリングの強化・拡充**

【対策3】 国際機関等の第三者による監視及び透明性の確保

- IAEA等**国際機関による安全性の確認や情報発信等への協力**
- 処理水の分析等に対する**地元自治体・農林漁業者等の参画**
- 放出前の処理水の性状や放出後のモニタリング結果等の**安全に係る丁寧な情報公開**

(2) 安心感を広く行き渡らせるための対応

処理水の性状や安全性を広く周知し、その普及状況を継続的に把握。**大都市や主要海外市場**において、生産者から消費者に届くまでの幅広い方の処理水に係る知識を深め、**安心が共有され、適正な取引が行われる環境を整備**。処理水の安全性について、**政府や東電以外**のできるだけ多くの方に、**自発的に消費者や取引相手等に伝えていただけるよう対応**。

【対策4】 安心が共有されるための情報の普及・浸透

- **農林漁業者等の生産者に対して、海洋放出決定の背景や安全対策、風評対策などを繰り返し説明**
- 製品の流通過程で**適正な取引が行われるよう加工・流通・小売の各段階への説明と取引実態の把握を実施**
- **大消費地において、安全性や被災地産品の魅力を発信する説明会やイベント等を重点的に実施**
- **全国規模で、広く消費者の理解を深めるための情報を発信**
- **スーパーの販売員や旅館従業員など消費者と直に接する方が知識を深め、自ら説明いただける状況を構築**
- **若い世代への出前授業や放射線副読本等の教育現場における取組の実施**
- **自治体による地域の取組や魅力の情報発信を実施**
- **事実と異なる主張への科学的根拠に基づく反論など、安全性に係る誤解を生じさせないための対策**

【対策5】 国際社会への戦略的な発信

- IAEA等**国際機関による安全性の確認や情報発信等への協力**
- **各国・地域、市場関係者への安全性に係る説明の徹底**。日本の対応への理解を深めるための**視察機会の提供**
- **海外の報道機関や科学者・有識者、インフルエンサー等に対しての情報提供を実施**
- **農林水産物・食品に対する輸入規制の緩和・撤廃に向けて、相手国政府への丁寧な説明の実施**

【対策6】 安全性等に関する知識の普及状況の観測・把握

- 処理水の安全性等を広く周知。新たにインターネット調査等により、**効果的な情報発信の在り方を検証**
- 福島県や隣県等の産業における**風評影響を継続的に調査し、その発生のメカニズムを分析**

2. 風評に打ち勝ち、安心して事業を継続・拡大できる仕組みづくり

(1) 風評に打ち勝ち、強い事業者体力の構築

生産・加工・流通・消費の各段階において、**重層的に安全性を証明・発信**。**風評に打ち勝ち強い事業者体力の構築**に向けて取り組む。

【対策7】 安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

- **被災地における水産業の事業継続・拡大のための支援**
 - 「がんばる漁業復興支援事業」の**拡充**
 - 被災地における**種苗放流の支援強化**
 - **漁業用機器設備の導入支援、次世代の担い手となる新規就業者の確保・育成強化**
 - 被災地における**水産加工業の販路回復の促進支援**
 - **販路拡大・経営力強化支援と安全実証への支援**
 - **福島県内の水産消費地市場の支援**
 - **公益社団法人福島相双復興推進機構の個別訪問による支援**
 - **外食店等での販売促進支援、量販店・専門鮮魚店での販売促進支援**
 - **EC・見本市での支援 等**
- **被災地における農林業・商工業への対応**
 - 被災地産品の**積極的利用の促進等を通じた国内販路開拓の支援**
 - **JAPANブランド育成支援等を通じた海外の販路開拓の支援 等**
- **被災地における観光誘客促進・交流人口拡大支援**
- **中小企業基盤整備機構やJETROにおいて特別相談窓口の設置、及び中小企業への復興支援アドバイザーの派遣等**

(2) 風評に伴う需要変動に対応するセーフティネット

万が一風評が生じたとしても安心できる**事業者に寄り添うセーフティネット**を構築

【対策8】 万一の需要減少に備えた機動的な対策

- 処理水の海洋放出に伴う国内外における**国産水産物の需要減少等の事態に機動的に対応するため、新たな緊急避難的措置として、冷凍可能な水産物の一時的買取り・保管、冷凍できない水産物の販路拡大等について、基金等の仕組みを構築**

【対策9】 なおも生じる風評被害への被害者の立場に寄り添う賠償

- **期間、地域、業種を画一的に限定せず、立証の負担を被害者に一方的に寄せず、被害実態に見合った必要十分な賠償を実施**。
- **漁業者の操業拡大意欲や事業者の経営努力を損なわないよう配慮**。具体的には、被害者に寄り添う体制の整備・相談窓口の開設、賠償の方針の提示、賠償に関する紛争解決への対応

【対策10】 将来技術の継続的な追求

- **トリチウムの分離技術の実用化について、政府が最新の技術動向をアンテナ高く把握**。さらに、**企業からの提案については、実現可能性、性能などの技術評価を受付**
- **汚染水の発生量を可能な限り減少させる取組を継続**

また、今後も現場の実態を常に把握し、必要な追加対策を機動的に講じていく。

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における ALPS処理水¹の処分に伴う当面の対策の取りまとめ

令和3年8月24日
ALPS処理水の処分にに関する基本方針の
着実な実行に向けた関係閣僚等会議

I. はじめに

令和3年4月13日に開催された第5回廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議において、安全性を確保し、政府を挙げて風評対策を徹底することを前提に、ALPS処理水を海洋放出することとした「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分にに関する基本方針」(以下「基本方針」という。)を決定した。

現在、政府においては、被災地の皆様や漁業関係者の皆様が風評被害への懸念を持たれていることを真摯に受け止め、政府全体が一丸となって、懸念を払拭するため、徹底した情報発信を行い、説明を尽くすための広報活動に取り組んでいる。

また、将来生じ得る風評影響については、現時点では想定し得ない不測の影響が生じ得ることも考えられることから、今後の海洋放出に伴う、水産業を始めとした関係者における特有の課題を幅広く継続的に確認し、必要な対策を検討するための枠組みとして、基本方針決定の直後である4月16日に、「ALPS処理水の処分にに関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議」(以下「実行会議」という。)を開催した。

さらに、風評影響を受け得る方々の状況や課題を随時把握していく目的で、同会議の下に、経済産業副大臣を座長とする関係省庁による「ALPS処理水の処分にに関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議ワーキンググループ」(以下「ワーキンググループ」という。)を新設した。このワーキンググループは、経済産業省のほか、復興庁、農林水産省及び環境省の各副大臣又は大臣政務官の出席も得つつ、これまでにワーキンググループを6回開催し、46団体との意見交換(書面での意見提出を含む。)を実施してきた。

本取りまとめは、基本方針で示した処分方法や対策の方向性に基づき、廃炉・汚染水・処理水対策福島評議会を始め、ワーキンググループや政府への要望・要請、様々な機会を通じた意見交換において頂いた内容等を踏まえて、当面実施していくべき対策を取りまとめたものである。

¹ 誤解に基づく風評被害を防止するため、令和3年4月13日以降、「トリチウム以外の核種について、環境放出の際の規制基準を満たす水」のみを「ALPS処理水」と呼称している。

Ⅱ. 基本方針の着実な実施に向けた対応の基本的な考え方

基本方針は、これまで専門家による6年以上にわたる議論や、地元自治体や農林漁業者との意見交換、書面での意見募集等も踏まえて決定したものであり、風評影響を最大限抑制するための放出方法の実施、国民・国際社会の理解醸成、生産・加工・流通・消費対策、セーフティネットとしての賠償等、必要な対策の方向性や具体策を盛り込んでいる。

しかしながら、風評影響は、様々な立場の方々の心情の変化による面もあるため、基本方針の決定時に全て見通すことはできない側面もあることに加え、国内外の様々な情勢の変化等も把握していくことが求められる。そのため、今後もワーキンググループや個別の意見交換等を通じて、現場の実態を常に把握し、求められるタイミングで必要な対策を実施していくこととしている。

これまで開催したワーキンググループにおいては、基本方針決定の背景や内容についての説明が不十分であるとの指摘や、国民的な理解がまだまだ不足していること、ALPS処理水の処分による新たな風評への懸念があること、東京電力ホールディングス株式会社(以下「東京電力」という。)が行ってきたこれまでの賠償やその対応が不十分であったこと等の指摘があった。また、基本方針で示した対策に加え、より詳細な具体的対策を早急に提示するべきとの御意見を頂いている。

これに加え、基本方針の決定前に頂いた御意見等も含め、これまで政府に頂いている様々な御意見をしっかりと受け止め、これに最大限応えるよう、当面取り組むべき対策をより詳細に取りまとめ、政府一丸となって実行していくことが重要だと考えている。

これまで頂いた御意見は、主に、①安全性の確保、②国民・国際社会の理解醸成、③風評影響を最大限抑制するための生産・加工・流通・消費対策、④風評被害が生じた場合の対策、⑤将来に向けた課題、の5点に大別される。

このため、本取りまとめでは、上記①～⑤それぞれの事項について、対応をまとめた。取りまとめに当たっては、一過性の対策に留めるものではなく、対策の効果が継続的に発揮される対策とすることを目指している。具体的には、第一に、風評を生じさせないための仕組みの構築を目指し、第二に、万一風評が生じたとしても農林漁業者を始めとする事業者が安心して事業を継続できる仕組みの構築を目指す、という二つの対策を決定する。

Ⅲ. 取り組むべき当面の対策

1. 風評を生じさせないための仕組みづくり

【1】徹底した安全対策による安心の醸成

(1) 基本方針とワーキンググループ等を踏まえた今後の対応方針

基本方針においては、安全に係る各種法令等を厳格に遵守すること、風評を最大限抑制するための放出方法(トリチウムの濃度や総量、緊急停止の考え方等を含む。)の徹底、客観的で透明性の高いモニタリングを行うこととしている。

基本方針決定後、ワーキンググループ等においては、透明性の高い外部の目での監視、信頼のある国際機関によるALPS処理水の安全性の確認、モニタリングの強化・拡充等の御指摘があった。

これらを踏まえ、安全性の確保は、ALPS処理水の処分における大前提であることを改めて明確にした上で、以下の対策に取り組む。

(2) 具体的な対策

対策1：風評を最大限抑制するための処分方法の徹底

① **基本方針を遵守した具体的な処分計画の策定【農林水産省・経済産業省】**

現在、東京電力において、政府が基本方針で求めた内容を具体化するための計画の検討が進められている。引き続き、東京電力に対して、基本方針の確実な遵守を大前提に、以下の取組を実施するよう求める。

(ア) **ALPS処理水に含まれる放射性物質の客観性及び透明性の高い測定の実施**

ALPS処理水の海洋放出に先立ち、希釈前にそのトリチウム濃度を確認するとともに、トリチウム以外の放射性物質が安全に関する規制基準を確実に下回るまで浄化されていることを確認するに当たっては、東京電力のみならず、民間の測定機関や国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「JAEA」という。)等の第三者による測定も行い、それぞれの結果について、適時、分かりやすく公表する。加えて、放出前に確実に希釈できているかの性能確認と、タンク群ごとの放出開始前及び放出中の濃度測定を実施し、トリチウム濃度について、規制基準を厳格に遵守するだけでなく、1,500ベクレル

/リットル未満であることを確認する。さらに、地元自治体等の協力を得て、測定時のサンプル採取が適切に行われていること等についての確認も実施する。

(イ) 風評影響を最大限抑制するためのトリチウムの排水濃度と放出量の管理

放出する際のトリチウム濃度及びトリチウムの放出量については、基本方針を確実に遵守するとともに、放出開始後については、汚染水の発生量の状況や、新たに発生するALPS処理水のトリチウム濃度、今後の敷地利用計画を毎年度精査し、放出するトリチウム量が可能な限り少なくなるよう次年度以降の放出計画を見直す。また、ALPS処理水の放出に当たっては、トリチウム濃度の低いものから順次処分を行うことで、タンク数の減少を速め、廃止措置に必要な敷地を確保するとともに、トリチウムの自然減衰を利用して放出総量を低減する。²

(ウ) 万一に備えた緊急停止設備の設置

万一、故障や停電により希釈設備等が機能不全に陥った場合や、モニタリングにより異常値が検出された場合には、安全に放出できる状況を確認できるまでの間、確実に放出を停止することができるよう、緊急停止設備を設置する。

(エ) ALPS処理水の処分業務に特化した組織の設置

ALPS処理水の放出に係る安全性を確実に担保すべく、東京電力において、全体を統括する社長直結の責任者を任命するとともに、「ALPS処理水プログラム部」を新設する等、万全の体制を整備する。

② 人及び周辺環境に与える影響の確認【経済産業省】

国内外におけるより一層の安心につなげるため、東京電力に対して、人及び周辺環境への影響について、改めて詳細化や精度向上のための取

² ALPS処理水の処分は、2041～2051年の廃止措置終了までに終える必要がある。タンクに貯蔵されている水と新たに発生する汚染水とを合わせた処分すべきトリチウムの総量の試算は、1,500兆ベクレルを超えるものから1,000兆を下回るものまで幅のある結果となっている。2051年までに処分を終えるためには、単純に計算すると、トリチウムの総量を1,500兆ベクレルと仮定した場合は年間19兆ベクレル、総量を1,000兆ベクレルと仮定した場合は年間13兆ベクレルとなるが、実際の放出量は、廃止措置に必要な敷地の利用計画や、新たに発生する汚染水のトリチウム濃度等により変動する。

組を行い、その結果を透明性高く発信し、あわせて、既に公表している海洋での拡散シミュレーションについても、更なる精度向上を図るべく、専門家を含めた検討を継続するよう求める。

加えて、風評影響を抑制する観点から、第三者によるチェックの下で、海水で希釈したALPS処理水の環境で、実際に魚類等を飼育し、その生育状況を公表する等、分かりやすい情報発信を行う。

③ 原子炉等規制法に基づく審査【原子力規制庁】

東京電力からの処分計画の申請を受け、審査会合での公開審査等も実施しながら、原子炉等規制法に基づいた審査を行う。

対策2：モニタリングの強化・拡充

① 海域環境モニタリングの強化・拡充【環境省・原子力規制庁】

これまでも、総合モニタリング計画等に基づき、関係省庁、地方自治体、原子力事業者等が連携して放射線モニタリングを実施してきた。令和3年4月にモニタリング調整会議を開催し、関係省庁等が連携して基本方針で示した海域環境モニタリングを確実に実施していくため「海域環境の監視測定タスクフォース」を新設した。今後、令和3年6月に新たに設置した「ALPS処理水に係る海域モニタリング専門家会議」から、モニタリングを行う測点、頻度等についての助言を得るとともに、国際原子力機関(以下「IAEA」という。)による分析機関間比較の取組や地元関係者の立会いの機会の確保等により、客観性、透明性及び信頼性を最大限高め、モニタリングの強化・拡充を図る。

② 水産物のモニタリングの拡充【農林水産省】

水産物の安全性と消費者の信頼確保のため、原発事故の影響を受けている地方自治体や地元関係者が行う水産物の放射性セシウムモニタリング検査への支援を継続するとともに、地元関係者の要望も踏まえつつ、新たにトリチウムを対象とする水産物のモニタリング検査を行う。

対策3：国際機関等の第三者による監視及び透明性の確保

① 国際機関との緊密な連携【外務省・経済産業省・原子力規制庁】

IAEAと政府は、令和3年7月8日、ALPS処理水の処分に関するIAEA

との協力枠組みに関する付託事項(TOR)に署名を行った。これを受けて、今後、IAEAは、ALPS処理水の取扱いに係る安全性等について、IAEA安全基準に基づく確認(レビュー)や、海域モニタリングでの試料採取の手法や分析機関の分析能力の確認(海洋モニタリング・レビュー)を行うとともに、これらの結果については、その進捗に応じて適時に公表する。

また、経済開発協力機構(以下「OECD」という。)/原子力機関(以下「NEA」という。)等の専門的知見を有する国際機関においても、専門家によるワークショップ等を通じて、国際社会に積極的な発信を行い、信頼性及び透明性の向上を図る。

② 地元自治体・農林漁業者等の関与【農林水産省・経済産業省・環境省】

放出前のALPS処理水の分析において、JAEA等の第三者による測定・評価を行い、公開する。加えて、東京電力が実施する海域環境モニタリングにおける試料採取や検査の立会い等において、地元自治体や農林漁業者、消費者等の参加を得るべく、処分計画の具体化と併せた検討を行うよう、東京電力に求める。

③ 徹底した情報公開と高頻度の情報提供【復興庁・経済産業省】

ALPS処理水の放出に当たっては、地域住民の皆様を始め、国内外の関心を持つ多くの方の安心につなげるため、放出前の放射性物質の客観性及び透明性の高い測定の結果、希釈設備の稼働状況、放出後における東京電力が実施する各地域での海域環境モニタリングの結果等の情報を丁寧に公開するよう東京電力に求める。

また、政府においても、ホームページによる公表や、廃炉・汚染水・処理水対策チーム会合事務局会議における報道機関への説明等の情報の公開に加え、国内外の関心の高さを踏まえ、ALPS処理水についての情報を一元的に公開する等、国内外に向けて正確で分かりやすい情報提供を行う。

【2】安心感を広く行き渡らせるための対応

(1) 基本方針とワーキンググループ等を踏まえた今後の対応方針

基本方針においては、ALPS処理水の安全性等について、科学的な根拠に基づく情報を分かりやすく発信することや、双方向のコミュニケーションを行うこと等を通じ、国内の消費者や風評影響を受け得る様々な事業者等の理解を深める取組を徹底するとしている。

基本方針決定後、ワーキンググループ等においては、できるだけ多くの方と対話を重ねていくことが大切であること、国内外に向けて丁寧な説明が重要であること、過去の風評対策の取組の効果を踏まえた対応とすること、水産物の食育等の取組を続けられるよう努めること、海外の輸入規制緩和に徹底して取り組むべき等の御指摘があった。

これらを踏まえ、国民・国際社会の理解の醸成に向けて、政府としては、説明を尽くす対応と、トリチウムが放出する放射線(ベータ線)は微弱であることや、トリチウム以外の核種の存在や事故炉の特殊性等、よく問われる内容について、まとめて分かりやすく応えるといった受け手のニーズを踏まえた、伝わる広報を行うべく、以下の対策に取り組む。なお、安心感を広く行き渡らせるための対応については、復興大臣の指示に基づき、「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」(以下「風評払拭タスクフォース」という。)において、関係各省が連携し、政府一丸となって進めるべき施策等が議論されており、以下の具体的対策は、風評払拭タスクフォースでの議論及びその場で取りまとめた施策パッケージを踏まえたものである。

(2) 具体的な対策

対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

① **農林漁業者への説明の徹底【農林水産省・経済産業省】**

農林漁業者等の生産者に対する説明会や意見交換を重ね、今回の決定の背景や検討の経緯等への理解を深めていただくとともに、懸念を払拭するための対策の提示や処分計画の進捗、状況変化の確認や風評対策への協力依頼も含め、説明を尽くす対応を継続する。

② **製品の流通過程である加工・流通・小売の各段階への徹底した説明【復興庁・農林水産省・経済産業省】**

正確な情報に基づき適切な取引が行われるよう、製品の流通過程である加工・流通・小売の各段階の事業者等に対して、ALPS処理水の安全性に係る説明や理解醸成活動に関する情報提供を徹底する。また、各団体・事業者等に対する説明にとどまらず、多くの会員等の理解向上に資するよう、各団体に対して、視察ツアーの組成や、機関誌への掲載、Q&Aの配布等の協力を求める。また、農産物等流通実態調査等を基に、サプライチェーンにおいて、公正な取引が徹底されるよう、適切な指導を行う。また、必要に応じてヒアリング等を通じた取引実態の把握等を実施する。

③ 大消費地への重点対応【復興庁・経済産業省】

国内での風評影響を抑制していくため、大消費地において、安全性についての科学的根拠の提示と福島県や近隣県産品等の魅力を発信すべく、重点的な広報活動を実施する。まずは、東京、名古屋、大阪において、シンポジウムを開催する。

なお、全国での説明・広報活動を強化していくに当たっては、大消費地への重点対応と並行して、福島県や近隣県での説明や消費拡大の取組をこれまで以上に強化する。

④ 消費者の理解向上【消費者庁・復興庁・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省】

国内での風評影響を抑制していくため、大消費地に限らず、広く消費者の理解を得るべく、風評払拭タスクフォースで示された方針に基づき、多様な媒体を活用し、ターゲットに応じた内容の工夫を行う等、正確で分かりやすい情報発信を積極的に展開する。また、インフルエンサー等を通じて、消費者に届く情報発信、消費者が得たい情報にたどり着きやすくするための環境整備、消費者の安心につながる取組を拡充する。なお、食品中の放射性物質に関する基準値の内容や、地方自治体等が行った食品中の放射性物質の検査結果について、ホームページ等における速やかな国内外への情報発信を継続する。

また、消費者に理解をより深めていただく観点から、経済産業省・東京電力が開催する地域住民のための視察・座談会の回数・地域の拡大や、企業研修における視察機会の提供を行う。

⑤ 販売員等への説明の徹底【復興庁・経済産業省・観光庁】

スーパー等の小売店の販売員や旅館従業員・旅行会社スタッフ等、消費者から直接質問を受ける可能性のある方々が、自ら安全性に確信を持って説明いただけるように、セミナーの開催や研修用コンテンツや説明資料の整備、質疑応答集の提供等を実施する。また、流通業・小売業における安全の確認や発信を行う上での支援を実施していくとともに、消費者団体等の消費者からの問合せを受け得る方々への説明も重ねる。

⑥ 教育現場における理解醸成に向けた取組の強化【復興庁・文部科学省・経済産業省・観光庁】

福島県内を始めとする学校への出前授業を今後も継続するとともに、その対象となる学校数や授業数を増やすべく取り組む。また、全国の小学生、中学生、高校生等、若い世代に対しては、放射線副読本にALPS処理水に関する記載を追加し、文部科学省のホームページで公表するとともに、ALPS処理水について分かりやすく説明したチラシ等と併せて、関係省庁が連携して全国の各学校へ配布・周知する。そのほか、出前授業や教員研修を実施することにより、放射線副読本の活用を促進する。加えて、全国の修学旅行等の福島県への誘致促進に取り組む。

⑦ 自治体による地域の取組や魅力の情報発信【復興庁】

風評やその影響を抑止するため、福島県及び県内市町村が自らの創意工夫によって行う地域の魅力、安全性等の情報発信を支援する。

⑧ 誤解を生じさせないための情報発信の徹底【復興庁・経済産業省】

事実と異なる主張・情報発信に対しては、経済産業省のホームページにおいて科学的根拠に基づく情報を発信する等、誤解が生じないための対策を講じる。加えて、疑問や不安を持つ方々が情報にたどり着きやすくなるよう、ポータルサイト「Fukushima Updates」(多言語対応)を入口とする情報網を構築すること等を通じて、国内外に向けて正確で分かりやすい情報を提供する。また、「汚染水」と「ALPS処理水」の定義の明確化等、誤解が生じやすい表現について見直しを行う。また、新聞・テレビ、ネットメディアや業界専門誌等、広く関心のあるメディアに対しても説明を行う等、開かれた対応を徹底し、正確な情報発信につなげる。

⑨ 徹底した情報公開と高頻度の情報提供【経済産業省】（再掲）

ALPS処理水の放出に当たっては、地域住民の皆様を始め、国内外の関心を持つ多くの方の安心につなげるため、放出前の放射性物質の客観性及び透明性の高い測定の結果、希釈設備の稼働状況、放出後における東京電力が実施する各地域での海域環境モニタリングの結果等の情報を丁寧に公開するよう、東京電力に求める。

また、政府においても、ホームページによる公表や、廃炉・汚染水・処理水対策チーム会合事務局会議における報道機関への説明等の情報の公開に加え、ALPS処理水についての情報を一元的に公開する等、国内外に向けて正確で分かりやすい情報提供を行う。

対策5：国際社会への戦略的な発信

① 処理水の性状や安全性等の認識状況の把握【復興庁・外務省・経済産業省】

ALPS処理水の性状や安全性等の認識状況(トリチウムの知識、放射性物質の人体への影響の知識等)について、国内の消費者や海外を対象としたインターネット調査等を活用し、その状況を継続的に把握する。

② 風評の構造（メカニズム）の把握【復興庁・外務省・経済産業省】

インターネット調査の結果等も用い、どのように情報を得たのか、どのようなアプローチが効果的か等、情報通信環境の変化も踏まえて、風評の構造(メカニズム)等を分析する。また、風評に関する有識者の参加を得て、風評のメカニズムや今回取りまとめる対策等も含め、専門的見地から御意見を頂く機会を設ける。

③ 国際機関との緊密な連携【外務省・経済産業省・原子力規制庁】（再掲）

IAEAと政府は、令和3年7月8日、ALPS処理水の処分に関するIAEAとの協力枠組みに関する付託事項(TOR)に署名を行った。これを受けて、今後、IAEAは、ALPS処理水の取扱いに係る安全性等について、IAEA安全基準に基づく確認(レビュー)や、海域モニタリングでの試料採取の手法や分析機関の分析能力の確認(海洋モニタリング・レビュー)を実施するとともに、これらの結果については、その進捗に応じて適時に公表す

る。

また、OECD/NEA等の専門的知見を有する国際機関においても、専門家によるワークショップ等を通じて、国際社会に積極的な発信を行い、信頼性及び透明性の向上を図る。

④ 各国・地域及び市場関係者に対する情報発信【復興庁・外務省・農林水産省・経済産業省・観光庁】

在外公館から国際機関・各国政府・海外の報道機関への説明を強化・継続する。また、在京大使館への体系的な説明も強化・継続するとともに、福島第一原子力発電所への視察機会(リモート開催を含む。)を積極的に提供する。

在外公館、独立行政法人日本貿易振興機構(以下「JETRO」という。)海外事務所等からの情報を基に、各国の状況に応じて、誰に対して、どのような媒体を使い、どのような内容を発信するのか等を戦略的に検討し、それに基づいた対応を実施する。その際、JETRO海外事務所を中心に、現地日本商工会等の協力も得ながら、当該地域の市場や経済実態に合わせ、関連ビジネスが円滑に展開できるよう市場関係者に対する情報発信を進める。

また、消費者だけでなく、日本産食品を取り扱う事業者等に対しても、分かりやすい説明資料を作成するとともに、英語に加え、中国語(簡体字、繁体字)、韓国語等に多言語化して広く提供する。また、これらは在外公館及び中央省庁のウェブサイト等に掲載するとともに、政府や日本政府観光局(JNTO)の海外向けオウンドメディア及びSNS(ツイッター等)を活用して、情報発信を行う。

⑤ 国際会議・イベントの活用【外務省・農林水産省・経済産業省】

IAEAの事故後10年関連行事の場で海外機関との共催によるオンラインセミナー等を開催する。

また、JETRO等が出展する海外見本市においても、日本製品の魅力等について、政府又は自治体によるトップセールスを含めてPRを行う。

⑥ 海外の報道機関・インフルエンサー等への情報提供【復興庁・外務省・経済産業省】

海外の報道機関に対しては、記者会見(オンラインを含む。)の機会の

提供、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の特設ブースにおける講演、福島第一原子力発電所への視察招へいの企画等を通じて、科学的根拠に基づく情報を丁寧に発信する。

また、海外の科学者・有識者に対しても、事実関係・科学的根拠に基づく情報を継続的に提供し、理解醸成の機会を設ける。加えて、復興庁において、海外のインフルエンサーの招へい等を行い、ALPS処理水の安全性を含め、それぞれの国・地域の関心に応じた情報提供を行う。また、事実と異なる主張・情報発信に対しては、科学的根拠に基づく情報を経済産業省のホームページにおいて発信する等、誤解が生じないための対策を講じる。

⑦ 輸入規制の緩和・撤廃【外務省・農林水産省・経済産業省】

農林水産物・食品に対する輸入規制の緩和・撤廃に向けて、相手国政府への丁寧な説明を実施していくとともに、基本方針や海洋放出に伴い、新たな規制的な措置が執られないよう取り組む。令和2年4月より政府全体の司令塔組織として農林水産省に設置された「農林水産物・食品輸出本部」の発足以降、シンガポールを始め、6か国が輸入規制を撤廃した成果を活かしながら、政府一体となって、対応を加速化する。

対策6：安全性等に関する知識の普及状況の観測・把握

① 処理水の性状や安全性等の認識状況の把握【復興庁・経済産業省】 (再掲)

ALPS処理水の性状や安全性等の認識状況(トリチウムの知識、放射性物質の人体への影響の知識等)について、国内の消費者や海外を対象としたインターネット調査等を活用し、その状況を継続的に把握する。

② 風評影響の把握【消費者庁・復興庁・農林水産省・経済産業省】

福島県や近隣県の産業において、それぞれ産業の懸念を払拭するための対策を講じるべく、事業者ヒアリング等を実施し、風評影響を把握する。また、各サプライチェーンにおける事業者の認識の齟齬を改善していくべく、消費者意識の実態調査や福島県産農産物等の生産から流通・販売に至るまでの実態の調査・分析を引き続き継続する。

③ 風評の構造（メカニズム）の把握【復興庁・経済産業省】（再掲）

インターネット調査の結果等も用い、どのように情報を得たのか、どのようなアプローチが効果的か等、情報通信環境の変化も踏まえて、風評の構造(メカニズム)等を分析する。また、風評に関する有識者の参加を得て、風評のメカニズムや今回取りまとめる対策等も含め、専門的見地から御意見を頂く機会を設ける。

2. 風評に打ち勝ち、安心して事業を継続・拡大できる仕組みづくり

【3】風評に打ち勝つ、強い事業者体力の構築

(1) 基本方針とワーキンググループ等を踏まえた今後の対応方針

基本方針においては、漁業関係事業者への支援を継続・拡充することや販路開拓・販売促進、観光誘客促進等の支援、交流人口拡大等に取り組むこととしている。

基本方針決定後、ワーキンググループ等においては、サプライチェーン支援では、ALPS処理水の影響だけではなく、漁業者と流通業者を区別せず、有機的につなげた支援が必要であることや、教育旅行の更なる誘致、風評影響を抑制するためには賠償以外の取組も必要であること等の御指摘があった。

これらを踏まえ、風評影響を抑制し、本格的な復興に向けた対策を講じるべく、以下の対策に取り組む。

(2) 具体的な対策

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

① **被災地における水産業の事業継続・拡大のための支援【農林水産省・経済産業省】**

福島県及び近隣県で漁業を安心して持続できる方策について、生産・流通・加工・消費の各段階において以下のような対策を徹底する。

<生産対策>

(ア) 「がんばる漁業復興支援事業」の拡充

「がんばる漁業復興支援事業」について、事業計画認定期間を令和7年度まで延長するとともに、福島県や近隣県において、漁獲量が急速に減少している魚種への依存度が高いことを踏まえ、単一魚種に頼らない柔軟な経営体制への転換等を図るため、対象地域を福島県に加え、青森県から千葉県まで拡大するとともに、漁業者に使いやすい制度となるよう、手続の簡素化等の運用改善を行う。

(イ) 被災地における種苗放流の支援強化

被災地における種苗の生産・放流について、対象地域に茨城県を追加し、岩手県から茨城県までにおいて、漁獲物を安定的に生産・供給するため、放流種苗確保の取組を支援する。岩手県及び茨

城県については、アワビを支援対象に追加する。

(ウ) 漁業用機器設備の導入支援の拡充

福島県における被災した漁業者グループに対する漁業用機器設備の導入支援について、省エネ機器設備に加え、海水冷却装置等の生産性向上等に資する機器まで補助対象を拡大する。

(エ) 水産業共同利用施設等の整備に対する支援の拡充

福島県における荷さばき施設等の共同利用施設の整備のために必要な支援を行う。

(オ) 次世代の担い手となる新規就業者の確保・育成の強化

福島県において、本格操業に向けて震災からの復興に取り組んでいる中、これを担う漁業者の確保が極めて重要であり、乗組員確保のため水産高校生を対象とした漁業ガイダンスに取り組むほか、新たに漁家子弟等を含め長期研修支援やリース方式による就業に必要な漁船・漁具の導入支援等を進めることにより、若者を中心に新規就業者の確保・育成に取り組む。

<加工・流通対策>

(ア) 被災地における水産加工業の販路回復の促進支援

福島県や近隣県の水産加工業者のための販路回復等に向けた個別指導、商談会・セミナー開催経費等を支援するとともに、海外バイヤー向け産地訪問や、被災県産水産物・水産加工品の安全性や魅力を発信する取組を支援する。

(イ) 販路拡大・経営力強化支援と安全実証への支援

福島県において、産地流通加工業者がグループを形成し、主要消費地市場に向けて共同出荷を行う取組を支援するとともに、科学的な「安全」と消費者の「安心」のギャップを解消するため、消費者が福島県水産物を購入する際に、安全性や産地の情報等を確認できる取組を新たに支援する。

(ウ) 福島県内の水産消費地市場の支援

福島県産水産物の消費拡大の取組を奨励する観点から、福島県内の水産消費地市場において、福島県産水産物の取扱拡大のための取組を行う市場の水産卸・仲卸業者に対して支援を行う。

(エ) 公益社団法人福島相双復興推進機構による取組

福島県の流通のボトルネックを解消すべく、公益社団法人福島相双復興推進機構は、福島県浜通り地域等15市町村の水産関係の仲買・加工業等を支援対象に追加し、「水産販路等支援プロジェクトチーム」を令和3年5月に新設した。同チームにて個別訪問を実施するとともに、同様に支援対象の拡充を行った「6次産業化等へ向けた事業者間マッチング等支援事業」、「人材確保支援事業」も活用して、販路拡大・新商品開発、人材確保等の支援を実施する。

<消費対策>

(ア) 外食店等での販売促進支援

外食店を活用した「三陸・常磐フェア」の開催を支援する。また、福島県や近隣県の水産加工品を、百貨店オンラインショップや高級食品 EC サイト等を通じて販売する取組を新たに支援する。

(イ) 量販店・専門鮮魚店等での販売促進支援

福島県や近隣県産の鮮魚等を量販店・専門鮮魚店等を通じて販売促進を行う取組を支援する。

② 被災地における農林業・商工業への対応【厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省】

(ア) 農林水産物の検査の実施と検査結果の公表及びその安全性についての情報発信

農林水産物の安全を確保するため、原子力災害対策本部が定めた「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づく放射性セシウムの検査や自主検査を実施し、ホームページ等で検査結果を随時公表する。また、食品の安全性や魅力に関する情報について、ホームページや SNS 等を通じた情報発信を引き続き実施する。

(イ) 福島県産農産物の第三者認証の取得支援

福島県において、安全で高品質な県産農産物の生産による風評払拭に向けて、産地における第三者認証 GAP 等の取得拡大を図るための支援を引き続き実施する。

(ウ) 牧草・稲わら等の処理推進等への支援

被災地において、安全な農林産物を生産できる環境の確保等を図るための牧草、稲わら等の処理の推進や放射性物質の吸収抑制対策への支援を引き続き実施する。

(エ) 福島県農林産物の国内販路開拓に向けた取組

国内量販店における販売フェア、事業者向け商談会やバイヤーツアー、オンラインストアへの出展促進等を実施する。また、流通実態を把握するため、風評発生時の構造変化や有識者等の御意見を踏まえたマーケティング調査を行う。

(オ) 6次産業化等へ向けた事業者間マッチング等支援事業

福島県の食品や工芸品等の地域産品の販売促進に向けて、令和3年度からデパートや商業施設等における販売品・特設コーナーの設置、デリバリー店舗・飲食店での県産品を活用したメニューの開発・提供等を新たに支援する。

(カ) 被災地産品の積極的利用の促進

被災地の復興を応援するため、「食べて応援しよう！」のキャッチフレーズの下、被災地産食品の販売フェアや社内食堂等での積極的利用の運動を継続して展開する。

また、JETROや独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」という。)等のサポートを得ながら、JAPANブランド育成支援事業や農林水産物・食品輸出プロジェクトの取組の活用等、海外販路拡大のための取組を支援する。

(キ) 木材製品の放射性物質の調査・分析等への支援

福島県産木材製品の放射性物質の調査・分析、福島県産材の安全性をPRするための公共建築物での使用、木製玩具の公共施設等への提供、展示会等での製品展示等による風評被害の防止活動への支援を引き続き実施する。

③ 被災地における観光誘客促進・交流人口拡大支援【復興庁・経済産業省・観光庁】

(ア) ホープツーリズムの促進支援

福島の復興の姿に触れるホープツーリズムによる誘客を強化するための必要な支援を行う。あわせて、旅行会社向けの福島県

浜通りツアーの組成に協力し、現地視察を通じて旅行会社に福島県浜通りの今を知ってもらうことにより、旅行会社による福島県浜通りツアーの組成を促す。

(イ) 海洋レジャーへの総合支援

ALPS処理水の放出に伴い、特に海洋レジャーへの影響が懸念されることから、被災地の海の魅力を体験できるコンテンツの開発、プロモーションの強化等、被災地におけるブルーツーリズムのための取組を総合的に支援する。

(ウ) 地域の観光資源の磨き上げや魅力の発信

観光客の誘致に向けて、観光協会等、地域の観光関係者による地域ならではの観光資源の磨き上げや、その魅力の発信を支援するため、「地域の観光資源の磨き上げを通じた域内連携促進事業」において、事業を選定・支援する。

また、風評やその影響を抑止するため、福島県及び県内市町村が自らの創意工夫によって行う地域の魅力、安全性等の情報発信を支援する。

(エ) 交流人口の拡大支援

福島県浜通り地域等15市町村における交流人口拡大につながるプロジェクトの創出に向けて、「プロジェクト創出の場」の開催を重ねていくとともに、当該15市町村にて誘客コンテンツの開発を行う事業者への支援を行う。あわせて、新たに、福島県浜通り地域等15市町村でQRコード決済等を利用した場合にポイント還元等を行うキャンペーンを令和3年秋以降に実施し、地域全体の消費拡大も推進する。

④ 中小機構やJETRO等による支援【経済産業省・農林水産省】

農林水産業、商工業及び観光業等に関わる中小企業等に対して、以下のとおり、中小機構やJETRO等による支援を実施する。

(ア) 特別相談窓口の設置等

被災地を中心とした太平洋沿岸部の自治体の中小機構やJETROの各事務所、各地のよろず支援拠点に「特別相談窓口」を設置して、中小企業等の相談に応じる体制を整える。また、関係省庁は、中小機構やJETRO等の支援機関とともに、各地で出前相談会を開

催する。

(イ) 復興支援アドバイザーの派遣等

中小機構の復興支援アドバイザー等を、被災地を中心とした太平洋沿岸部の自治体の中小企業に派遣し、課題・要望等を個別に伺うとともに、事業計画の策定、政府系金融機関等の窓口紹介、販路開拓等の支援を行う。また、JETROの各事務所は、事業者へのアンケート調査を実施する等、海外ビジネスに関する実態把握に努め、金融支援やハンズオン支援等につなげる。

(ウ) EC・見本市等での支援

JETROは、日本の水産物、農林・商工品の販路拡大に引き続き努めるとともに、欧米や東南アジア等をターゲットに、最適なECサイト等を選定し連携することで、「三陸・常磐もの」等を取り扱う中小企業の出展・販路開拓等を支援する。加えて、海外の日本産食材サポーター店に対しても「三陸・常磐もの」を含めた日本製品の魅力をPRする。また、中小機構は、新価値創造展等において、「三陸・常磐もの」等を取り扱う中小企業の出展・販路開拓等を支援する。

(エ) 経済団体等のネットワークの活用

経済団体等のネットワークを活用し、福島県の農林水産品販売会の開催を行う等、県産品の消費拡大に向けた活動を広げるとともに、これらを契機に、継続的な取引の拡大につなげる。また、東京電力に対しても、同社が保有するふくしま応援企業ネットワークを始めとする様々なネットワークを活用し、同様に消費拡大に向けた取組を促進するよう求める。

【4】風評に伴う需要変動に対応するセーフティネット

(1) 基本方針とワーキンググループ等を踏まえた今後の対応方針

基本方針においては、将来生じ得る風評影響については、現時点では想定し得ない不測の影響が生じ得ることが考えられることから、今後の海洋放出に伴う、水産業を始めとした関係者における特有の課題を幅広く継続的に確認し、必要な対策を検討するとともに、対策を講じて生じる風評被害には、被害者に寄り添う丁寧な賠償を実施するよう東京電力を指導することとしている。

基本方針決定後、ワーキンググループ等においては、漁業者が将来にわたり、安心して子々孫々までなりわいを継続できる環境整備の必要性、東京電力が責任を持って賠償を行うべきこと等の御指摘があった。これらを踏まえ、水産業における急激な需要変動への対応とセーフティネットとしての賠償が機能するようにすべく、以下の対策に取り組む。

(2) 具体的な対策

対策8：万一の需要減少に備えた機動的な対策

① **万一の需要減少に備えた機動的な対策【農林水産省・経済産業省】**

ALPS処理水の放出は長期に及ぶことから、ALPS処理水の放出に伴う風評影響に悩まされることなく、安心して漁業を続けていくことができるよう、政府として漁業者と一緒に、最後まで徹底した対策を講じる。

具体的には、理解醸成等の対策をとってもなお生じうる風評影響として、漁業関係者から懸念が示されている、ALPS処理水の海洋放出に伴う国内外における国産水産物の需要減少等の事態に対応するため、新たな緊急避難的措置として、冷凍可能な水産物の一時的買取り・保管や、冷凍できない水産物の販路拡大等について、機動的・効率的に対策が実施されるよう、基金等により、全国的に弾力的な執行が可能となる仕組みを構築する。これらのALPS処理水の海洋放出に伴う風評影響対策の財源については、既存の農林水産予算に支障を来さないよう政府全体で責任を持って毎年の予算編成過程で確保するものとする。

対策9：なおも生じる風評被害への被害者の立場に寄り添う賠償

① 体制の整備【経済産業省】

経済産業省に令和3年4月に設置した賠償についての特別チーム(処理水損害対応支援室)において、東京電力に対する指導にとどまらず、迅速かつ適切な賠償の実現に向けた賠償方針の周知や支援、東京電力の対応状況の確認を実施する。その際、期間、地域、業種を画一的に限定せず、また、立証の負担を被害者に一方的に寄せることなく、被害の実態に見合った必要十分な賠償をセーフティネットとして機能させるとともに、漁業者の操業拡大意欲や事業者の経営努力を損なうことのないよう適切に対応する。

また、原子力損害賠償・廃炉等支援機構に対して、弁護士による法律相談や行政書士による情報提供の継続を求める。

東京電力に対しては、各地域の相談窓口(福島県(11ヶ所))、補償相談センター(福島県(5か所)、宮城県、茨城県、東京都)を通じて、ALPS処理水を含め、原子力損害に関する問合せに幅広く対応するよう指導する(東京電力は令和3年4月にALPS処理水の放出に関する賠償の専用ダイヤルを開設済)。具体的な相談があれば、賠償方針に関する説明や、個別訪問による御事情伺い、請求支援を実施するよう、東京電力を指導する。

② 賠償の方針【経済産業省】

風評対策に万全を期してもなお被害が発生した場合は、東京電力が、必要十分な賠償を迅速かつ適切に実施するよう、政府としても必要な環境整備に努め、その実施状況を指導・監督する。東京電力は、既に以下の方針を表明しているが、こうした方針を含む風評賠償の枠組みを早期に取りまとめ、公表するよう指導する。また、その後、速やかに、各地域や業種ごとに当該枠組みを説明し、賠償基準を具体化するための協議を開始する。

<風評賠償の枠組みの主なポイント>

- i. 放出前であっても風評被害が生じた場合は、迅速かつ適切に賠償。
- ii. 取り扱われる商品やサービスが直接風評の影響を受けていない間接的な損害についても、適切に対応。
- iii. 将来にわたる損害として一括賠償の支払を受けた事業者においても、既に支払をした一括賠償の対象となる損害とは扱わず、新たな損害として別枠で賠償。
- iv. 風評被害の算定方法や請求方法については、既存の賠償の枠組みを最大限活用。

- v. 損害の推認に当たっては、統計データの使用等、請求者の手間をできる限り軽減できる方法を検討。
- vi. 関係者の御意見を伺いながら、上記方針の具体化を進め、ALPS処理水の放出により風評被害が生じた場合の備えとなるよう、セーフティネットとして機能する賠償の枠組みを構築。

③ 賠償に関する紛争解決【文部科学省・経済産業省】

賠償の方針について、東京電力と事業者団体等との間で協議を行う際は、事業者団体等の要請により、関係省庁も参加して調整を促進する。個別の損害賠償に不服がある場合には、政府は、原子力損害賠償紛争解決センター(ADRセンター)の活用を促すとともに、東京電力が自ら誓約した「和解仲介案の尊重」の方針を遵守するよう指導する。

【5】長期的な課題の解決に向けた対策

(1) 基本方針とワーキンググループ等を踏まえた今後の対応方針

基本方針においては、トリチウム分離技術については、ALPS小委員会の報告書等で「直ちに実用化できる段階にある技術は確認されていない」との評価がされているが、引き続き、新たな技術動向を注視し、現実的に実用可能な技術があれば、積極的に取り入れていくこととしている。

基本方針決定後、ワーキンググループ等においては、トリチウム分離技術は、政府が主体となって対応すべき等の御指摘があった。これらを踏まえ、将来技術の継続的な追求を行うべく、以下の対策に取り組む。

(2) 具体的な対策

対策10：風評を抑制する将来技術の継続的な追求

① トリチウムの分離技術の第三者評価及び最新技術動向の継続的な把握【経済産業省】

トリチウム分離技術については、政府としても、引き続き最新の技術動向について随時調査を行う等、アンテナ高く把握する。加えて、東京電力が、第三者(サインシグマ・ホールディングス株式会社)を活用した「トリチウムの分離技術調査」において、トリチウムの分離技術の実用化の可能性について、幅広い調査の実施や提案の受付・評価を行うとともに、課題を明確化するほか、必要な助言を行うこととしていることを踏まえ、当該スキームが適切に機能するよう、東京電力を指導する。現実的に実用可能な技術が確認できた場合には、具体的な設計の検討や技術の実証試験等を行い、技術の確立を目指す。

② 汚染水発生量の更なる抑制【経済産業省】

汚染水発生量は、これまでの対策により大幅に低減してきたが、今後も汚染水の発生量を可能な限り減少させる取組を継続する。

現時点では「完全止水」を実現するには、止水を行う上で原子炉建屋に隣接する土地で大規模な土木工事を行う必要があり、そうした工事に伴って、原子炉建屋内の滞留水が流出するリスクが高いこと等の課題があり、直ちに実施することは困難と考えられるが、廃炉の進捗状況や技術の進展を踏まえながら、検討を進める。

IV. おわりに

風評をめぐる状況は、時々刻々と変化するため、本取りまとめ以降も、ワーキンググループ等は継続して実施していくとともに、ALPS処理水の放出が数十年にわたり継続することを踏まえ、これに伴う風評影響を受けるおそれのある漁業者については、安心して事業を続けていけるよう、ALPS処理水による風評影響が生じ得る限り、長期的な視点に立って対策を講じる。

今後は、令和3年内を目途に中長期的な取組の行動計画を策定すべく、風評影響の把握やヒアリング等の実施を継続するとともに、必要な追加対策を機動的に講じていく。

福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の取扱い
に関する検討状況について

2021年8月25日

東京電力ホールディングス株式会社

当社福島第一原子力発電所の事故により、今なお、福島のみなさまをはじめ、広く社会のみなさまに、大変なご負担とご迷惑をおかけしていることにつきまして、心より深くお詫び申し上げます。

当社は、福島第一原子力発電所の多核種除去設備等処理水の取扱いにつきまして、本年4月の政府の「福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針」の決定以降、これを踏まえた当社の対応についてお示しするとともに、風評影響を最大限抑制するための対応を徹底するべく、安全確保のための設備の設計や運用等について、検討の具体化を進めてまいりました。

このたび、設備の具体的な設計及び運用等の検討状況、ならびに風評影響及び風評被害への対策につきまして、別紙のとおりとりまとめましたので、お知らせいたします。

引き続き、地域のみなさま、関係するみなさまのご意見を丁寧にお伺いしながら、検討を進めてまいります。

<別紙>

別紙1：多核種除去設備等処理水の取扱いに関する検討状況【概要】

別紙2：多核種除去設備等処理水の取扱いに関する安全確保のための設備の検討状況
について

別紙3：多核種除去設備等処理水の放出に伴い風評被害が発生した場合における
賠償のお取扱いについて

以上

【本件に関するお問い合わせ】

東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
廃炉コミュニケーションセンター報道第二グループ 03-6373-1111（代表）

多核種除去設備等処理水の取扱いに関する 検討状況【概要】

TEPCO

2021年8月25日
東京電力ホールディングス株式会社

- 多核種除去設備等処理水（以下、ALPS処理水）の取扱いについては、本年4月に決定された政府の基本方針を踏まえ、安全性の確保を大前提に、風評影響を最大限抑制するための対応を徹底するべく、設備の設計や運用等の検討の具体化を進めております
- これらの検討状況につきましては、これまでに特定原子力施設監視・評価検討会等で順次、お示ししてきたところです
- 本資料では、引き続き検討を進めてきた取水・放水設備や海域モニタリング等も含め、安全確保のための設備の具体的な設計及び運用等の検討状況、ならびに風評影響及び風評被害への対策について、とりまとめたものです
- 今後も、地域のみなさま、関係するみなさまのご意見等を丁寧に向い、設備の設計や運用等に適宜反映してまいります

政府の基本方針と当社の対応



2021年4月13日 廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に 関する基本方針

(以下、「政府の基本方針」という)

各種法令等を厳格に遵守するとともに、風評影響を最大限抑制する対応を徹底することを前提に、ALPS処理水の処分を行う

安全性に関する規制基準を厳格に遵守し、周辺地域の公衆や環境、農林水産品等について、現在と同様に安全を確保する

トリチウム以外の放射性物質が安全に関する規制基準を確実に下回るまで浄化されていることについて確認する

トリチウムの濃度は、現在実施しているサブドレン等の排水濃度の運用目標（1,500ベクレル/リットル未満）、トリチウムの年間の総量は、事故前の放出管理値（年間22兆ベクレル）を下回る水準とする

国際法等を踏まえ、海洋環境に及ぼす潜在的な影響についても評価するための措置を採り、こうした環境への影響に関する情報については、随時公表し、高い透明性を確保する

政府及び東京電力が放出前及び放出後におけるモニタリングを強化・拡充する

敷地内に設置されたタンクの管理にあたっては、今後の災害等に備え、十分な安全対策等を徹底する

風評影響を最大限抑制するため、国民・国際社会の理解醸成、生産・加工・流通・消費対策を講じる

最大限の対策を講じてもなお、風評被害が発生した場合には、賠償により機動的に対応する

2021年4月16日 東京電力ホールディングス株式会社

福島第一原子力発電所における多核種除去設備等 処理水の処分に 関する政府の基本方針を踏まえた 当社の対応について

政府の基本方針を踏まえた対応を徹底するべく取り組む

法令に基づく規制基準等の遵守はもとより、放出する水が安全な水であることを確実にし、公衆や周辺環境、農林水産品の安全を確保する

トリチウム以外の放射性物質については、何回でも浄化処理を行い、希釈放出前に第三者による確認を得る

トリチウムの濃度は、サブドレン等の排水濃度の運用目標値（1,500ベクレル/リットル未満）まで十分な量の海水で希釈、トリチウム年間放出量は、当面、事故前の福島第一の放出管理目標値（年間22兆ベクレル）を上限とする

国内外の方々の懸念払拭ならびに理解醸成に向けて、人及び環境への放射線の影響評価結果等、環境への影響に関する正確な情報を透明性高く、継続的に発信する

風評影響を最大限抑制するべく、これまで以上に海域モニタリングを拡充・強化する

発電所敷地内のタンクについては、漏えいの有無を継続的に監視し、将来の自然災害等に備え、適切に保守管理する

風評影響を受け得るさまざまな産業にかかる生産・加工・流通・消費対策に全力で取り組む

対策を最大限に講じた上でもなお、風評被害が発生した場合には、迅速かつ適切に賠償を行う

I 安全確保のための設備の設計及び運用等

1. 安全確保のための設備の検討状況、全体像
2. 海域モニタリング
3. 海洋生物の飼育試験
4. 今後の工程
5. トリチウム分離技術調査

II 風評影響及び風評被害への対策

1. 国内外への理解醸成に向けたコミュニケーション
2. 生産・加工・流通・消費対策
3. 風評被害が生じた場合の対策

1-1. 安全確保のための設備等の検討状況①

測定・確認用設備

[K4タンク群]

ALPS処理水に含まれるトリチウム、62核種、炭素14を希釈放出前に測定（第三者機関による測定を含む）し、62核種及び炭素14が、環境への放出に関する規制基準値を確実に下回るまで浄化されていることを確認する。

- ALPS処理水の①受入、②測定・確認、③放出、それぞれの役割をローテーションで担うタンク群（約3万m³）を設置
- ALPS近傍にあるK4エリアのタンク群の測定・確認用設備への転用（用途変更）に伴う代替貯留容量を確保するため、G4北・G5エリアにタンクを建設する

海水希釈後のトリチウム濃度は1,500^{ベクレル/リットル}※未満、年間トリチウム放出量は22兆^{ベクレル}を下回る水準となるよう、100倍以上の海水で十分に希釈する。放出するトリチウムの濃度及び量については、毎年度末に、その時点の最新データに基づき、できるだけ少なくなるよう見直す。

希釈設備

[新設海水ポンプ等]

- 希釈用の海水移送ポンプは、1台あたり17万m³/日程度のものを3台設置（年間稼働率8割、年間トリチウム放出量22兆^{ベクレル}、ポンプ1台運転の場合でも、海水希釈後のトリチウム濃度は約440^{ベクレル/リットル}と想定しており、1,500^{ベクレル/リットル}を十分下回る）
- 海水希釈後のALPS処理水について、放出中毎日サンプリングし、そのトリチウム濃度が1,500^{ベクレル/リットル}を確実に下回っていることを確認し、速やかに公表する
- さらに、当面の間は、海洋放出前の混合・希釈の状況を放水立坑を活用して直接確認した後、放出を開始する

※告示濃度限度（60,000^{ベクレル/リットル}）の40分の1であり、WHO飲料水基準（10,000^{ベクレル/リットル}）の7分の1程度

1-2. 安全確保のための設備等の検討状況②

取水・放水設備

[5号取水路・
海底トンネル等]

港湾内の放射性物質の影響を避け、港湾外から取水した海水でALPS処理水を希釈し、また、放出した水が取水した海水に再循環することを抑制するため岩盤をくり抜いた海底トンネル（約1km）を經由して放出する。

- 港湾外の海水を取水し、港湾内海水の放射能濃度の影響を受けないようにするとともに、港湾内の海水と希釈用の海水が混合しないよう、仕切堤で港湾内と分離する
- 放出地点は、日常的に漁業が行われていないエリア*内（同エリア内には約600億リットルの海水が存在）となる
※共同漁業権非設定区域
- 海底トンネルについては、海上ボーリング調査等を実施後に詳細を検討する

異常時の措置

[緊急遮断弁等]

ALPS処理水の希釈率や性状に異常が発生した場合は、緊急遮断弁を速やかに閉じるとともに、移送ポンプを停止して放出を停止する。

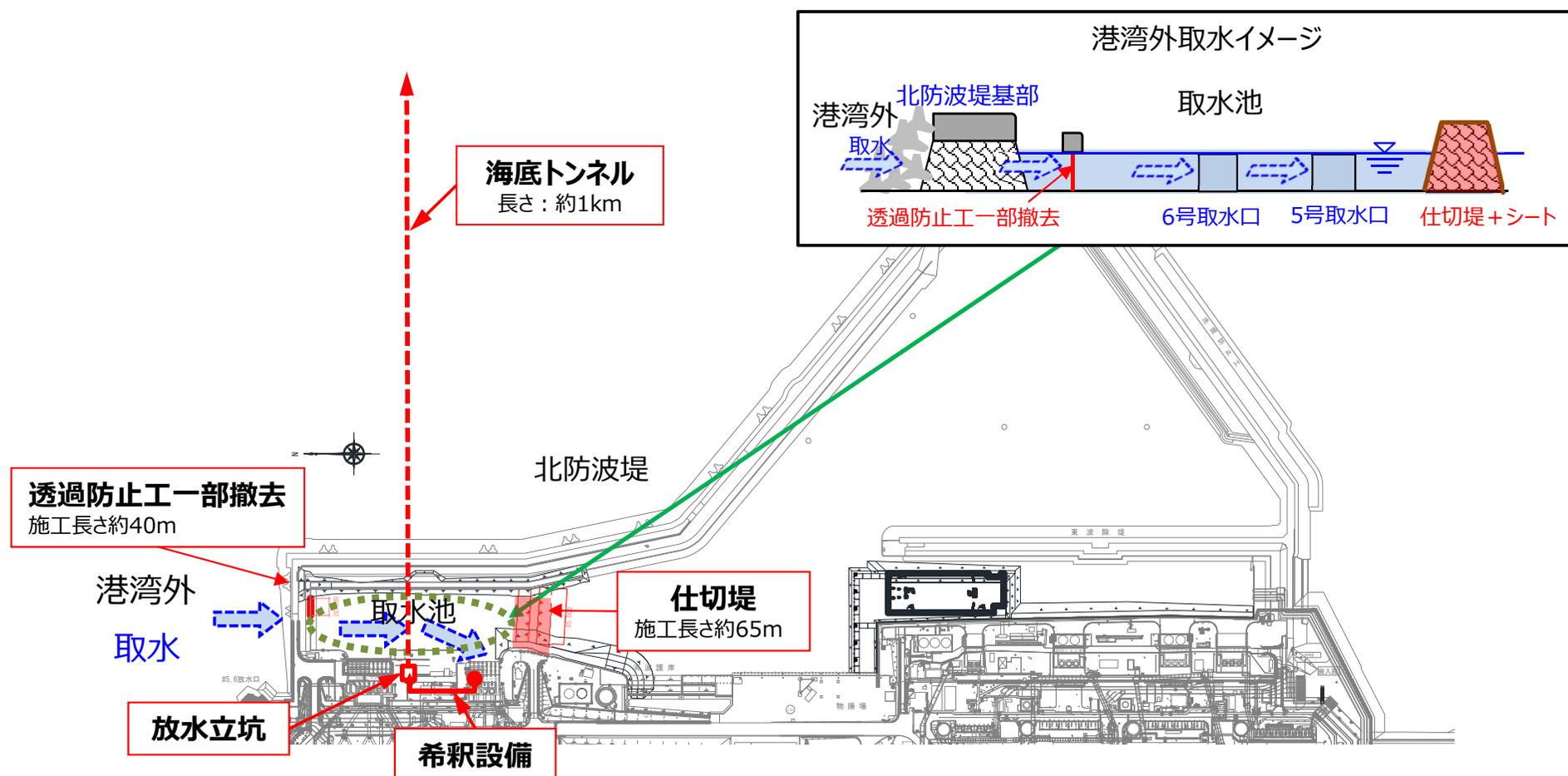
- 緊急遮断弁は、津波対策の観点から防潮堤内に1台、放出量最小化の観点から希釈海水と混合する手前に1台、計2台を設置し、多重性を備える
- 設備の異常ではないが、海域モニタリングで異常値が確認された場合も、一旦放出を停止する

その他

- ALPS処理水の海洋放出を安全に、かつ着実に実行するため、ALPS処理水対策責任者及びALPS処理水関連業務に特化した組織（ALPS処理水プログラム部）を設置する
- ALPS処理水の海洋放出に係る設備は、従来のALPS処理水を扱う設備と同等の耐震クラスを有する設計とする
- 自然災害被災時等の復旧時間を短縮するため、ポンプや流量計等については予備品を確保する

1-3. 港湾の設計

- 北防波堤の一部を改造して、港湾外の海水を希釈用として取水し、仕切堤で港湾内と分離することで、港湾内の海水が希釈用の海水と直接混合しないようにする。
- 沿岸から約1km離れた場所からの放水とすることにより、海水が再循環しにくい（希釈用海水として再取水されにくい）設計とする。
- 海底トンネルについては、海上ボーリング調査等を実施後に詳細を検討する。

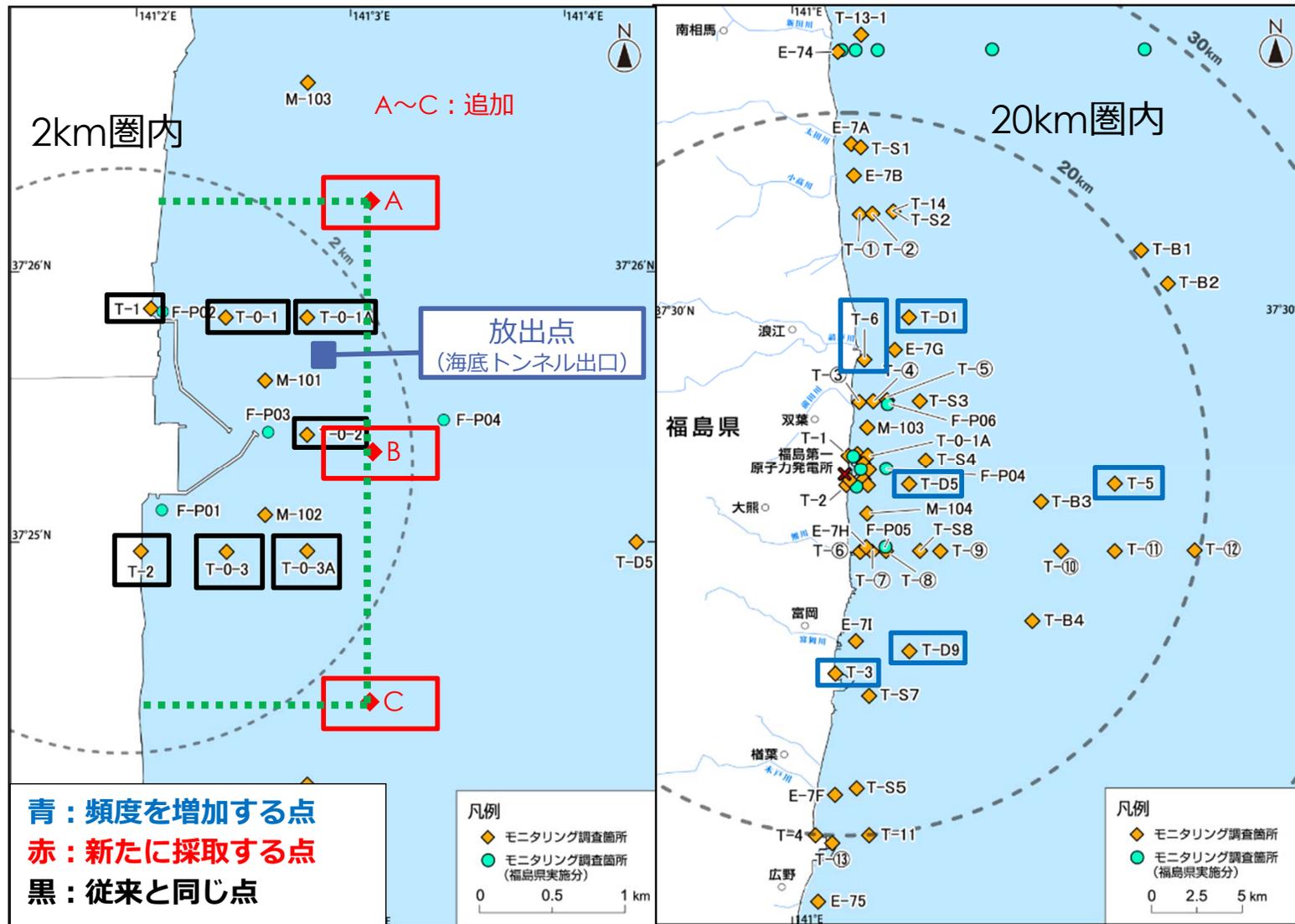


2-1. 海域モニタリング（計画）

- 海域へのトリチウムの拡散状況や魚類、海藻類への放射性物質の移行状況を確認するため、モニタリングを強化

対象	採取場所	測定対象	現在	変更（案）	備考
海水	港湾内	10ヶ所	セシウム：毎日 トリチウム：1回/週	セシウム：毎日 トリチウム：1回/週	放水立坑（放出端）は毎日実施
	2km圏内 （及び近傍）	7ヶ所	セシウム：1回/週 トリチウム：1回/週	セシウム：1回/週 トリチウム：1回/週	採取箇所3ヶ所を追加（計10カ所）
	20km圏内	6ヶ所	セシウム：1回/週 トリチウム：1回/2週	セシウム：1回/週 トリチウム：1回/週	トリチウムの分析頻度を倍増
	20km圏外 （福島県沖）	9ヶ所	セシウム：1回/月 トリチウム：0回	セシウム：1回/月 トリチウム：1回/月	トリチウムを追加
魚類	20km圏内	セシウム 134,137 ストロンチウム トリチウム	セシウム：1回/月（11ヶ所） ストロンチウム：四半期毎 （セシウム濃度上位5検体） トリチウム：1回/月（1ヶ所）	セシウム：1回/月（11ヶ所） ストロンチウム：四半期毎 （セシウム濃度上位5検体） トリチウム：1回/月（11ヶ所）	現在は、11ヶ所で魚を採取しセシウムを分析、うち1ヶ所でトリチウムを分析、変更後は他の10ヶ所においてもトリチウム分析を追加
海藻類	港湾内	セシウム 134,137	セシウム：3回/年（1ヶ所）	セシウム：3回/年（1ヶ所）	3月、5月、7月の年3回実施
	港湾外	セシウム 134,137 ヨウ素129 トリチウム	セシウム：0回 ヨウ素：0回 トリチウム：0回	セシウム：3回/年（2ヶ所） ヨウ素：3回/年（2ヶ所） トリチウム：3回/年（2ヶ所）	港湾外2ヶ所を追加 3月、5月、7月の年3回実施 （生息域調査により検討）

2-2. 海域モニタリング（例：港湾内～20km圏内の海水）



トリチウム分析点（港湾内は全ての点で分析）

日常的に漁業が行われていないエリア ※
東西1.5km 南北3.5km

※共同漁業権非設定区域

海域モニタリングの分析点の追加等は、政府のモニタリング調整会議等を踏まえて、別途検討する

3. 海洋生物の飼育試験

- ALPS処理水を含む海水環境で海洋生物を飼育し、海洋生物中のトリチウム濃度が海水のトリチウム濃度と変わらない（濃縮しない）ことなどをお示しすることで、ALPS処理水の海洋放出に係る理解の醸成、風評影響の抑制につなげる
- 地元をはじめとする多くの関係者のみなさまとのコミュニケーション活動を通じ、いただいたご意見は必要に応じて計画へ反映。飼育試験の状況や進捗は、適宜公開する

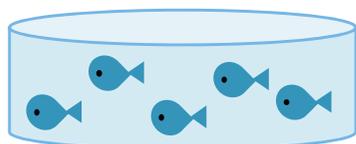
ALPS処理水の海洋放出開始前



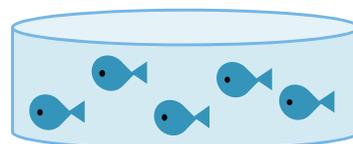
ALPS処理水の海洋放出開始後

海水（水槽1）と海水で希釈したALPS処理水（水槽2）
双方の環境下での生育状況等を確認

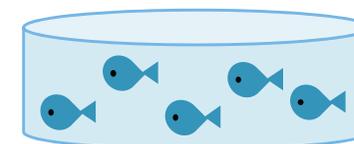
海水で希釈され、実際に環境中へ放出された水の
環境下での生育状況等を確認



水槽1：発電所周辺の海水
（トリチウム濃度 1^μクル/ℓ程度）



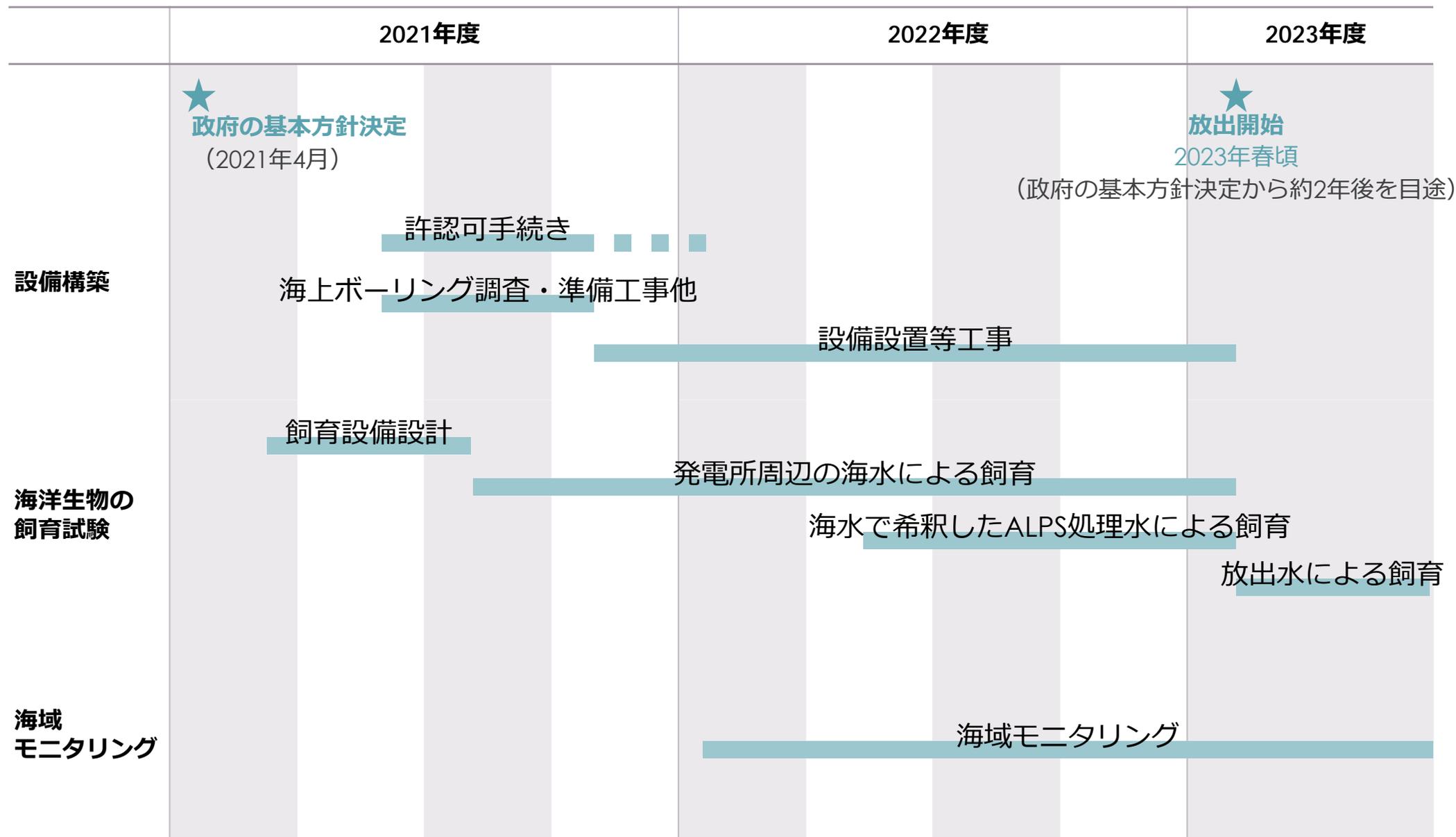
水槽2：発電所周辺の海水で希釈したALPS処理水
（トリチウム濃度 1,500^μクル/ℓ程度）



水槽：環境中へ放出された水
（トリチウム濃度 <1,500^μクル/ℓ）

飼育対象予定 [ALPS処理水の海洋放出開始前後とも]
魚類：ヒラメ（30～40cm程度、あるいはそれ以下）
貝類：詳細検討中
海藻類：詳細検討中

4. 今後の工程



- ・許認可手続きの期間は、決定しているものではありません。
- ・本工程案は、今後の調査・検討等の結果等を踏まえて、見直すことがあります。
- ・上記に加え、人及び環境への放射線の影響評価を今後公表します。

5. トリチウム分離技術調査

- トリチウム分離技術の幅広い調査の実施や提案の受付に関して、透明性を確保するために第三者機関として「ナインシグマ・ホールディングス株式会社」を選定し、同社ホームページに公募ページを開設し、国内外を対象にしたトリチウムの分離技術に関する調査や提案受付を開始した
- 提案のあった技術については、同社において技術内容の確認・評価、必要に応じてアドバイス等を行い、その結果、ALPS処理水等に対して現実的に実用可能な技術であることを当社が確認できた場合には、具体的な設計の検討や技術の実証試験などを行う



多核種除去設備等で浄化処理した水からトリチウムを分離する技術

東京電力ホールディングス株式会社(以下、東京電力)福島第一原子力発電所の多核種除去設備等で浄化処理した水(以下、ALPS処理水等¹)に対して、実用化のレベルに達しているトリチウムの分離技術は、2021年5月時点において確認されていない。
ALPS処理水等の処分に係る政府の基本方針決定を受けて、東京電力は2021年4月、ALPS処理水等について以下のような考えを示した。

¹ 2年程度後を目途としたALPS処理水¹の海洋放出開始に向け必要な設備

タンク 基数 ² 1047基 (2021/4/1現在)	タンク 貯蔵水量 ² 約125万m ³ (2021/4/1現在)
トリチウム 平均濃度 ² 約62万Bq/L (2021/4/1現在)	トリチウム 総量 ² 約780兆Bq (2021/4/1現在)

公募ページ

[日] <https://www.ninesigma.com/s/TEPCO-galleryJP>
[英] <https://www.ninesigma.com/s/TEPCO-galleryEN>

I 安全確保のための設備の設計及び運用等

1. 安全確保のための設備の検討状況、全体像
2. 海域モニタリング
3. 海洋生物の飼育試験
4. 今後の工程
5. トリチウム分離技術調査

II 風評影響及び風評被害への対策

1. 国内外への理解醸成に向けたコミュニケーション
2. 生産・加工・流通・消費対策
3. 風評被害が生じた場合の対策

1. 国内外への理解醸成に向けたコミュニケーション

ALPS処理水の海洋放出に関する疑問や風評へのご懸念にしっかりと向き合い、関係者への説明を尽くすとともに、消費者をはじめ広く国内外のみなさまの理解をより深めていただけるよう、さまざまな媒体の活用等を通じ、正確で分かりやすい情報を発信する

科学的根拠に基づく情報をお伝えし、疑問やご懸念に応じていく

● 漁業関係者、流通関係事業者等とのコミュニケーション

- 対話を重ね、懸念を払拭するための安全対策、風評対策などの説明を尽くす

● 地域や消費地等でのコミュニケーション

- 地域のみなさまの目線、消費者のみなさまの目線を意識し、トリチウムやALPS処理水の性状や、浄化の仕組み、監視体制など、よく問われる内容について、伝わるように、丁寧に説明
- 関連情報を広報紙等を通じ、周辺住民のみなさまにお届け

● 国内外メディアへの情報提供

- 国内外のみなさまへ正確な情報が届くよう、以下の取組を積極実施

* 現場取材の勧奨 * メディア向け説明会

● 有識者等への情報提供

- 現場視察の勧奨、取組の説明など



広報紙「はいろみち」
(2021年6月発行)

科学的根拠に基づく情報をお伝えし、疑問やご懸念に応じていく

●海外の理解醸成（国と連携）

- 理解醸成ツールの多言語化
 - ・ 処理水ポータルサイト
 - ・ 「トリチウム」冊子
- 海外メディア取材対応
- 大使館等への説明 など



処理水ポータルサイト
(英語版)



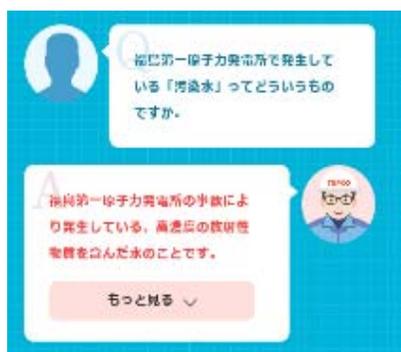
「トリチウム」冊子



英語・中国語(簡体字/繁体字)
・韓国語版を公開

●Webサイト「処理水ポータル」の適時更新、動画・SNSの活用

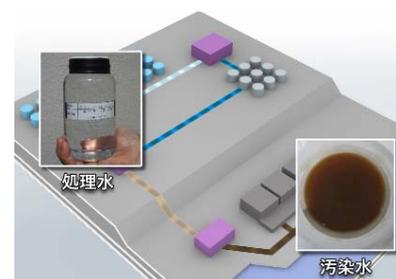
- 消費者のみなさま、海外のみなさまの安心に繋がるよう、「Q&A」のさらなる充実・強化



処理水ポータルサイト
Q&Aコーナー



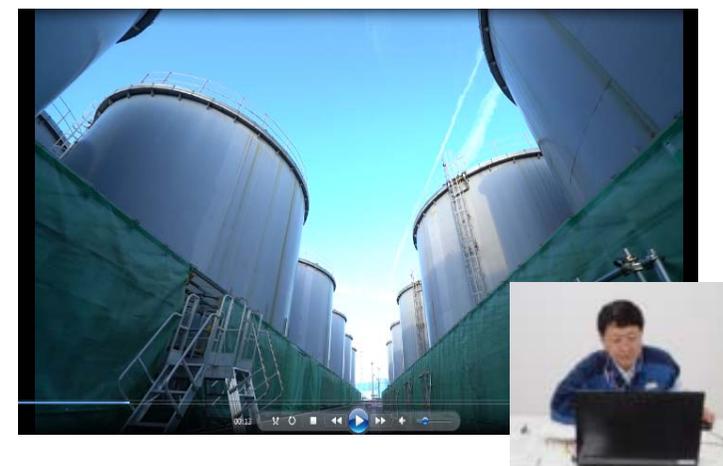
処理水ポータルサイト



解説動画
(廃炉資料館にて上映)

取組の透明性を確保する

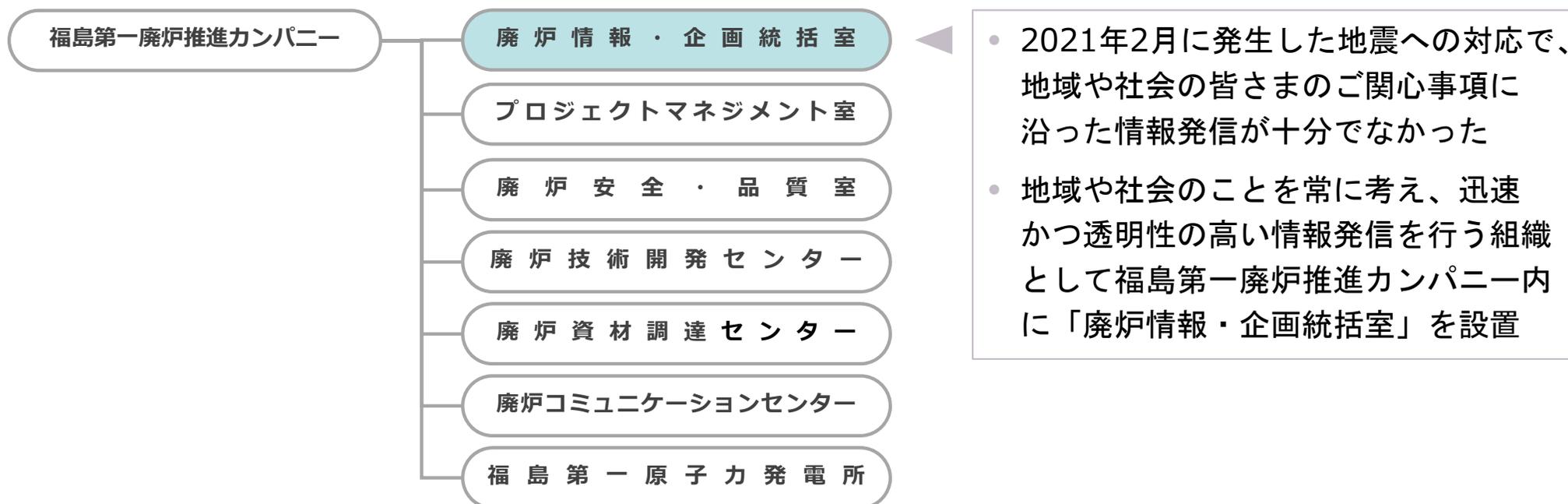
- **ALPS処理水に含まれる放射性物質について、客観性の高い測定・確認の実施**
 - 海水希釈前のトリチウム濃度の確認、トリチウム以外の放射性物質の浄化状況の確認
 - 第三者機関による測定・確認も実施、その結果について毎回公表
 - 測定時のサンプル採取時に、地元自治体・農林水産事業者等のご視察を受け入れ
- **放出前及び放出後におけるモニタリングを強化・拡充**
 - 放出の約1年前から海域モニタリングを拡充し、結果をタイムリーに公開
- **国際原子力機関（IAEA）による安全性確認の受け入れ**
- **ALPS処理水を含む海水環境下での魚類等の飼育、公開**
- **ご視察いただく機会の拡大**
 - 地域のみなさまの視察・座談会のさらなる拡大（国と連携）
 - オンライン視察の積極活用
 - 浜通り交流人口拡大策の推進
 - ・ 発電所や廃炉資料館視察者を対象に、宿泊・食事・観光に関する情報の積極的な提供など



バーチャルツアー動画を活用した
オンライン視察の様子

地域や社会の関心事項に沿った対応に向け、体制を強化する

- 地域目線・社会目線を反映した情報発信の改善等に向け、「廃炉情報・企画統括室」を設置（2021年8月）
- ALPS処理水の海洋放出に係る理解醸成に向けた全社大での活動の司令塔機能を強化（同8月）
- 宮城県、茨城県などの近隣県への対応体制の強化（同9月）



福島第一廃炉推進カンパニー組織図

(2021年8月1日～)

2. 生産・加工・流通・消費対策

風評影響を受け得る産業の生産・加工・流通・消費の各段階への取組を強化・拡充するとともに、関係者の方々との対話・協議を通じて必要な対策を適宜講じていく

福島県産農林水産物の販路開拓・消費拡大

- 小売・飲食店における販促イベント・フェア開催ならびにコロナ禍に対応したECサイト販売を水産品を中心に強化・拡充
- ふくしま応援企業ネットワークにおける消費の拡大
- (公社)福島相双復興推進機構を通じて仲買・加工業者さまを新たに支援



小売店における販売ブース

全国の魚食振興

- 福島県をはじめ近隣県を含めた全国大の魚食振興に資する取組を実施し、全国的な魚食量の回復に尽力。電気事業連合会の協力のもと、水産加工品等のカタログ販売、ならびに首都圏や大消費地等での魚食文化普及を目的としたイベントを開催

関係者の方々との対話・協議を通じた対策の充実・拡大

- 今後、福島県及び近隣県をはじめとする関係者の方々からご意見を伺い適切な対策を講じる。なお、宮城県と茨城県については、関係者の方々への説明を尽くし、対話・協議を行うための現地体制も増強・整備

3. 風評被害が生じた場合の対策

風評影響を最大限抑制するべく対策を講じた上でもなお、ALPS処理水放出に伴う風評被害が発生した場合には、その損害を迅速かつ適切に賠償していく

あらかじめ賠償期間や地域、業種を限定せず、ALPS処理水放出に伴う損害を賠償

- ALPS処理水放出前の風評被害のお申し出にも、ご事情を丁寧にお伺いし、迅速かつ適切に対応
- 間接的な損害に対しても、ご事情を丁寧にお伺いし、適切に対応
- 将来分一括賠償をお支払いしている場合でも、別の新たな損害として対応

被害者さまに極力ご負担をかけない柔軟な対応

- 風評被害の算定・請求方法は、過去の賠償に関する考え方や仕組みを最大限活用
- 損害の推認にあたり、地域や業種ごとの統計データなどを用いて、ご請求者さまのお手間を軽減できる方法を提案
- 損害額の算定にあたり、これまでにご提出いただいている書類の活用を提案するとともに、事業者さまごとのご事情を考慮し柔軟に対応

関係者の方々のご懸念に対する丁寧な対応

- ご懸念に対して、具体的な賠償基準などを訪問・説明会等により丁寧に説明
- 風評賠償の枠組みは、関係者の皆さまのご意見をお伺いし具体化

多核種除去設備等処理水の取扱いに関する 安全確保のための設備の検討状況について

TEPCO

1. はじめに
2. 安全確保のための設備の設計
3. 設備の運用
4. 全体工程
5. 海域モニタリング
6. 海洋生物の飼育試験
7. トリチウム分離技術調査
8. おわりに

2021年8月25日

東京電力ホールディングス株式会社

1. はじめに

- 多核種除去設備等処理水（以下、ALPS処理水）の取扱いについて、2021年4月13日に決定された政府の基本方針（スライド3,4）を踏まえ、安全性の確保を大前提に、風評影響を最大限抑制するための対応を徹底するべく、設備の設計や運用等の検討の具体化を進めております。
- これらの検討状況につきましては、これまでに特定原子力施設監視・評価検討会等で順次、お示ししてきたところです。
- 本資料では、引き続き検討を進めてきた取水・放水設備や海域モニタリング等も含め、安全確保のための設備の具体的な設計及び運用等の検討状況について、とりまとめたものです。
- 今後も、地域のみなさま、関係者のみなさまのご意見等を丁寧に伺い、設備の設計や運用等に適宜反映していくとともに、ALPS処理水の取扱いに関するご懸念の払拭、ご理解の醸成にむけて、説明責任を果たしてまいります。

【参考】政府の基本方針からの抜粋（1/2）

2. ALPS処理水の処分方法について

（2）海洋放出に当たっての対応の方向性について

- 海洋放出に当たっては、安全に係る法令等の遵守に加え、風評影響を最大限抑制するための放出方法（客観性・透明性の担保されたモニタリングを含む。）を徹底しなければならない。
- 東京電力には、（中略）主体的・積極的に、政府とともに最大限取り組むよう求める（後略）。

3. ALPS処理水の海洋放出の具体的な方法

（1）基本的な方針

- ALPS処理水の海洋放出に当たっては、ALARAの原則に基づき、厳格に管理しながら浄化処理や希釈等を行うことによりリスクをできる限り低減する対応を講じることを前提に、福島第一原発において実施することとする。
- 東京電力には、今後、2年程度後にALPS処理水の海洋放出を開始することを目途に、具体的な放出設備の設置等の準備を進めることを求める。

（2）風評影響を最大限抑制するための放出方法

- ALPS処理水の海洋放出については、同処理水を大幅に希釈した上で実施することとする。海洋放出に先立ち、放射性物質の分析に専門性を有する第三者の関与を得つつ、ALPS処理水のトリチウム濃度を確認するとともに、トリチウム以外の放射性物質が安全に関する規制基準を確実に下回るまで浄化されていることについて確認し、これを公表する。

【参考】政府の基本方針からの抜粋（2/2）

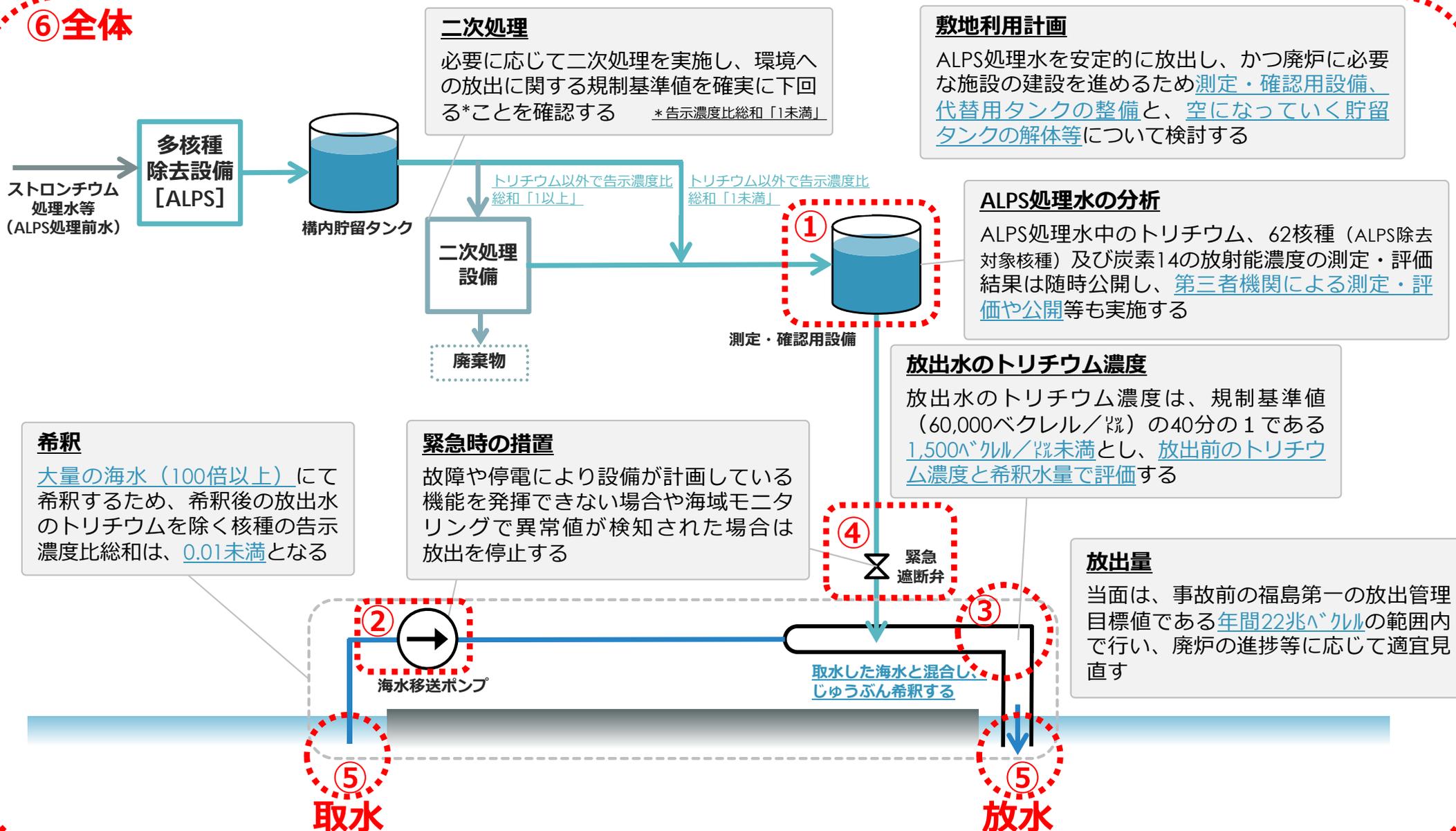
- 取り除くことの難しいトリチウムの濃度は、規制基準を厳格に遵守するだけでなく、消費者等の懸念を少しでも払拭するよう、現在実施している福島第一原発のサブドレン等の排水濃度の運用目標（1,500ベクレル/リットル※未満）と同じ水準とする。
※告示濃度限度（60,000ベクレル/リットル）の40分の1であり、WHO飲料水基準（10,000ベクレル/リットル）の7分の1程度
 - この水準を実現するためには、ALPS処理水を海水で大幅（100倍以上）に希釈する必要がある。なお、この希釈に伴い、トリチウム以外の放射性物質についても、同様に大幅に希釈されることとなる。
 - また、放出するトリチウムの年間の総量は、事故前の福島第一原発の放出管理値（年間22兆ベクレル）を下回る水準になるよう放出を実施し、定期的に見直すこととする。
 - 新たにトリチウムに関するモニタリングを漁場や海水浴場等で実施するなど、政府及び東京電力が放出前及び放出後におけるモニタリングを強化・拡充する。
 - 海洋放出の実施に当たっては、周辺環境に与える影響等を確認しつつ、慎重に少量での放出から開始することとする。また、万が一、故障や停電などにより希釈設備等が機能不全に陥った場合や、モニタリングにより、異常値が検出された場合には、安全に放出できる状況を確認できるまでの間、確実に放出を停止することとする。
 - 関連する国際法や国際慣行を踏まえ、海洋環境に及ぼす潜在的な影響についても評価するための措置を採るとともに、放出後にも継続的に前述のモニタリングを実施し、環境中の状況を把握するための措置を講じることとする。
5. 将来に向けた検討課題
- 福島第一原発の港湾内の放射能濃度の減少に向けた排水路の清掃や港湾内の魚類駆除の対策などの取組も引き続き実施する。

2. 安全確保のための設備の設計

2. 実施計画変更認可申請上の論点 (1/2)

[海洋放出設備の概念図]

⑥全体



2. 実施計画変更認可申請上の論点（2/2）

- 安全確保のための設備については、特定原子力施設監視・評価検討会において6つの論点をお示し、順次検討を進め、6月に論点①、7月に論点②、③、④、⑥についてご説明しております。

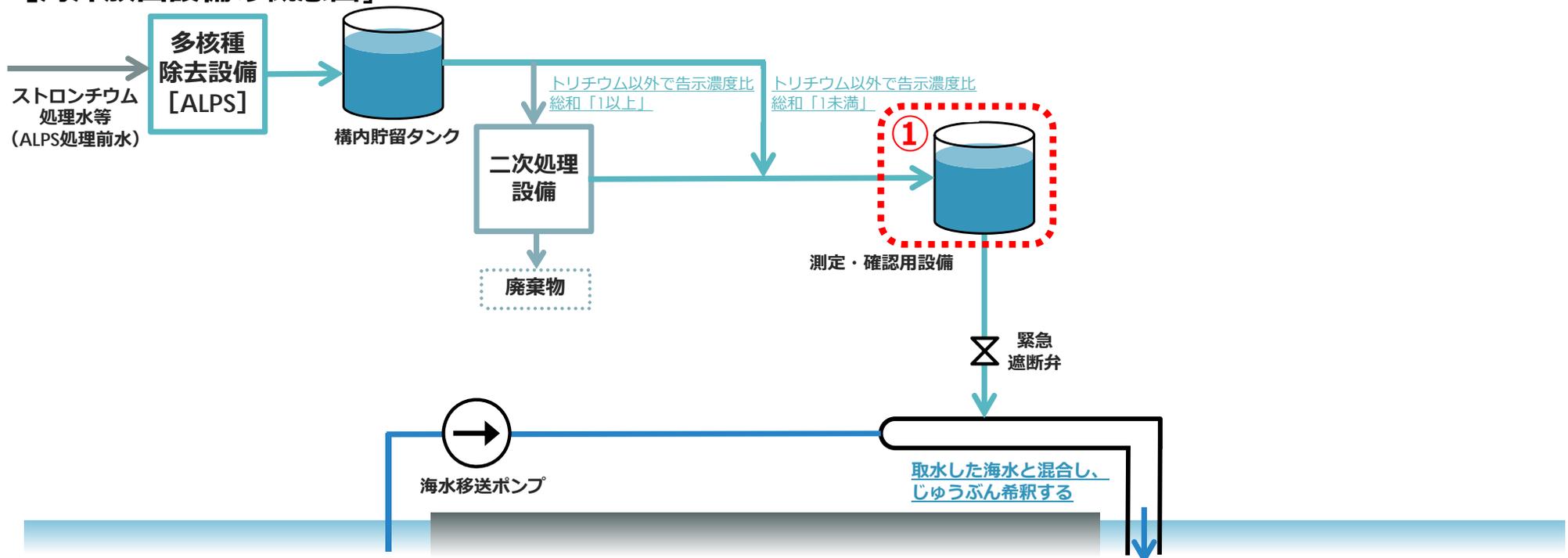
<p>論点① (測定・評価)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 希釈放出前にトリチウム、62核種（ALPS除去対象核種）、炭素14の放射能濃度を厳格に測定・評価する際の試料の採取方法及び当該採取方法に必要な設備及び運用方法 ● 厳格な放射能濃度の測定・評価に必要なタンクの確保 ● 放射能濃度の測定・評価における品質保証 <p style="text-align: right;">⇒p.8～21</p>
<p>論点② (希釈設備仕様)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 希釈用の海水移送ポンプの仕様（容量等）及び海水流量の測定方法 <p style="text-align: right;">⇒p.22～28</p>
<p>論点③ (希釈評価)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● トリチウム濃度の測定には半日から1日を要するため、ガンマ核種のように連続測定による異常の検知ができない。このため、放出水のトリチウム濃度が1,500^{Bq}/ℓ未満であることを、放出前のトリチウム濃度と希釈水量で評価することの妥当性（ただし、放出端での定期的なトリチウム濃度の測定は実施する） <p style="text-align: right;">⇒p.29～34</p>
<p>論点④ (異常時の措置)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 放出水のトリチウム濃度が1,500^{Bq}/ℓ未満であることが確認できない場合、放出を緊急停止する際のインターロック ● 緊急遮断弁の多重性、設置場所 ● ALPS処理水は、希釈放出前に放射能濃度を測定・評価し、告示濃度比総和1未満（トリチウムを除く）を確認しているが、万一粒子状の放射性物質が流出することに備えて、放射線モニタ（ガンマ線）とこれによる緊急停止インターロック <p style="text-align: right;">⇒p.35～37</p>
<p>論点⑤ (取放水)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 取水と放水の方法（特に、取放水時の港湾内海底付近の放射性物質の巻き上がり防止と、放水時の拡散促進） <p style="text-align: right;">⇒p.38～45</p>
<p>論点⑥ (全体)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 必要な設備の設計、建設及び運用を実施するための体制 ● 設備全体の安定的な運用に対する備え（予備品の確保、自然災害対策等） <p style="text-align: right;">⇒p.46～48</p>

2-(1)

論点① 測定・評価

- 希釈放出前にトリチウム、62核種（ALPS除去対象核種）、炭素14の放射能濃度を厳格に測定・評価する際の試料の採取方法及び当該採取方法に必要な設備及び運用方法
- 厳格な放射能濃度の測定・評価に必要なタンクの確保

[海洋放出設備の概念図]



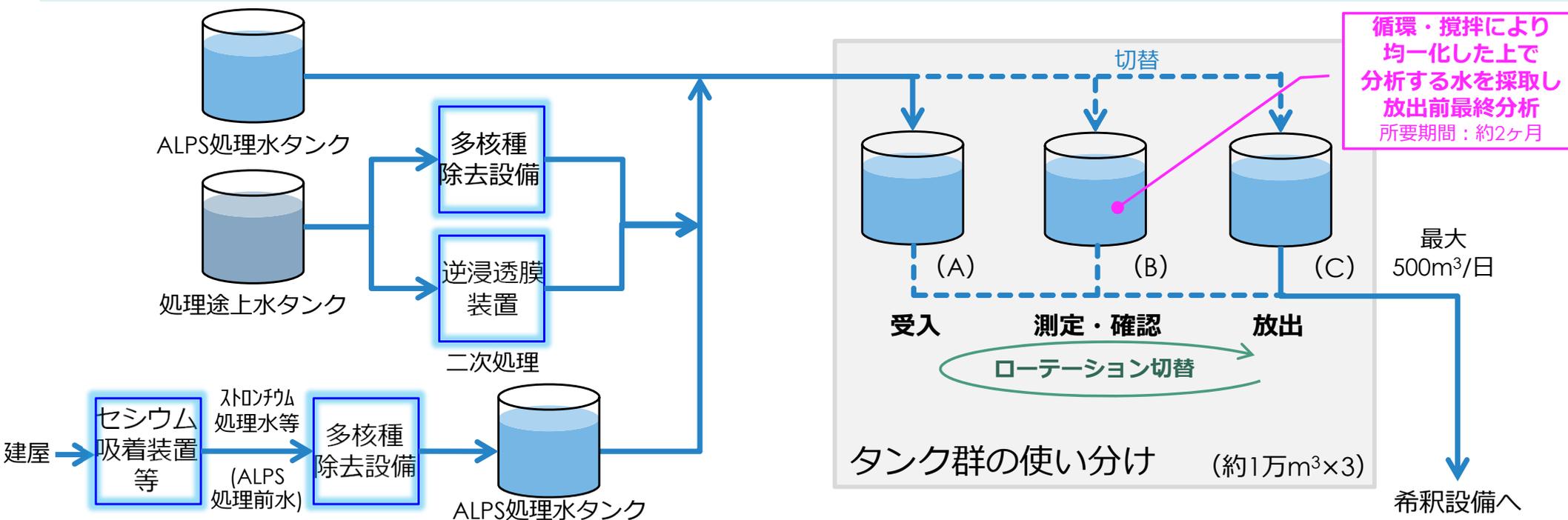
2-(1)-1 設計の考え方

1. ALPS処理水の海洋放出にあたっての重要なポイントは、トリチウム、62核種（ALPS除去対象核種）及び炭素14の放射能濃度を希釈放出前にきちんと測定・評価し、62核種（ALPS除去対象核種）及び炭素14の告示濃度比総和が1未満であることを確認することです（第三者機関による測定・評価を含む）。
2. このとき、以下の2つの条件を考慮する必要があります。
 - 放射能濃度の測定・評価には、時間を要する核種があること
 - 廃炉を進めるためには、ALPS処理水等の保管容量を計画的に減少させていくこと
3. これらを両立させるため、「受入」「測定・確認」「放出」の3つの役割をもった測定・確認用のサンプルタンク群を約1万m³ずつ（計約3万m³）用意することにしました。

2-(1)-2 容量の考え方 (1/2)

希釈放出前に、ALPS処理水中のトリチウム、62核種（ALPS除去対象核種）及び炭素14の放射能濃度を測定・評価し、その結果を毎回公表していくことはもちろんのこと、第三者機関による測定・評価も実施します。

62核種の中には測定・評価に時間を要する核種があり、二次処理性能確認試験では**測定・評価に約2ヶ月**（短縮検討中）要したことから、日々発生する水の**約1万m³分**（=150m³/日×2か月）を確保します。また、測定・評価を円滑に実施するために、**「受入」「測定・確認」「放出」の3つの役割**をもったタンク群を確保し、**約1万m³×3群の計約3万m³分をローテーションしながら運用すること**とします。なお、**放出前最終分析は、タンク群ごとに内部の水を循環・攪拌により均一化した上で、分析する水を採取します**。このため、これらの用途のタンク群には、ALPS処理水等の保管用タンクと異なり、循環用と攪拌用のポンプ、弁、試料採取用配管、電源、制御装置等を追設するなどの改造を行います。



2-(1)-2 容量の考え方 (2/2)

容量については、前ページで述べたように「受入」「測定・確認」「放出」の3つの役割をもったタンク群を確保し、**約1万m³×3群の計約3万m³分をローテーションしながら運用する（1周するのに6か月間）**こととします。これは、ALPS処理水等の保管量がこれ以上増加しないよう、日々発生する水が150m³/日×2か月であることを前提にしています。

- 汚染水の発生量を2025年内に100m³/日以下まで低減させていくこと
- 62核種の測定・評価時間の短縮を検討し、ローテーション上の工程を短くすること

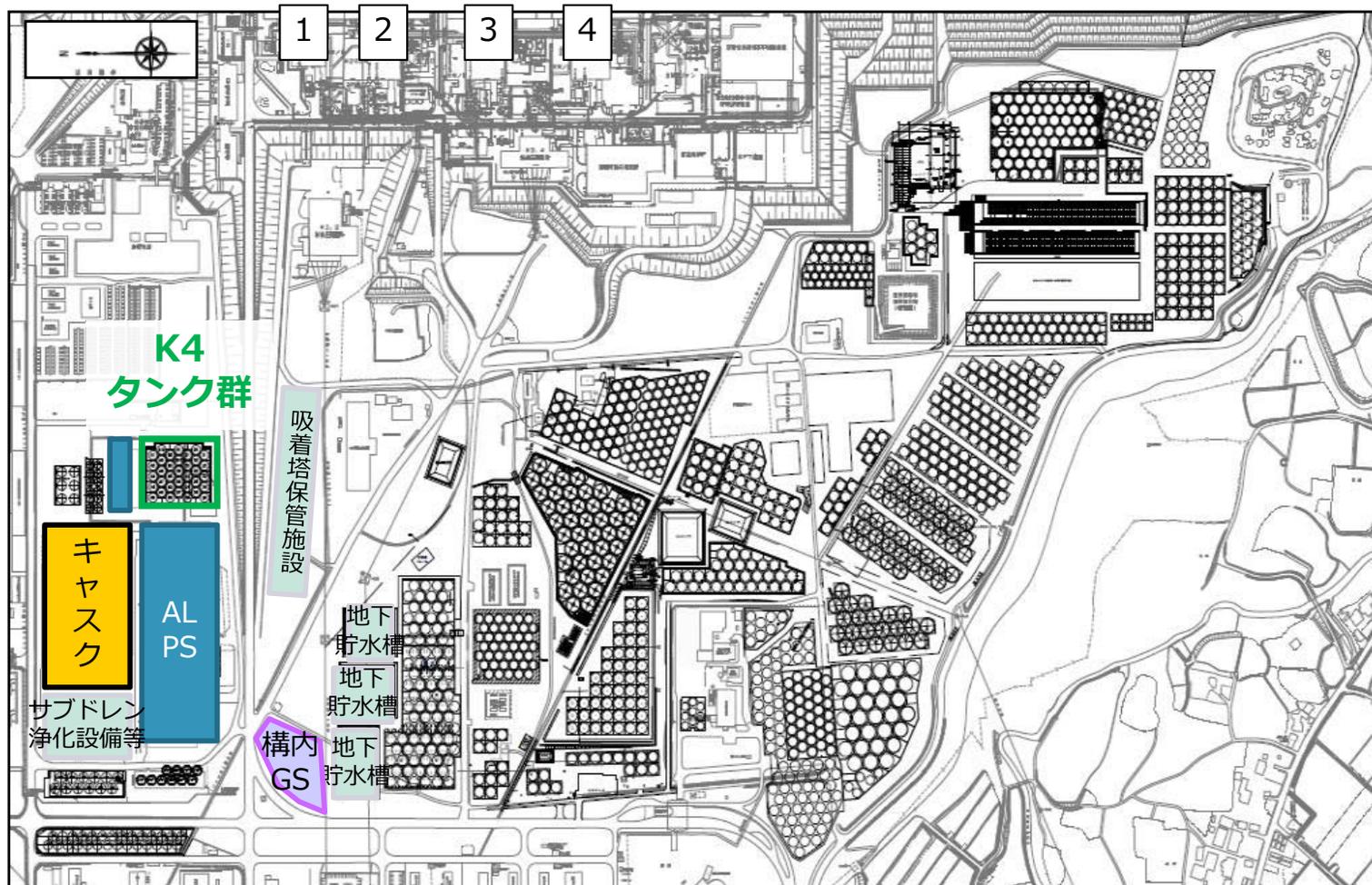
についても継続的に取り組み、既に貯留されているALPS処理水等を減少させたいと考えています。

さらに、海洋放出に必要な設備等の定期点検や故障等に対する備えとして稼働率を考慮する必要があること、既に貯留されているALPS処理水等を計画的に減少させること等を踏まえ、運用する幅を広げておく必要があると考えており、以下についても検討してまいります。

- タンク間の配管の引き回しの改造が必要だったり、ALPS処理水等の移送手順の複雑化になったりするが、二次処理の受入、放出だけならそれぞれ1か月程度で実施できることから、4か月周期のローテーション運用とすること
- 詳細なシミュレーションが必要であるものの、ALPS処理水のうち、トリチウム濃度の低いものから放出することにより、既に貯留されているALPS処理水等の減少幅を大きくすること

2-(1)-3 配置の考え方

希釈設備へのALPS処理水の移送や、万一トリチウムを除く告示濃度比総和が1以上が確認された場合に再浄化のためのALPSへの返送を考慮して、この用途の**タンク群はALPSの近傍**に設置することが必要です。しかしながら、ALPS近傍に約3万m³のタンクを建設する余地が無いいため、周辺のタンク群のうち、既にトリチウム、62核種（ALPS除去対象核種）及び炭素14の計64核種を測定・評価し、トリチウムを除く告示濃度比総和が1未満であることを確認している**K4タンク群**をこれにあてます。



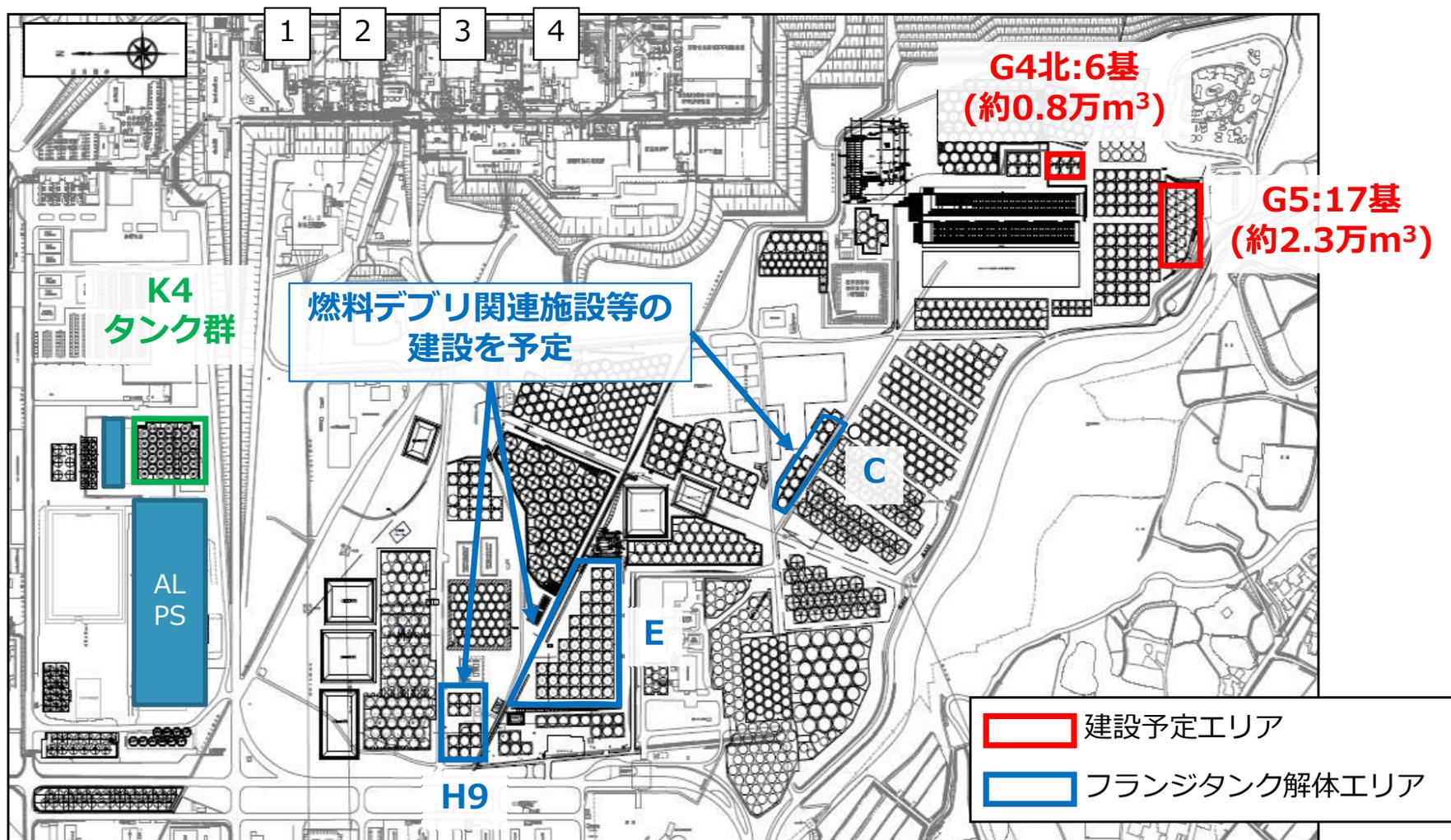
2-(1)-4 K4タンク群の用途の変更 (1/2)

1. ALPS処理水について、厳格な放射能濃度の測定・評価を実施し、かつ海洋放出を安定して実施するためのタンクを用意し、これにK4タンク群をあてることについては、前述のとおりです。
2. したがって、K4タンク群（約3万m³）の用途を、ALPS処理水等の長期保管を目的としたものから、厳格に放射能濃度を測定・評価するために必要な放出設備という目的にすることに変更します。このため、今後K4タンク群を放出設備の一つとして、ALPS処理水等の保管用タンクと異なり、循環用と攪拌用のポンプ、弁、試料採取用配管、電源、制御装置等を追設するなどの改造を実施していくこととなりますので（改造工事の内容、工程等については検討中）、K4タンク群の水抜きを行う際の受け入れ先として、同容量のタンクが一時的に必要となる状況です。
3. K4タンク群の用途変更に伴い、ALPS処理水等及びストロンチウム処理水（ALPS処理前水）の保管のための計画容量（約137万m³）からK4タンク群（約3万m³）分が減少することになるため、同容量のタンクはK4タンク群を相殺する位置付けとなり、海洋放出開始後も一定期間貯留用タンクとして活用します。

2-(1)-4 K4タンク群の用途の変更 (2/2)

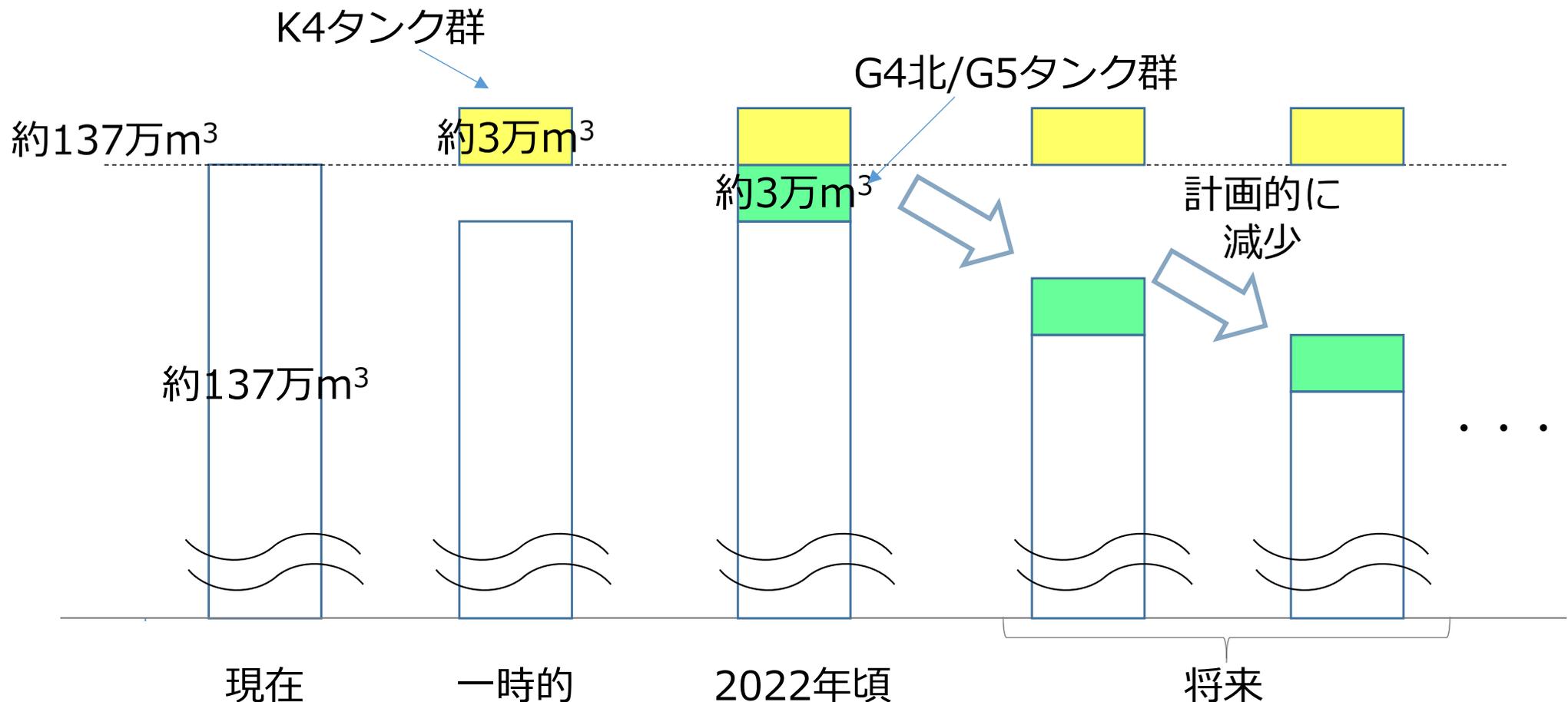
4. 同容量のタンクを建設する場所については、フランジタンク解体跡地が候補となります。
5. K4タンク群を厳格な放射能濃度を測定・評価を行うためのタンクとして運用することの重要性を踏まえ、G4北及びG5エリアについては、資機材や事故対応設備等の保管場所として計画していましたが、これを断念し、K4タンク群の代替場所として、タンク建設にあてることにしました（**スライド15**）。なお、溶接型タンクの解体が進むまでの間、資機材は道路等に仮置きし、事故対応設備等は現状に残置します。

【参考】 K4タンク群の代替場所



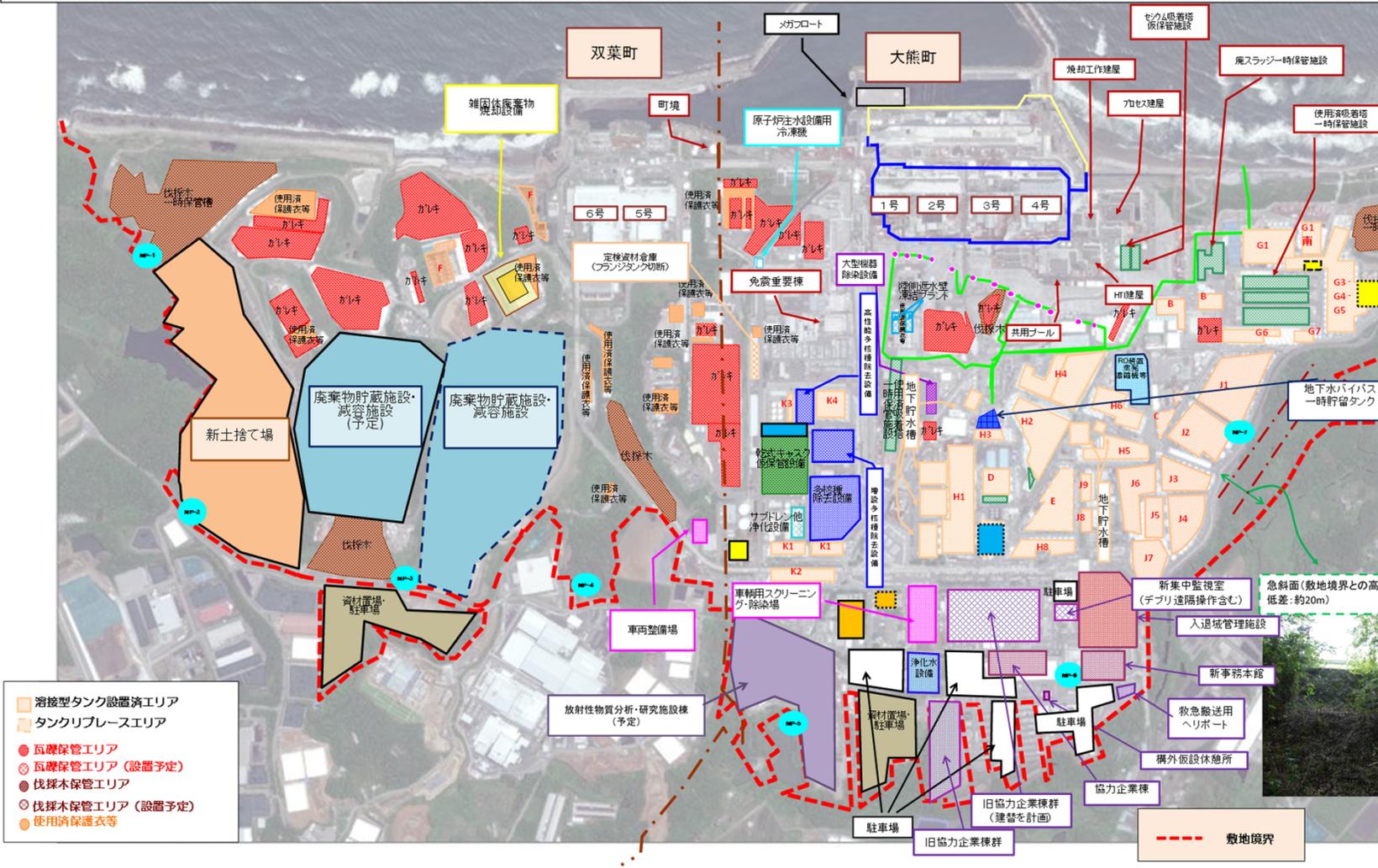
2-(1)-5 タンクエリアの敷地利用見通し

タンクエリアは、将来的に廃炉に必要な施設を建設する計画であり、施設の着工の大半は2020年代後半となっています。廃炉作業に支障を与えないよう、海洋放出によりALPS処理水を計画的に海洋放出し、施設の着工までにタンクを解体していく必要があります。
 フランジタンク解体跡地にK4タンク群に相当する約3万m³のタンクを建設した場合でも、2020年代前半には建設したタンクと同容量のタンク解体が必要となります。



【参考】敷地利用について

- ◇福島第一原子力発電所構内において、現行計画以上のタンク増設の余地は限定的。
- ◇ALPS処理水よりもリスクの高い使用済燃料の取り出しやデブリの取り出しといった廃炉作業を進めていくためには、以下のような施設の建設が必要。
 - ・ 取り出した使用済燃料の保管施設
 - ・ 燃料デブリの取り出しに必要なメンテナンス施設
 - ・ 今後発生する廃棄物を保管するために必要な施設
 - ・ 廃棄物リサイクル施設
 - ・ 取り出した燃料デブリの保管施設
 - ・ 燃料デブリ取り出しのための訓練施設
 - ・ 様々な試料の分析施設
 - ・ 作業員が安全に作業に取り組むために必要な施設 など
- ◇安全かつ着実な廃炉作業に向けて敷地内の土地を確保するためには、ALPS処理水を処分し、タンクの解体を進めていくことが必要。



- 2021年度頃
 - 事故対応設備の保管
 - 水処理二次廃棄物関連資材置場
 - サブドレン集水設備
- 2022年度頃
 - 取り出し装置メンテナンス設備
 - 試験的取り出し装置等保管
 - 乾式キャスク仮保管施設 (1~6号SFP用)
- 2023年度頃
 - バイオアッセイ施設
- 2024年度以降
 - 総合分析施設
 - 廃棄物リサイクル施設
 - 燃料デブリ第一保管施設
 - SFP内高線量機器等の保管設備
 - 燃料デブリ第二保管施設
 - 取り出し装置メンテナンス設備
 - 燃料デブリ取り出し訓練施設等
 - 燃料デブリ・廃棄物移送システム
 - 保管施設用収納年等
 - 燃料デブリ第三保管施設
 - 乾式キャスク仮保管施設 (共用プール用)
 - 高線量用減容設備
 - 高線量用団体庫
 - 燃料デブリ保管施設 (第四以降)

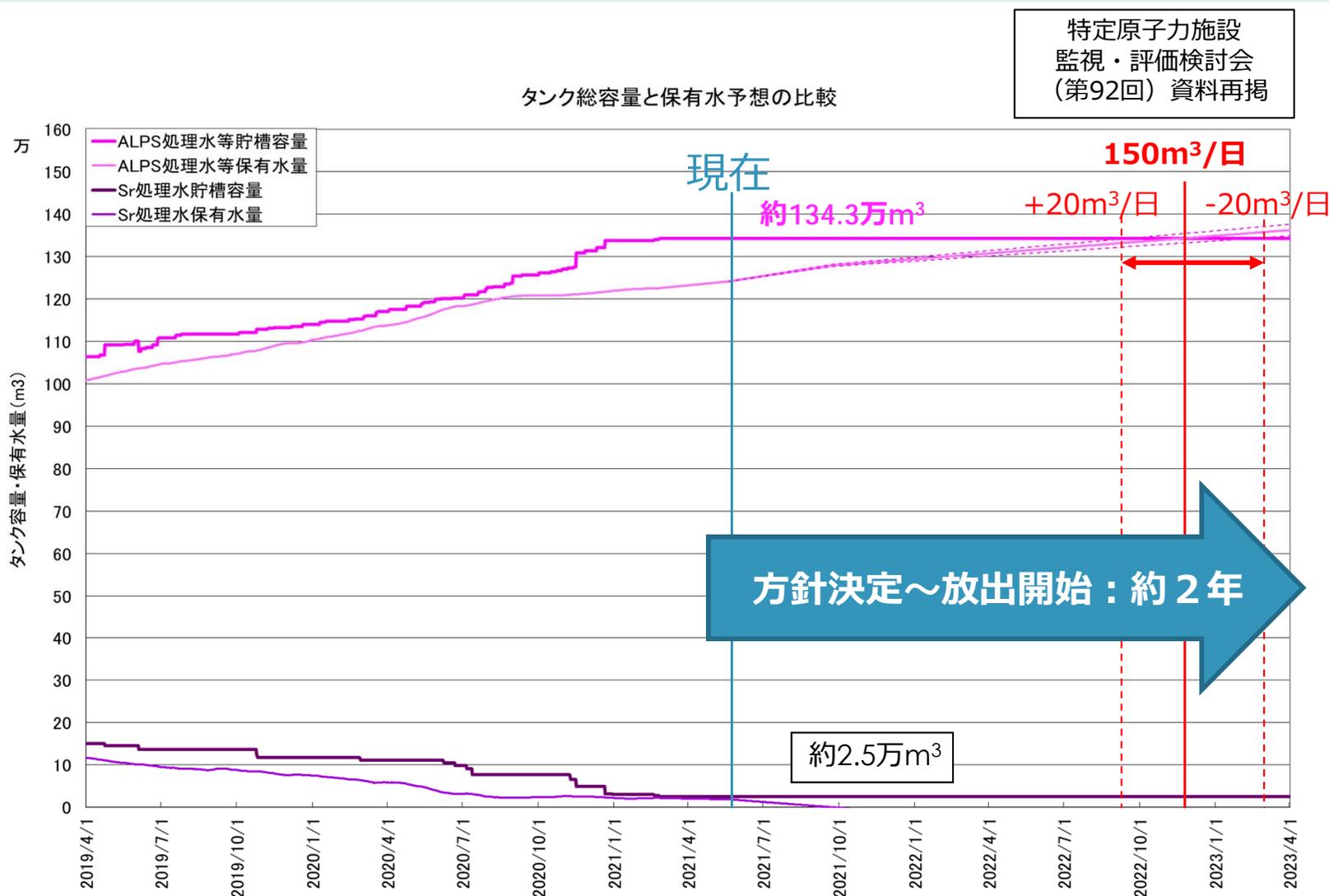
- 溶接型タンク設置済エリア
- タンクリプレースエリア
- 瓦礫保管エリア
- 瓦礫保管エリア (設置予定)
- 伐採木保管エリア
- 伐採木保管エリア (設置予定)
- 使用済保護衣等

【補足事項】
 ○本配置図は、現在の敷地の利用状況と現段階の利用計画に基づき作成。
 ○また、将来の廃炉作業の進捗に応じて、施設の設置・廃止が必要となることから、適宜計画の見直しを実施。

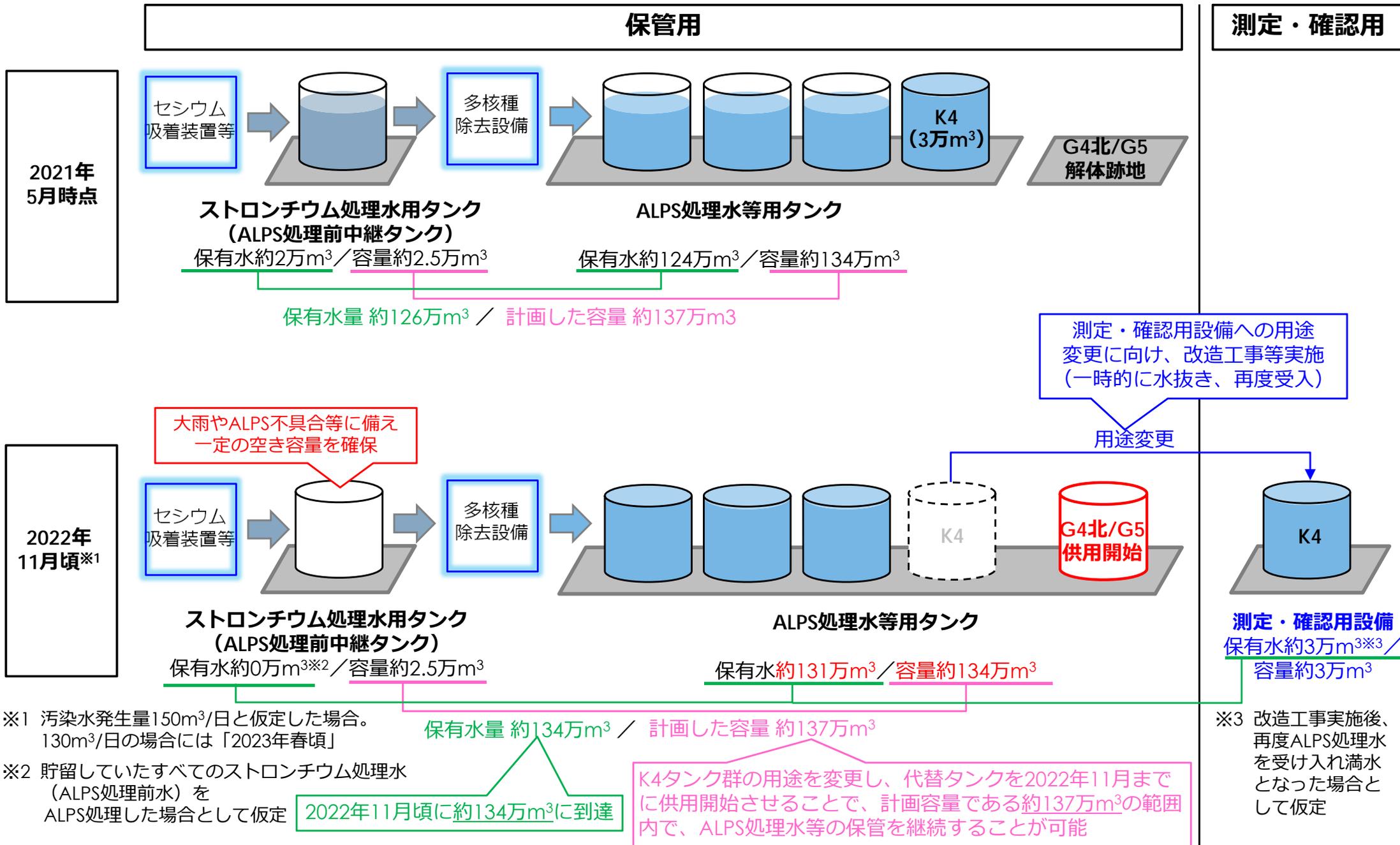
※この他、廃炉に伴い、2030年代以降に必要な施設
 注1:着工が必要と想定される時期を示したものの、タンクの解体に1~2年の期間が必要となる。
 注2:工事時の作業用ヤードを考慮すると、最大で2倍程度の敷地が一時的に必要となる。
 注3:施設の面積は現時点での想定であり、今後の検討の進捗、新知見等により変わらうるものである。

【参考】ALPS処理水等の保管状況

2021年5月20日時点のALPS処理水等及びストロンチウム処理水（ALPS処理前水）の保管実績（約126万m³）から、汚染水発生量150m³/日の場合、**2022年11月頃に約134万m³に到達します。**今回K4タンク群の用途を変更し、その代替タンクを2022年11月頃に供用開始させることで、計画容量である約137万m³の範囲内で、ALPS処理水等の保管を継続することが可能です。



【参考】保管用タンクと測定・確認用設備の関係 (1/2)

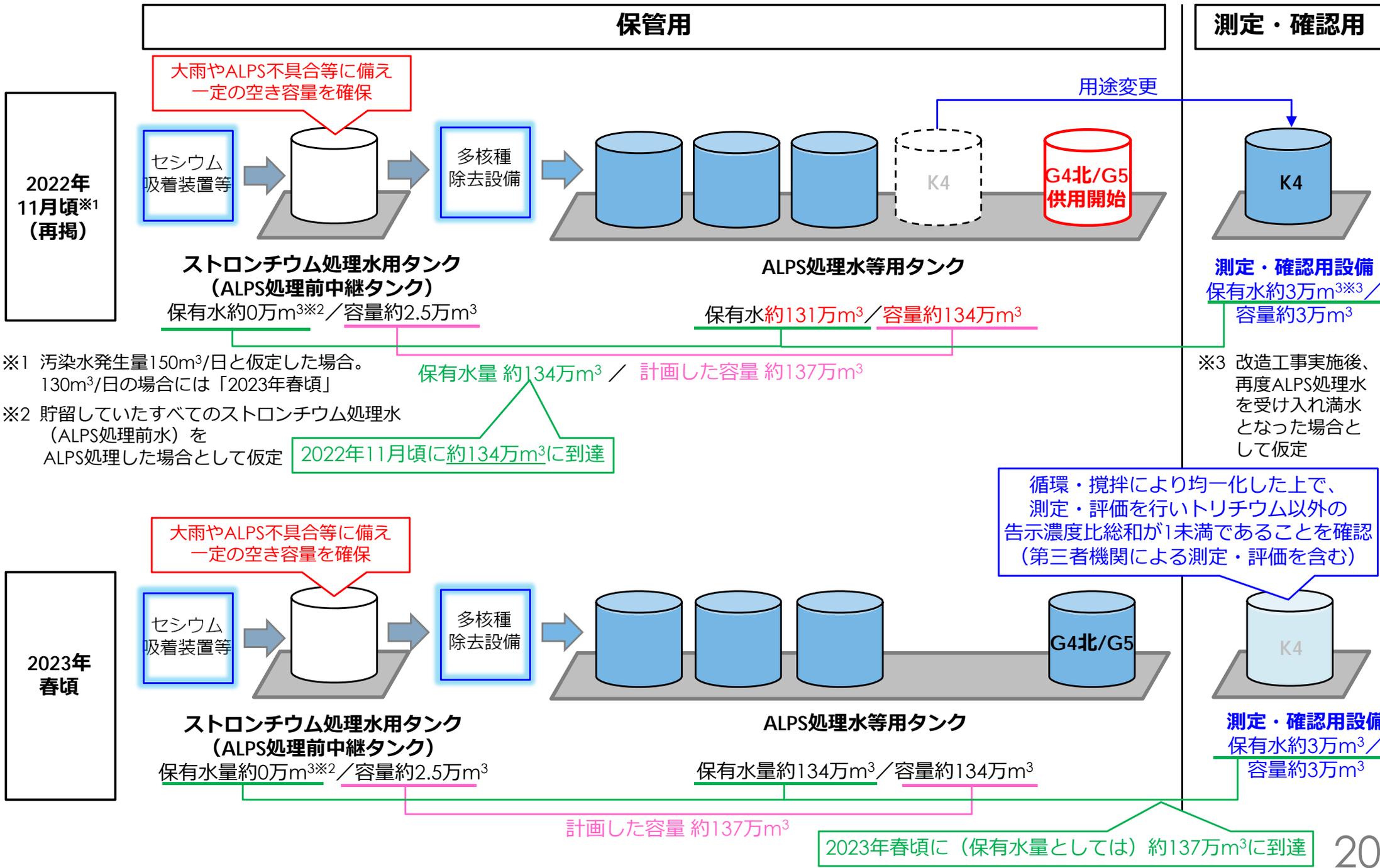


※1 汚染水発生量150m³/日と仮定した場合。130m³/日の場合には「2023年春頃」

※2 貯留していたすべてのストロンチウム処理水 (ALPS処理前水) をALPS処理した場合として仮定

※3 改造工事実施後、再度ALPS処理水を受け入れ満水となった場合として仮定

【参考】保管用タンクと測定・確認用設備の関係 (2/2)



【参考】 G4北、 G5エリアのタンク建設工程

2022年11月頃に確実にALPS処理水等を受け入れられるよう、G4北、G5エリアは2022年10月末までに完成を目指します。

スケジュール (計画)

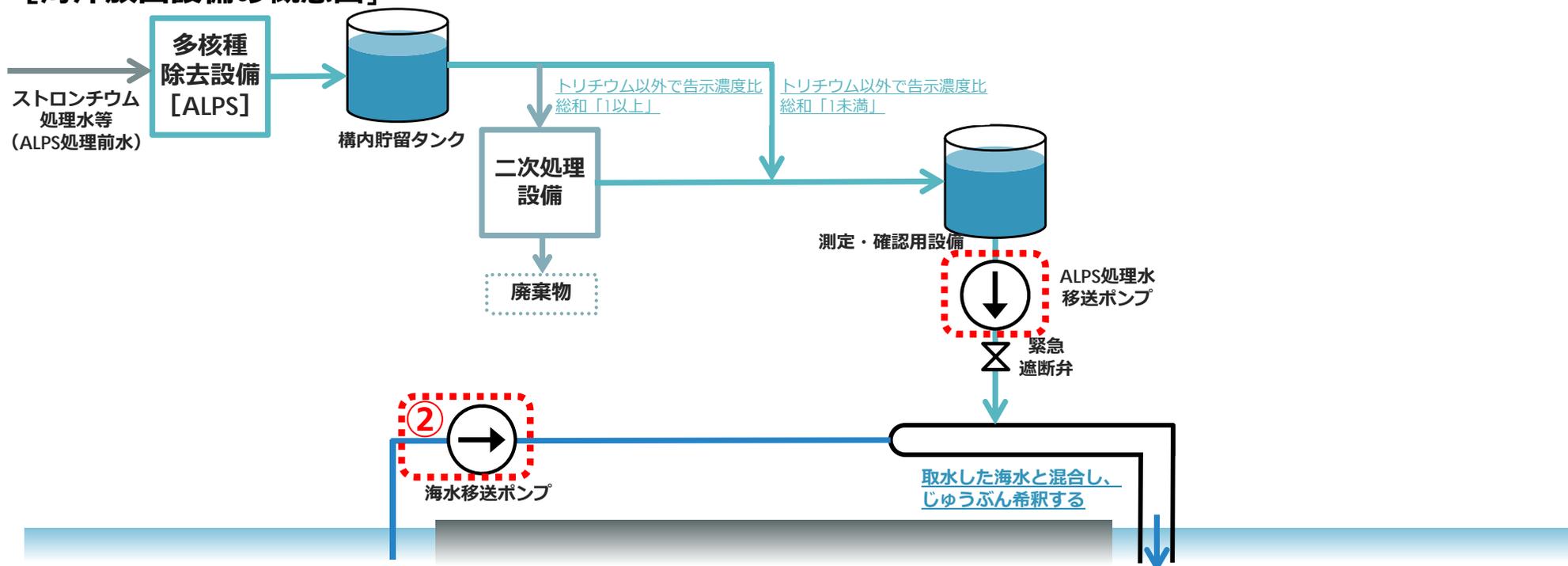
エリア名 (容量)	2021年度												2022年度												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12				
G4北 (約0.8万 m ³)			工場 製作																						
				タンク建設								堰													
			付帯設備工事 (水位計盤製作・設置等) (工程短縮検討中)																						
																		検査	使用承認			使用開始			
																						↓			
G5 (約2.3万 m ³)			工場 製作																						
				タンク建設								堰													
			付帯設備工事 (水位計盤製作・設置等) (工程短縮検討中)																						
																		検査	使用承認			使用開始			
																						↓			

2-(2)

論点② 希釈設備仕様

- 希釈用の海水移送ポンプの仕様（容量等）及び海水流量の測定方法

[海洋放出設備の概念図]



2-(2)-1 ALPS処理水移送ポンプの設計の考え方について **TEPCO**

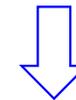
- 現在、福島第一原子力発電所構内に保管されているALPS処理水等のトリチウム濃度は約15万～約216万ベクレル/ℓ、平均約62万ベクレル/ℓ（2021年4月1日時点の評価値）
- ALPS処理水の移送量は、年間トリチウム放出量を基準に、設備保守・系統切替を踏まえた放出日数、放出するALPS処理水のトリチウム濃度から設定
- 放出するALPS処理水のトリチウム濃度の低い約15万ベクレル/ℓの 때가ALPS処理水流量最大となり、約500m³/日

年間トリチウム放出量
22兆ベクレル/年

放出日数 292日
(稼働率8割)



1日当たりのトリチウム放出量
753億ベクレル/日



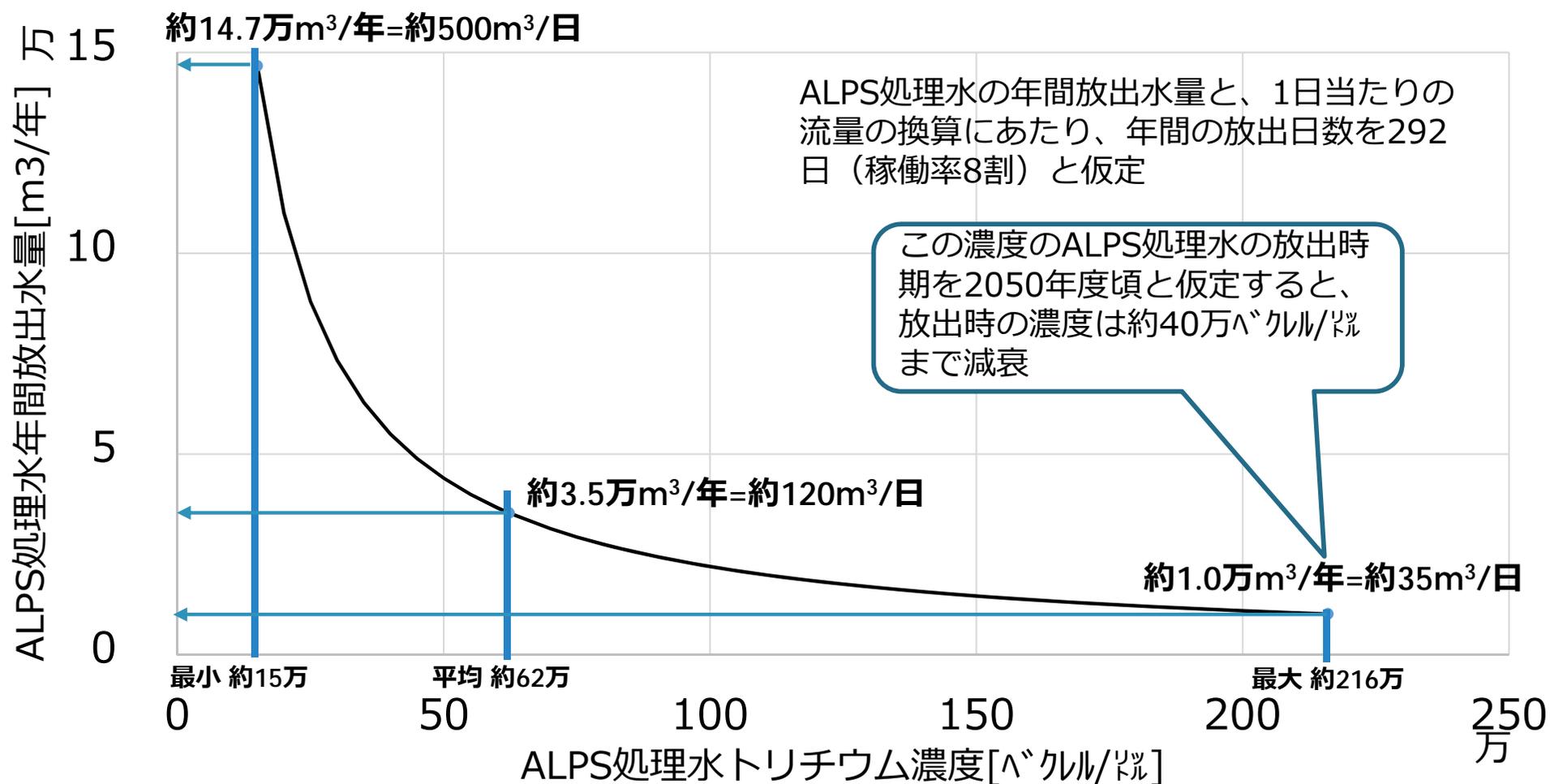
ALPS処理水等のトリチウム濃度
約15万～約216万ベクレル/ℓ



753億ベクレル/日 ÷ 15万ベクレル/ℓ
= 約500m³/日

【参考】年間トリチウム放出量とALPS処理水の放出水量の関係

- トリチウムの年間放出量を22兆ベクレルを下回る水準とした時、ALPS処理水トリチウム濃度に応じて1年間で放出できる水量が変化（濃度が薄いほど多く放出）



2-(2)-2 海水移送ポンプの設計の考え方について (1/4)

- 海水希釈後のトリチウム濃度を1,500^{ベクレル/リットル}未満とすること、年間トリチウム放出量を22兆^{ベクレル}を下回る水準とすることを遵守しつつ、ポンプ運用の柔軟性を確保するため、以下の点を考慮する
 - ① 約15万～約216万^{ベクレル/リットル}のさまざまなトリチウム濃度のALPS処理水の放出に柔軟に対応できること
 - ② ALPS処理水の放出量については、約500^{m³/日}を上限としつつ、大雨等によるALPS処理水の増加量や、廃炉に必要な施設の建設に向けたタンクの解体スピード等に応じて、柔軟に対応できること
 - ③ 海水移送ポンプの運用や保守点検にあたり、柔軟に対応できること

2-(2)-2 海水移送ポンプの設計の考え方について (2/4)

- ①、②の観点から、
 - リスクケース（その1：高濃度のALPS処理水の放出）
約216万ベクレル/ℓのALPS処理水を、汚染水発生量150m³/日相当分（保管量全体を増加させないため）にて、一時的に放出せざるをえない場合を想定

海水希釈後のトリチウム濃度を1,500ベクレル/ℓ未満とするための海水流量は、
 $216\text{万ベクレル/ℓ} \div 1,500\text{ベクレル/ℓ} \times 150\text{m}^3/\text{日} = \text{約}22\text{万m}^3/\text{日}$

- リスクケース（その2：多量のALPS処理水の放出）
降水量が多い時期には約400m³/日の汚染水が発生すること（2020年実績の最大）から、平均約62万ベクレル/ℓのALPS処理水を、約400m³/日にて一時的に放出せざるをえない場合を想定

海水希釈後のトリチウム濃度を1,500ベクレル/ℓ未満とするための海水流量は、
 $62\text{万ベクレル/ℓ} \div 1,500\text{ベクレル/ℓ} \times 400\text{m}^3/\text{日} = \text{約}17\text{万m}^3/\text{日}$

2-(2)-2 海水移送ポンプの設計の考え方について (3/4)

- ①、②の観点から、
 - リスクケース (その3 : 稼働率の低下)
設備の保守期間の長期化等により稼働率が低下し、年間放出日数100日で22兆ベクレル (2,200億ベクレル/日) にて、ALPS処理水を放出せざるを得ない場合を想定

2,200億ベクレル/日にて放出する際に、海水希釈後のトリチウム濃度を1,500ベクレル/ℓ未満とするための海水流量は、
$$2,200\text{億ベクレル/日} \div 1,500\text{ベクレル/ℓ} = \text{約}15\text{万m}^3/\text{日}$$
 - 以上の通り、様々なリスクケースを考慮しても、最低22万m³/日以上海水流量が必要となるが、更に設計余裕として5割の余裕度を考慮し、約33万m³/日の海水流量を準備する

2-(2)-2 海水移送ポンプの設計の考え方について (4/4)

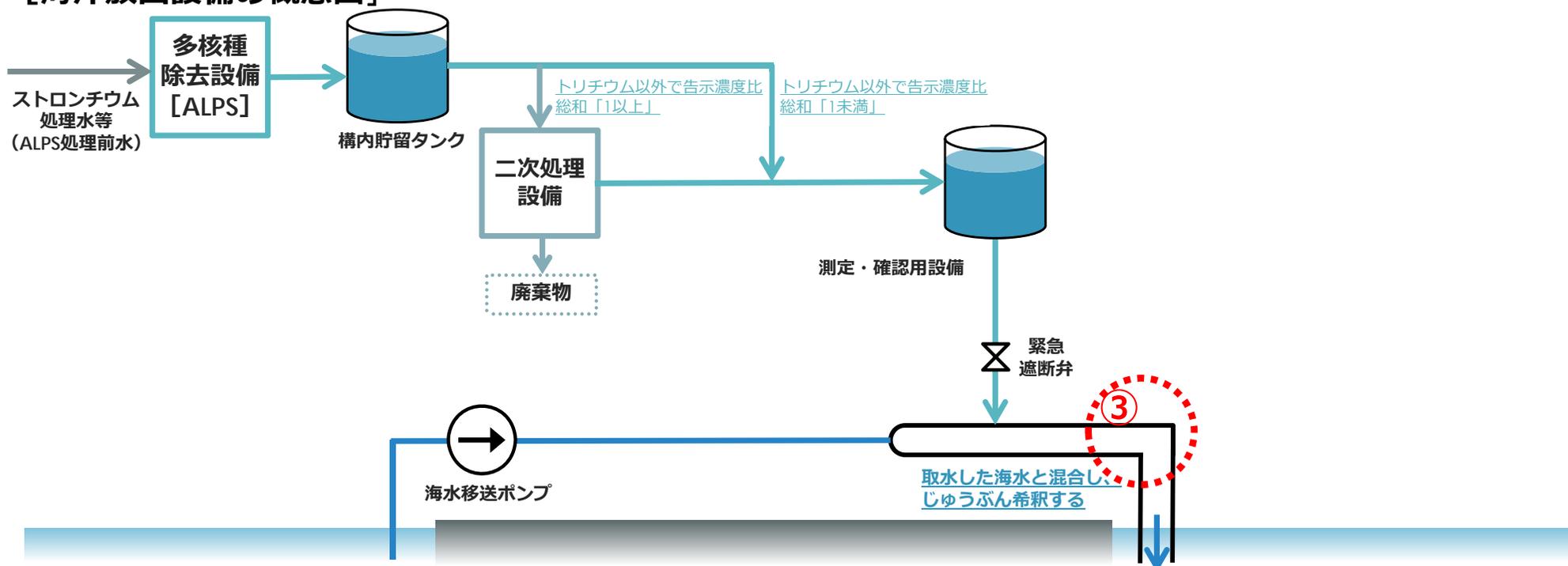
- ③の観点から、
 - 万が一ポンプ1台が停止した際の対応や、点検等の保守面を考慮し、ポンプを3台用意し、2台運転1台待機の運用とすることで、安定的な放出が可能となる
 - すなわち、**海水移送ポンプを3台確保することで安定的な放出を行う**
- 以上のことから、必要な流量を確保できるよう、**約33万m³/日÷2台から1台あたり17万m³/日程度のポンプを選定**
 - 前述のリスクケース（その2、3）の場合では、1台運転でも1,500ベクレル/l未満を確保可能
 - ALPS処理水を海水で1,500ベクレル/l未満まで希釈されていることを確認するためには、希釈前のALPS処理水トリチウム濃度と、ALPS処理水流量及び海水流量を正確に測定することが重要であるが、1台あたり17万m³/日のポンプを選定したとしても、測定できる流量計（オリフィス式）が存在することを確認済み
 - なお、設計検討上は2台運転を通常状態としているが、場合によっては3台運転も可能
- 年間稼働率8割、年間トリチウム放出量22兆ベクレル、ポンプ1台運転の場合でも、海水希釈後のトリチウム濃度は約440ベクレル/lと想定しており、1,500ベクレル/lを十分下回る（スライド31参照）

2-(3)

論点③ 希釈評価方法

- 放出水のトリチウム濃度を、放出前のトリチウム濃度と希釈水量で評価することの妥当性

[海洋放出設備の概念図]

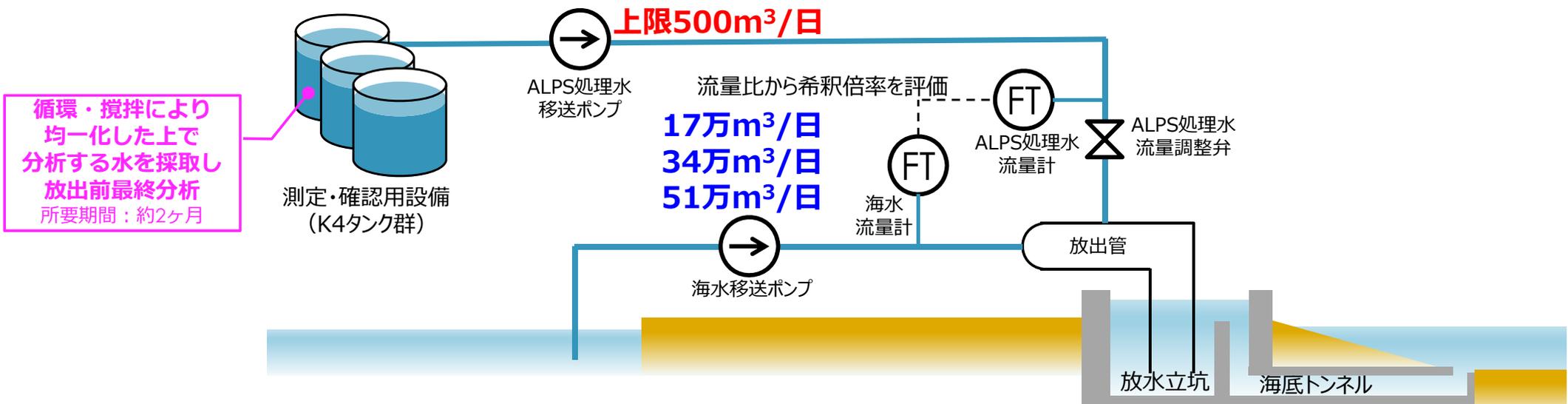


2-(3)-1 海水希釈後のトリチウム濃度

- 通常の原子力発電所では、希釈前のトリチウム濃度は測定するが、圧倒的な量の海水で希釈することから、海水量を常時測定してトリチウム濃度を評価するようなことは実施していない
- 今回の放出にあたっては、ALPS処理水は500m³/日を上限として放出する設計としていること、海水流量は1日あたり17万m³、34万m³、51万m³で選択可能であることから、**それぞれ約340倍以上、約680倍以上、約1020倍以上に希釈される設計**である
また、放水配管内で海水とALPS処理水が**混合されることを解析にて確認**している

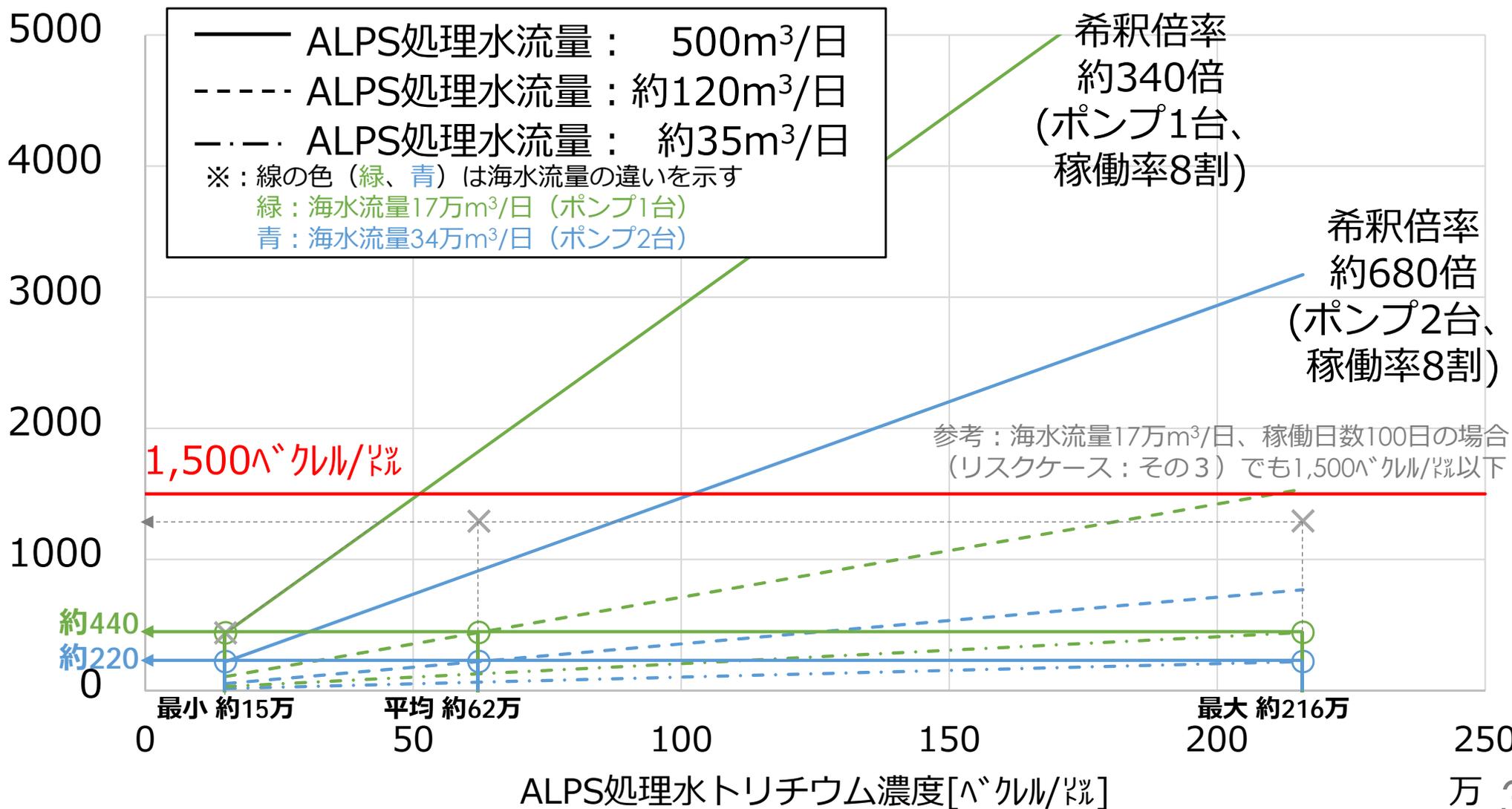
$$\text{海水希釈後のトリチウム濃度} = \frac{\text{ALPS処理水トリチウム濃度} \times \text{ALPS処理水流量 (流量調整弁で制御)}}{\text{ALPS処理水流量 (流量調整弁で制御)} + \text{海水流量}}$$

- 通常運転時においては、測定・確認用設備分析結果のトリチウム濃度とALPS処理水・海水の流量比から、海水希釈後のトリチウム濃度が1,500ベクレル/ℓを十分下回ることを担保する
その上で、今後具体的なポンプの運用方法について検討する
- なお、放出端において設計通り混合・希釈されて、**トリチウム濃度が1,500ベクレル/ℓを下回ることを、次の2つの方法で確認する**
 - ① **放出中毎日サンプリングしてトリチウム濃度を確認し、速やかに公表する**
 - ② **当面の間は、海洋放出前の混合・希釈の状況を放水立坑を活用して直接確認する (スライド54参照)**

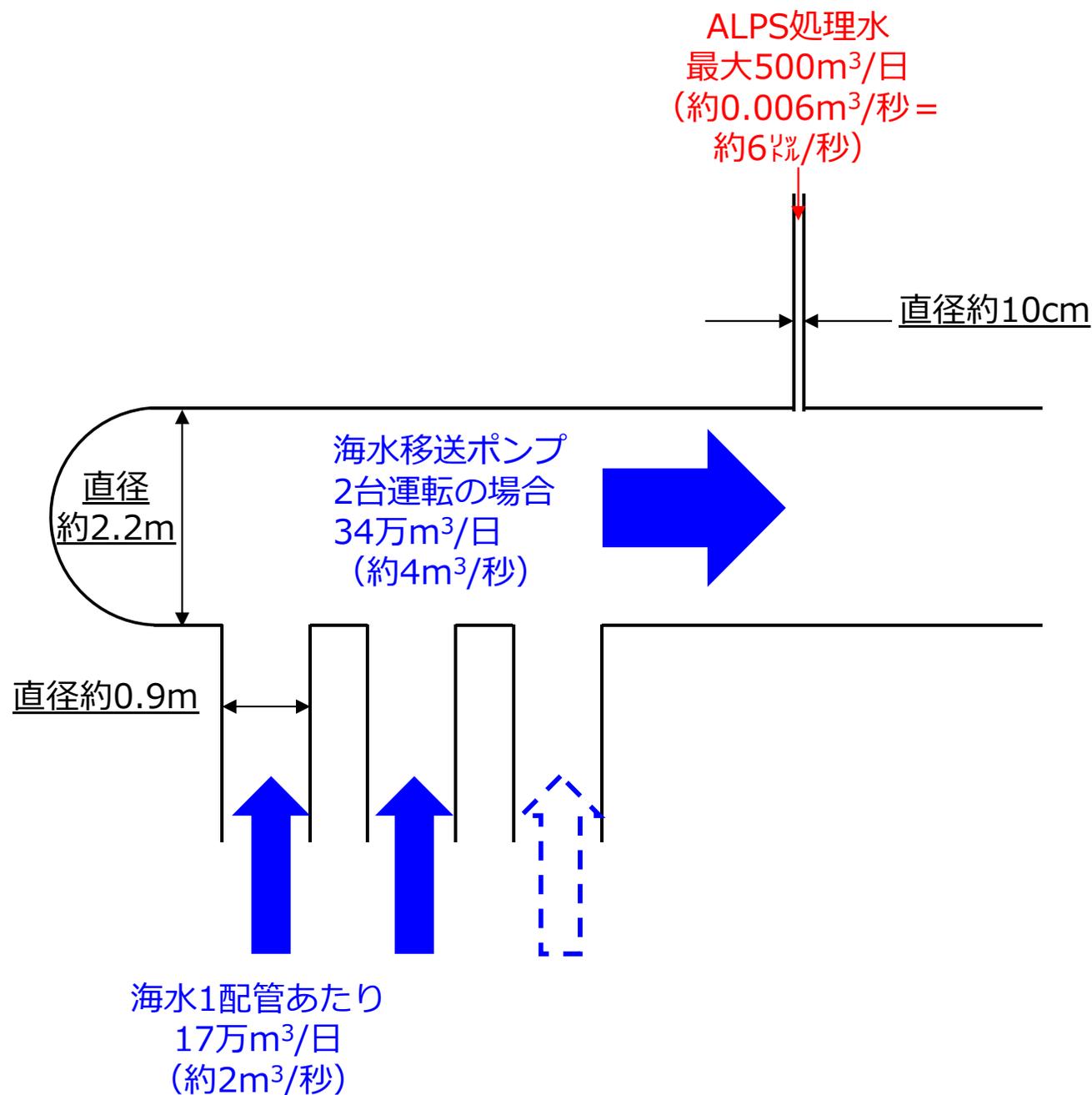


【参考】トリチウム濃度とALPS処理水流量の関係

- ALPS処理水トリチウム濃度、ALPS処理水流量、海水流量を組み合わせることによって、海水希釈後のトリチウム濃度を1,500^{ベクレル/リットル}未満を遵守しつつ、ALPS処理水の安定的な放出を継続できるような設備を実現

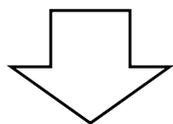


【参考】ALPS処理水・海水の合流部イメージ図

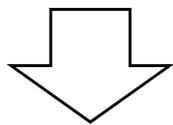


【参考】放水配管内の拡散混合解析結果 (1/2)

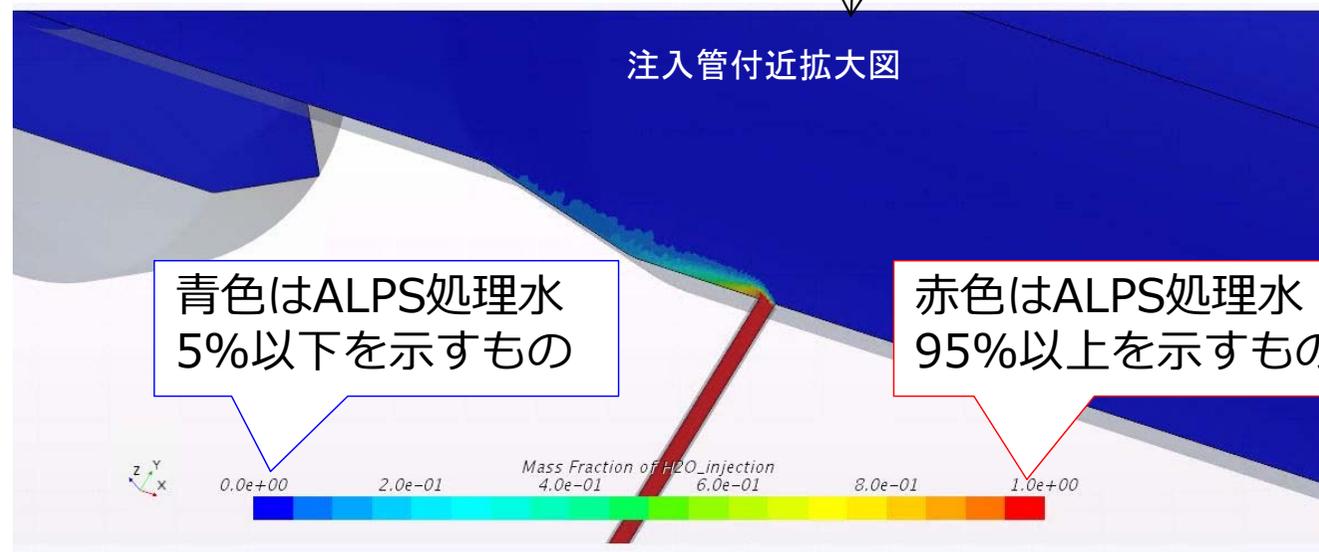
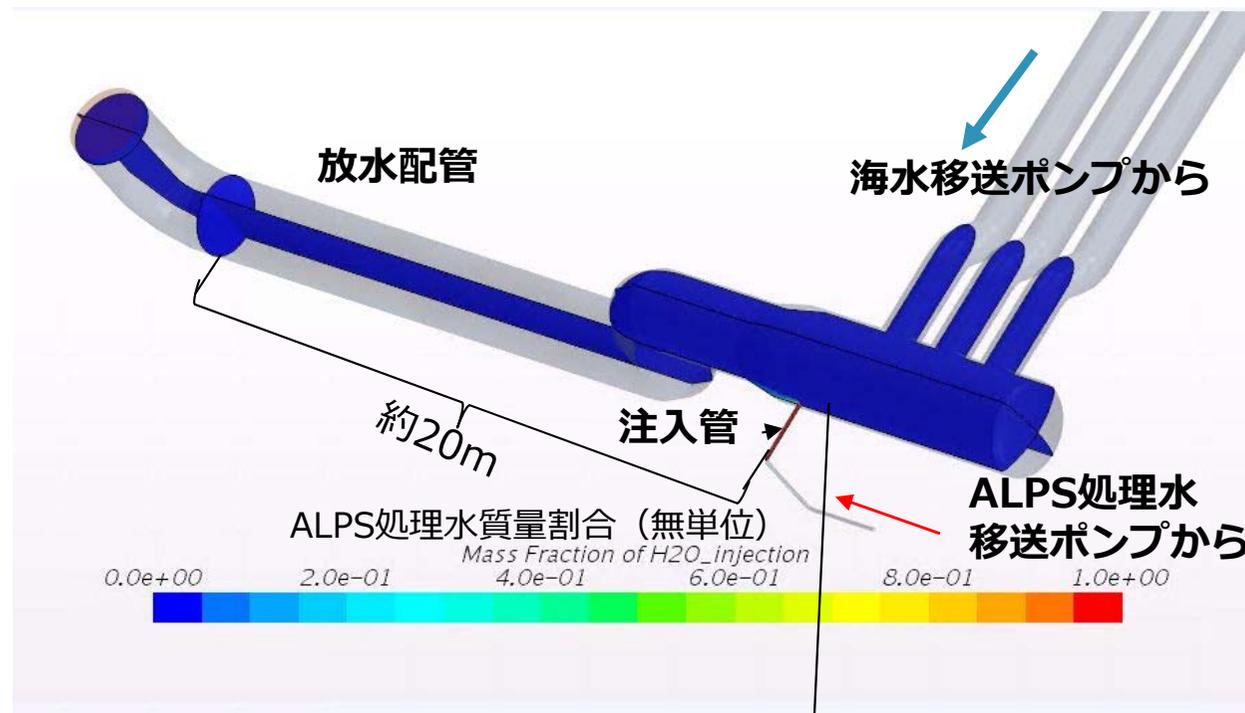
ALPS処理水流量500m³/日、海水流量34万m³/日で希釈した場合の放水配管内の拡散混合解析結果



注入管近傍で5%以下（20分の1以下）まで希釈されることが確認



右図では、5%以下の希釈状況をお示し出来ないことから、次スライドで対数軸で表示したものを再掲

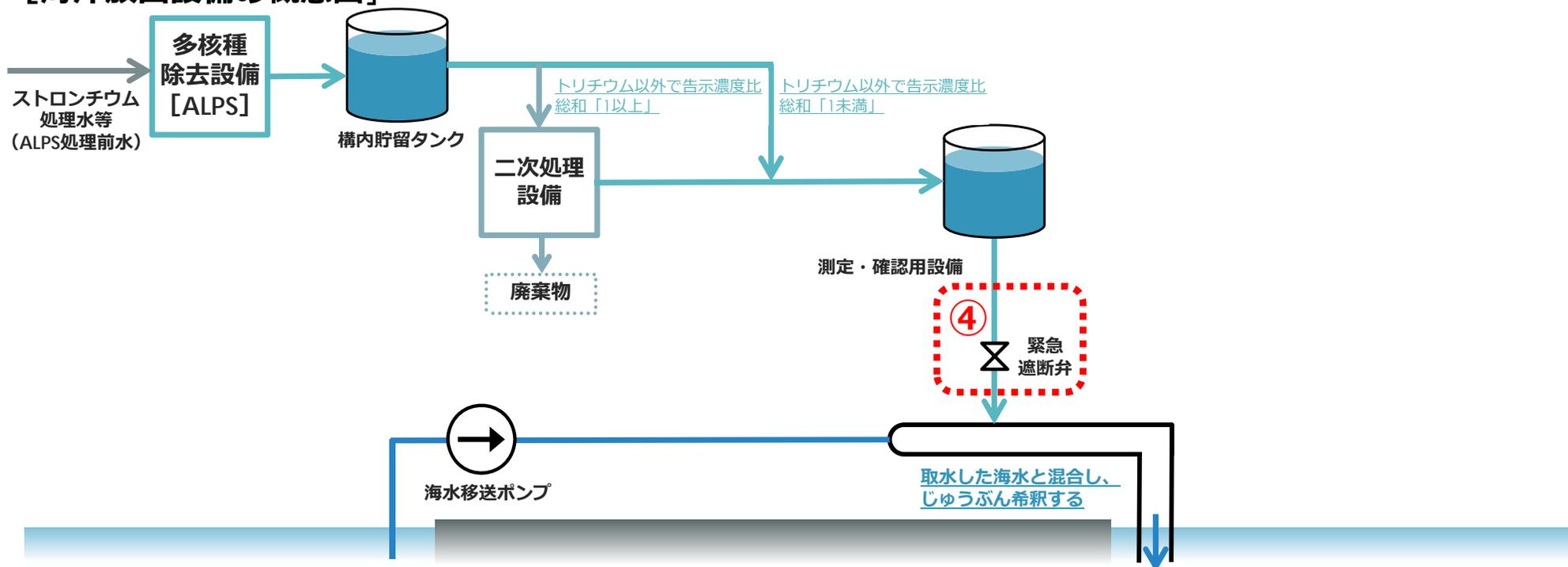


2-(4)

論点④ 異常時の措置

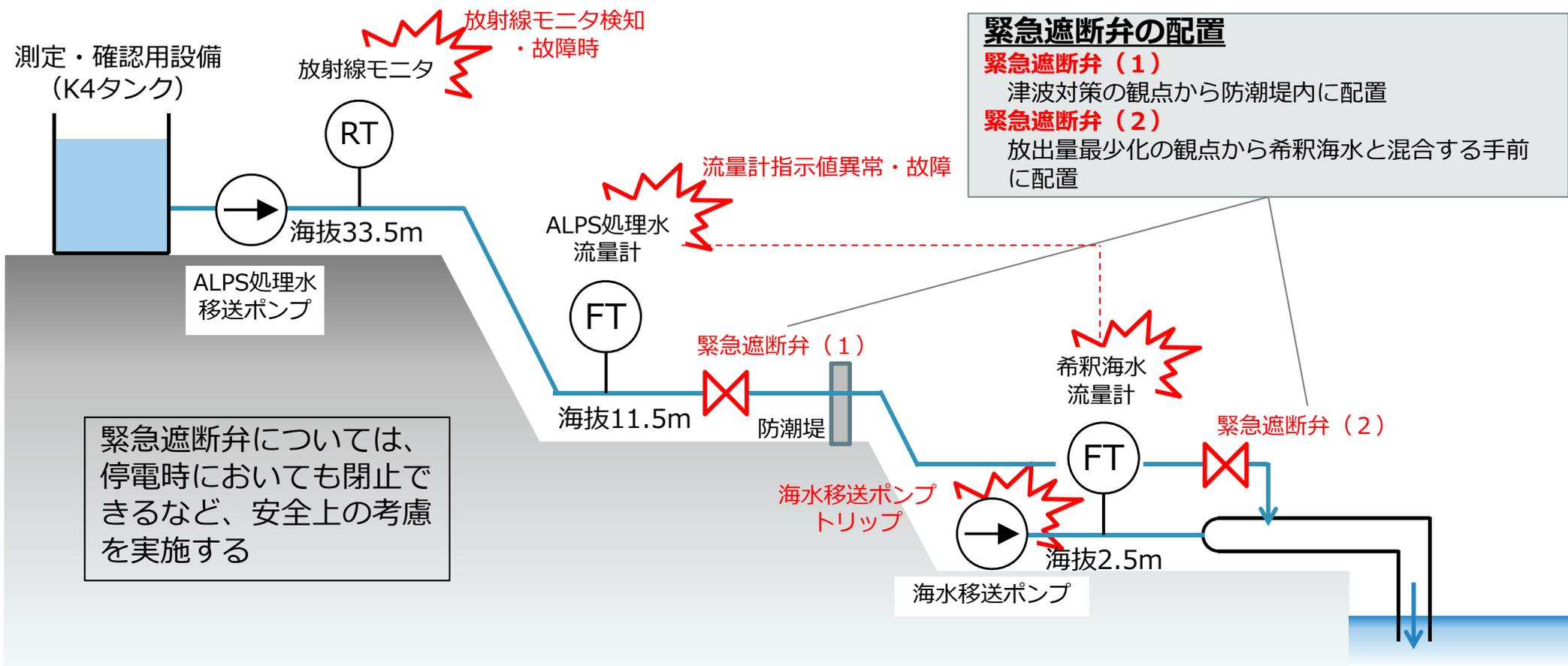
- 放出を緊急停止する際のインターロック
(放出水濃度異常、ガンマ線検知)
- 緊急遮断弁の多重性、設置場所

[海洋放出設備の概念図]



2-(4)-1 異常時対応

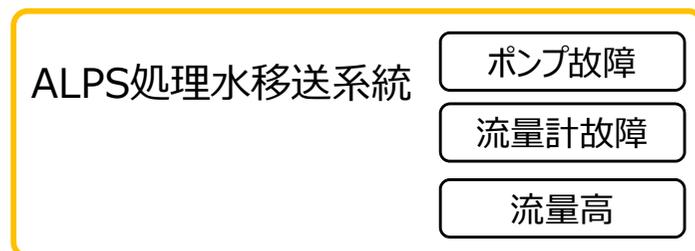
- ALPS処理水の希釈率が異常の場合（海水ポンプの停止、海水流量低下、ALPS処理水流量増加、流量計故障）又はALPS処理水の性状の異常の場合（放射線モニタ作動・故障）、緊急遮断弁2弁を速やかに閉じるとともに、ALPS処理水移送ポンプを停止する
- 緊急遮断弁のうち1箇所は異常時のALPS処理水の放出量を最小限とするよう海水移送配管のそばに、もう1箇所は津波による水没等に備え防潮堤内側に設置する
- なお、設備の異常ではないが、海域モニタリングで異常値が確認された場合も、いったん放出を停止する



2-(4)-2 インターロック

<検知信号>

ALPS処理水の希釈率が異常、
もしくは確認できない場合



ALPS処理水の放射能が異常、
もしくは確認できない場合



その他、設備異常や任意の緊急停止



海域モニタリングで
異常の場合は手動停止



緊急遮断弁 閉※1

ALPS処理水移送ポンプ 停止※2

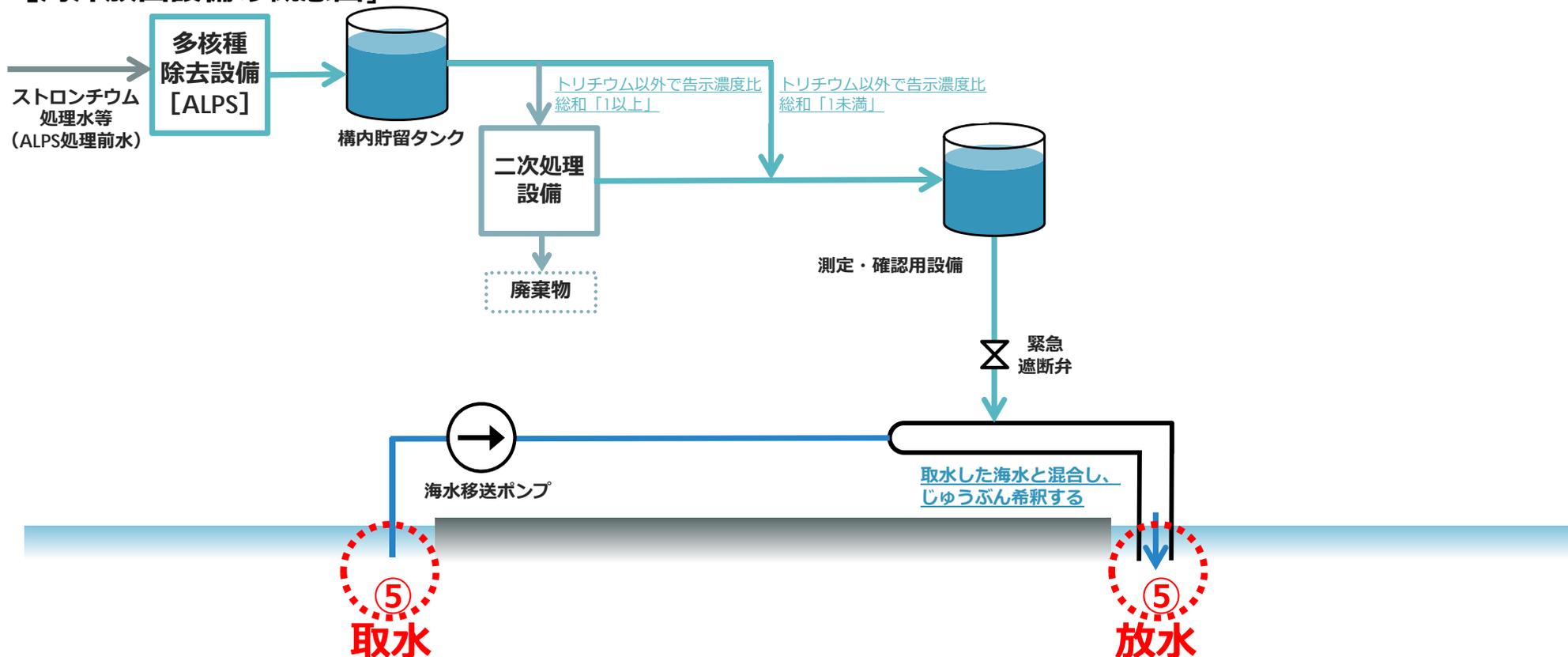
※1：停電等の異常が発生してもALPS処理水の放出を停止できるように設計上考慮
 ※2：ALPS処理水の希釈ができるよう、異常のない海水移送ポンプは運転を継続

2-(5)

論点⑤ 取放水

- 取水と放水の方法（特に、取放水時の港湾内海底付近の放射性物質の巻き上がり防止と、放水時の再循環防止）

[海洋放出設備の概念図]



1. 事故前の放出方法をベースに、5・6号機の放水路を活用する方法を検討しました（**A案：スライド40**）。
2. A案には、港湾内の海水を希釈水とすることなどの課題があり、これらを解決するために、矢板の打ち込み、防波堤の改造などの工法を検討しました（**B案：スライド41**）。
3. 国内外の発電所で実績のある事例を参考とした放水方法も検討しました（**C案：スライド42**）。

2-(5)-2 A案：取放水設備（港湾内取水—港湾外放水）

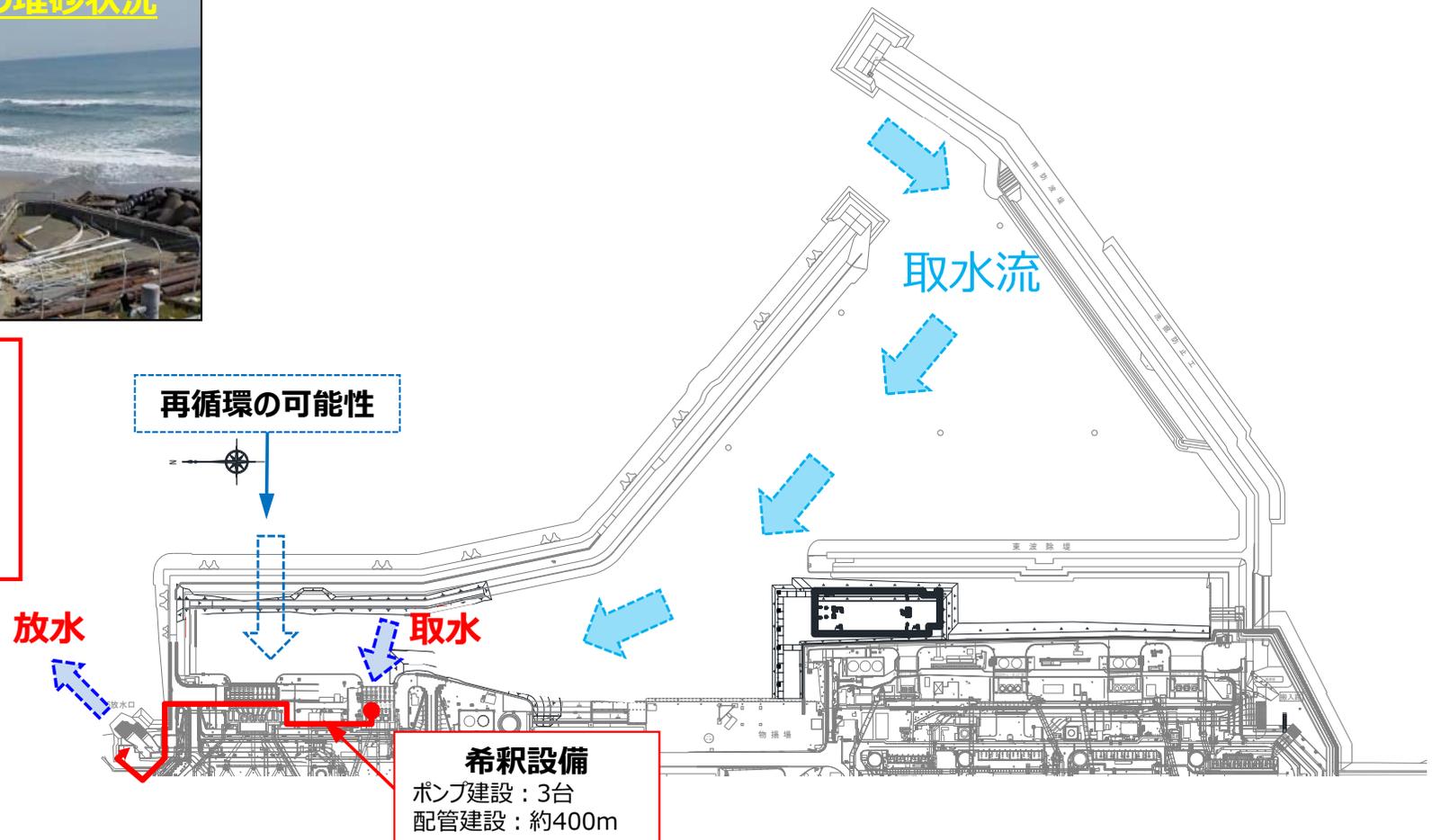
希釈設備の取放水地点について、5・6号機が通常運転していた時と同様に、5号機取水口から港湾内の海水を取水し、5・6号機放水口から放水する案を検討し、**設置に要する期間が長期となるリスクが小さい案**です。

しかしながら、**取水流により港湾内の放射性物質を巻き上げる可能性**があります。また、5・6号機側の防波堤は透過防止機能が無いため、**再循環する可能性**があります。

5・6号機放水口前面の堆砂状況



5・6号機放水口前面は、堆砂により水深が浅く陸域化している状況。
⇒ 堆砂内部に放流するような状況となり困難。

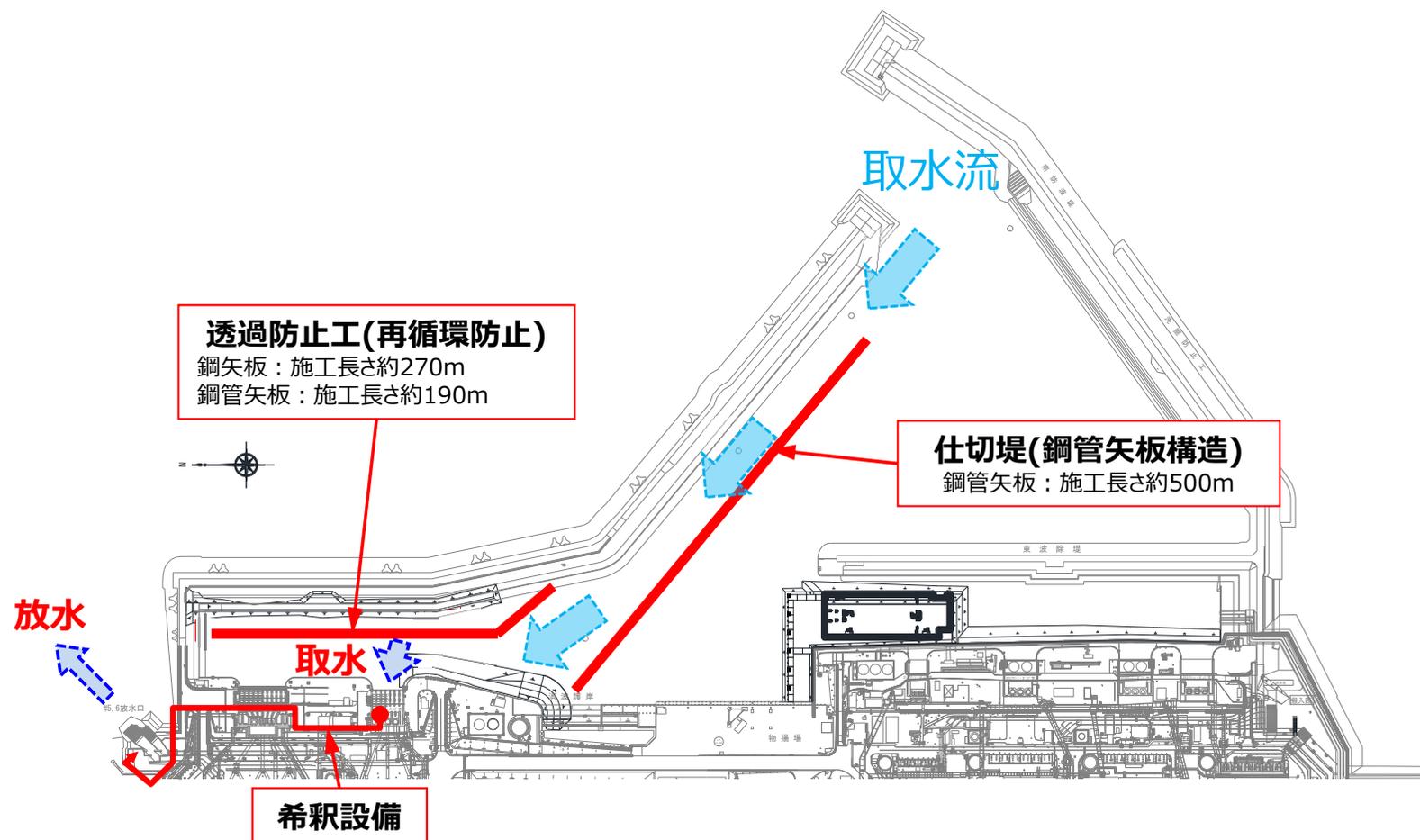


2-(5)-3 B案：取放水設備（港湾口取水—港湾外放水）

A案における課題を解決するため、取水地点を港湾口とし、5・6号機側の防波堤に透過防止工を設置する案を改善案として検討しました。

しかしながら、港湾内での矢板打設作業により、海底土を巻き上げる可能性や、海上での大規模な工事となるため設置に要する期間が長期となるリスクがあります。

また、航路確保のため、港湾内の海水も一部取水することとなります。



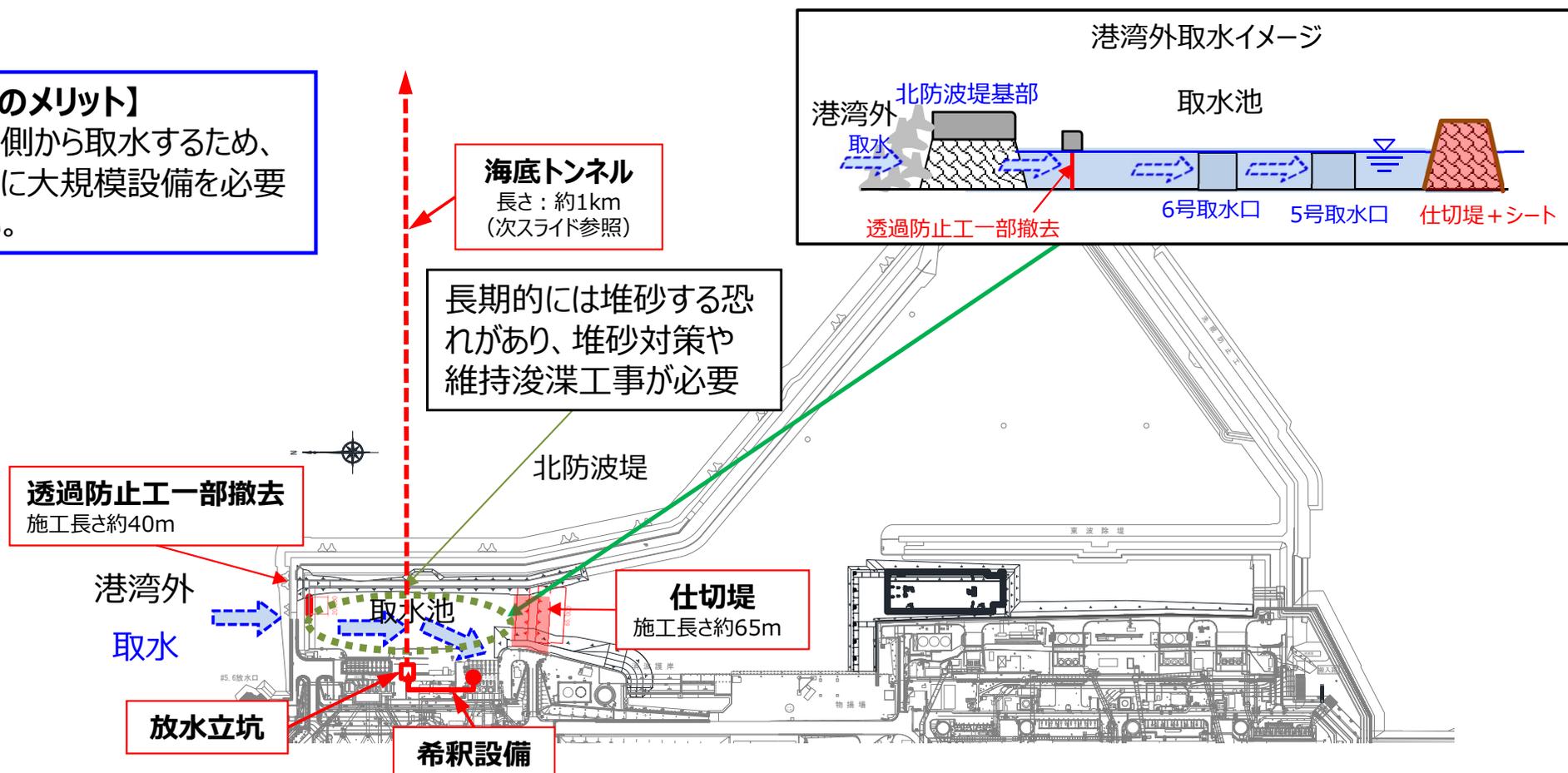
2-(5)-4 C案：取放水設備（港湾外取水—海底トンネル放水） **TEPCO**

国内外の発電所で実績のある事例を参考に、発電所から安定した岩盤内をくり抜いた海底トンネルを敷設し放出する案も検討しました。

合わせて、仕切堤で港湾内と分離することで、港湾外の海水を取水する案です。これにより港湾内の海水が希釈用の海水と直接混合しないようにできると考えています。また、沿岸から離れた放水の方が海水が再循環しにくく（希釈用海水として再取水されにくく）なります。

【湾外取水のメリット】

- ▶ 港湾北側から取水するため、港湾内に大規模設備を必要としない。



【参考】海上配置図



出典：地理院地図(電子国土Web)をもとに東京電力ホールディングス株式会社にて作成

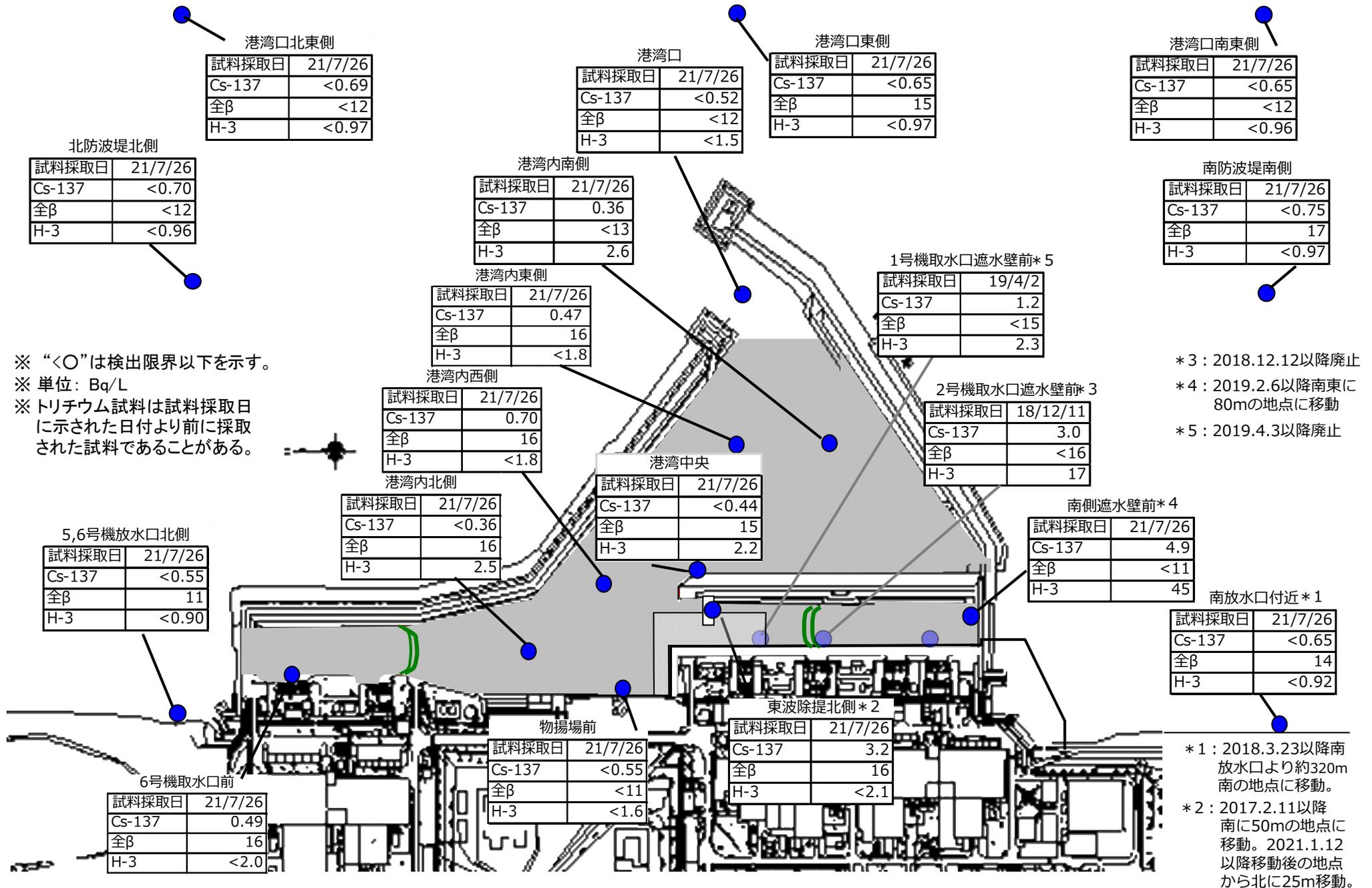
<https://maps.gsi.go.jp/#13/37.422730/141.044970/&base=std&ls=std&disp=1&vs=c1j0h0k0l0u0t0z0r0s0m0f1>

※共同漁業権非設定区域

2-(5)-5 取放水設備の評価

1. A案には、設置に要する期間は短期であるという利点がありますが、港湾内の海水を希釈水とすることなどの課題があります。
2. B案は、A案の課題を解決することができますが、港湾内での矢板打設作業により、海底土を巻き上げる可能性や、海上での大規模な工事となるため設置に要する期間が長期となるリスクがあります。
3. C案には、設置に要する期間が長期となるリスクがありますが、港湾外の海水を取水すること（希釈する側の海水の放射能濃度の影響を受けない）、取水する海水を港湾内の海水と直接混合しないこと、沿岸から離れた放水のため海水が再循環しにくいことなどのメリットがあります。安全性の確保及び風評影響の抑制という観点から、本案をベースに今後の準備を進めてまいります。
4. なお、海底トンネルについては、海上ボーリング調査等を実施後に詳細を検討してまいります。

【参考】 港湾内外の海水濃度



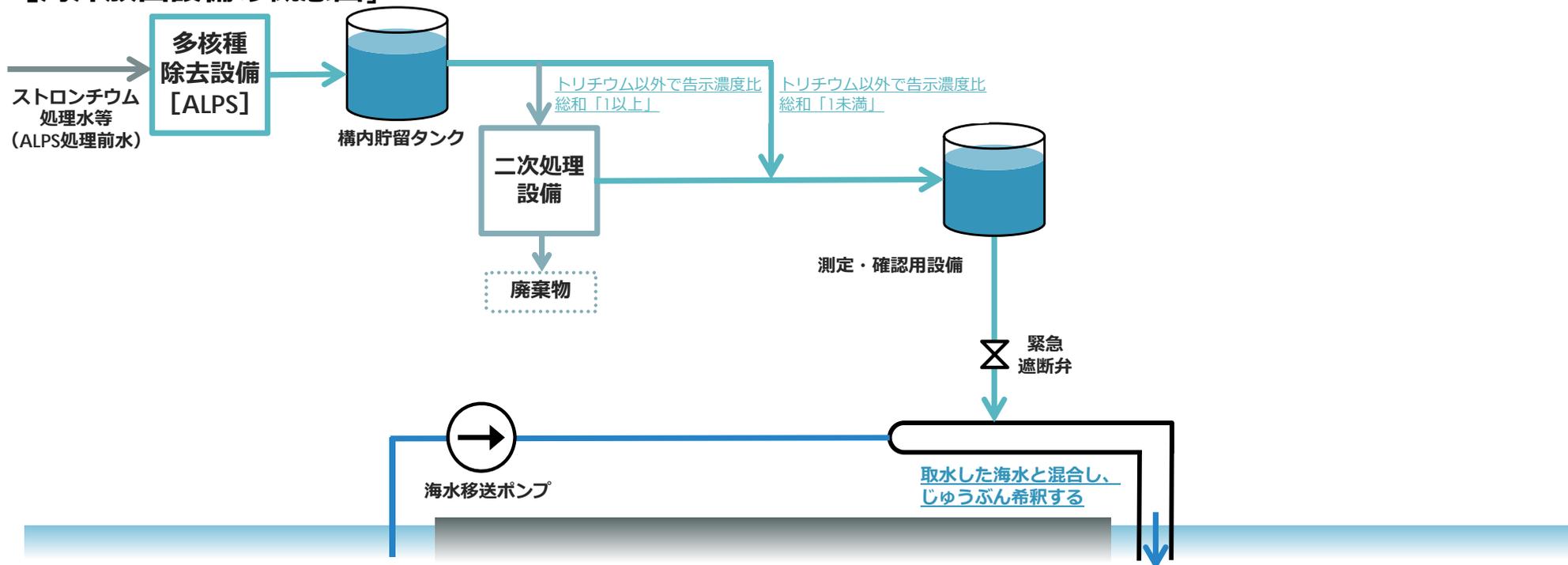
2-(6)

論点⑥ 全体

- 必要な設備の設計、建設及び運用を実施するための体制
- 設備全体の安定的な運用に対する備え

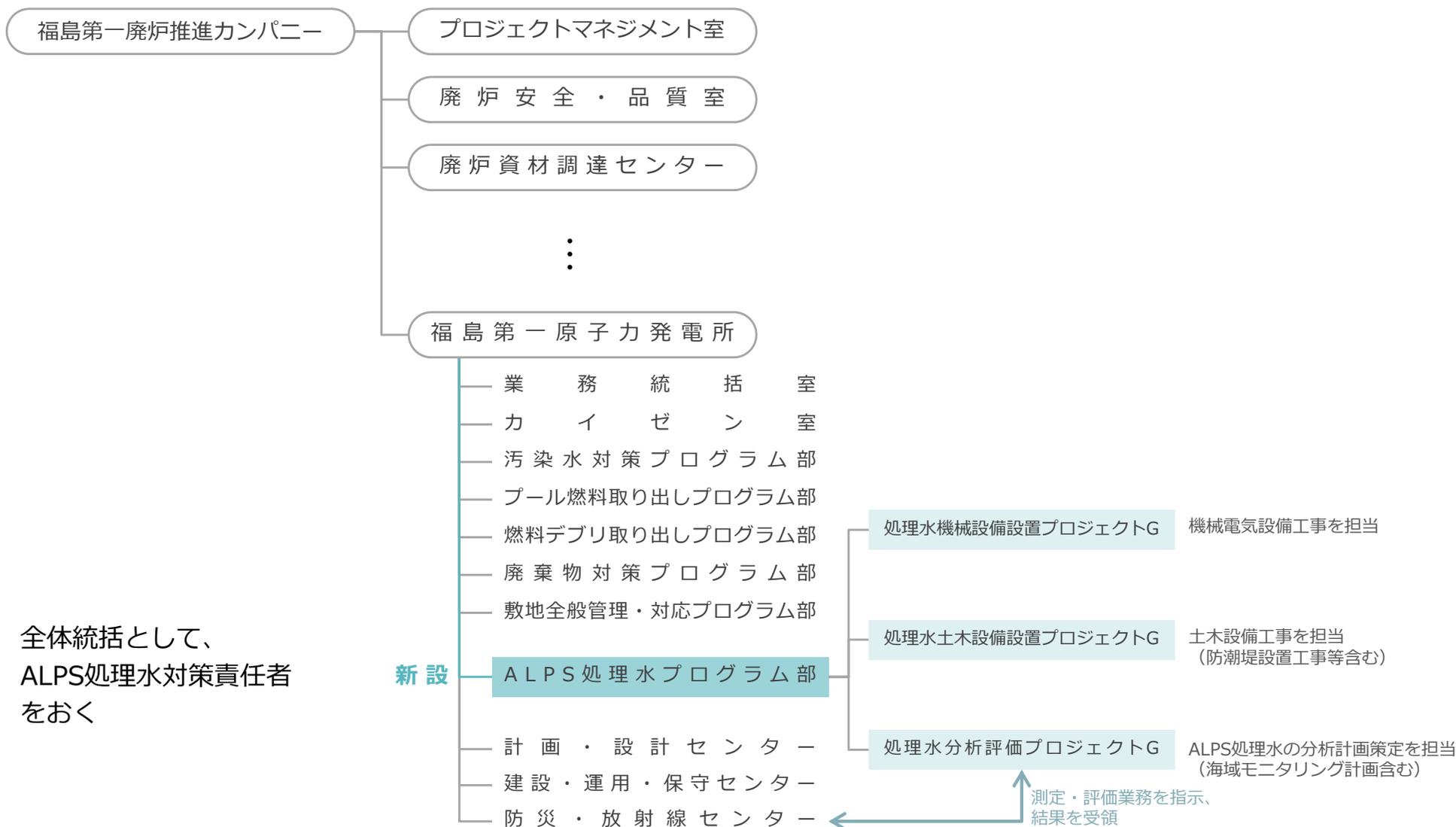
⑥全体

[海洋放出設備の概念図]



2-(6)-1 プロジェクト体制の設置について

- 政府方針を踏まえ、ALPS処理水の海洋放出を着実に履行するため、ALPS処理水関連業務に特化した組織を設置する計画



2-(6)-2 設備全体の安定的な運用に対する備え

【耐震設計】

- ALPS処理水系設備（ALPS処理水移送ポンプ、ALPS処理水移送配管 等）は従来のALPS処理水等を扱う機器と同様に耐震Bクラスで設計する
- 海水系設備（海水移送ポンプ、海水移送配管、放水立坑 等）は放射性流体を内包しないものとして耐震Cクラスで設計する

【予備品確保】

- 津波による被災後の復旧時間を短縮するため、下記条件に該当する海水移送ポンプ、オリフイス型流量計等の機器について予備品を確保する
 - ✓ 日本海溝津波により浸水する配管を除く機器
 - ✓ 本設備の運転に必須であるもの
 - ✓ 納期が半年以上かかるもの

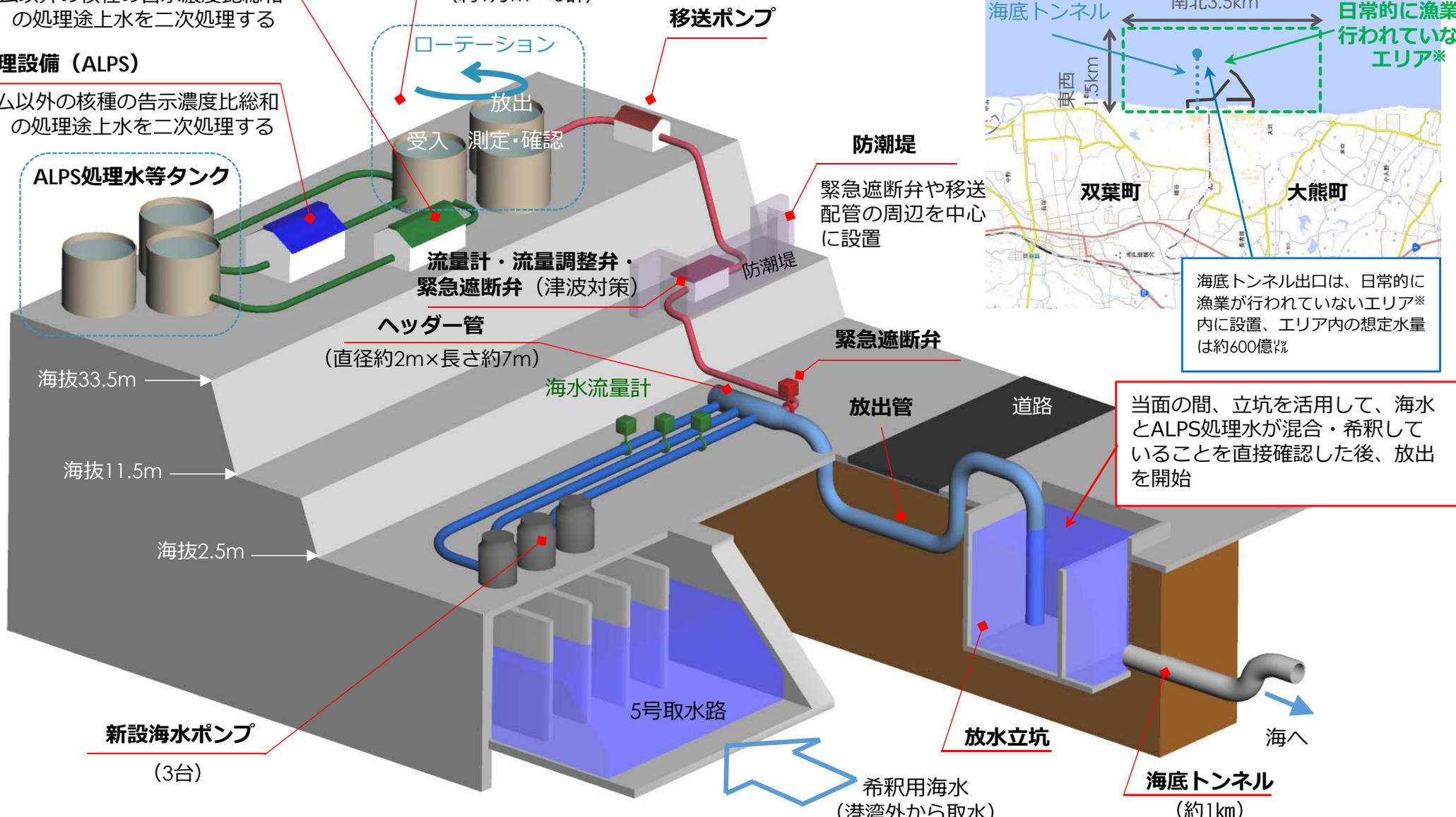
2-(7) 安全確保のための設備の全体像 (風評影響を最小化)

出典：地理院地図（電子国土Web）をもとに東京電力ホールディングス株式会社にて作成
<https://maps.gsi.go.jp/#13/37.422730/141.044970/&base=std&ls=std&disp=1&vs=c1j0h0k0l0u0f0z0r0s0m0f1>

二次処理設備（新設逆浸透膜装置）
 トリチウム以外の核種の告示濃度比総和「1~10」の処理途上水を二次処理する

二次処理設備（ALPS）
 トリチウム以外の核種の告示濃度比総和「1以上」の処理途上水を二次処理する

測定・確認用設備（K4タンク群）
 3群で構成し、それぞれ受入、測定・確認、放出工程を担い、連続的な放出を可能とする（約1万m³×3群）



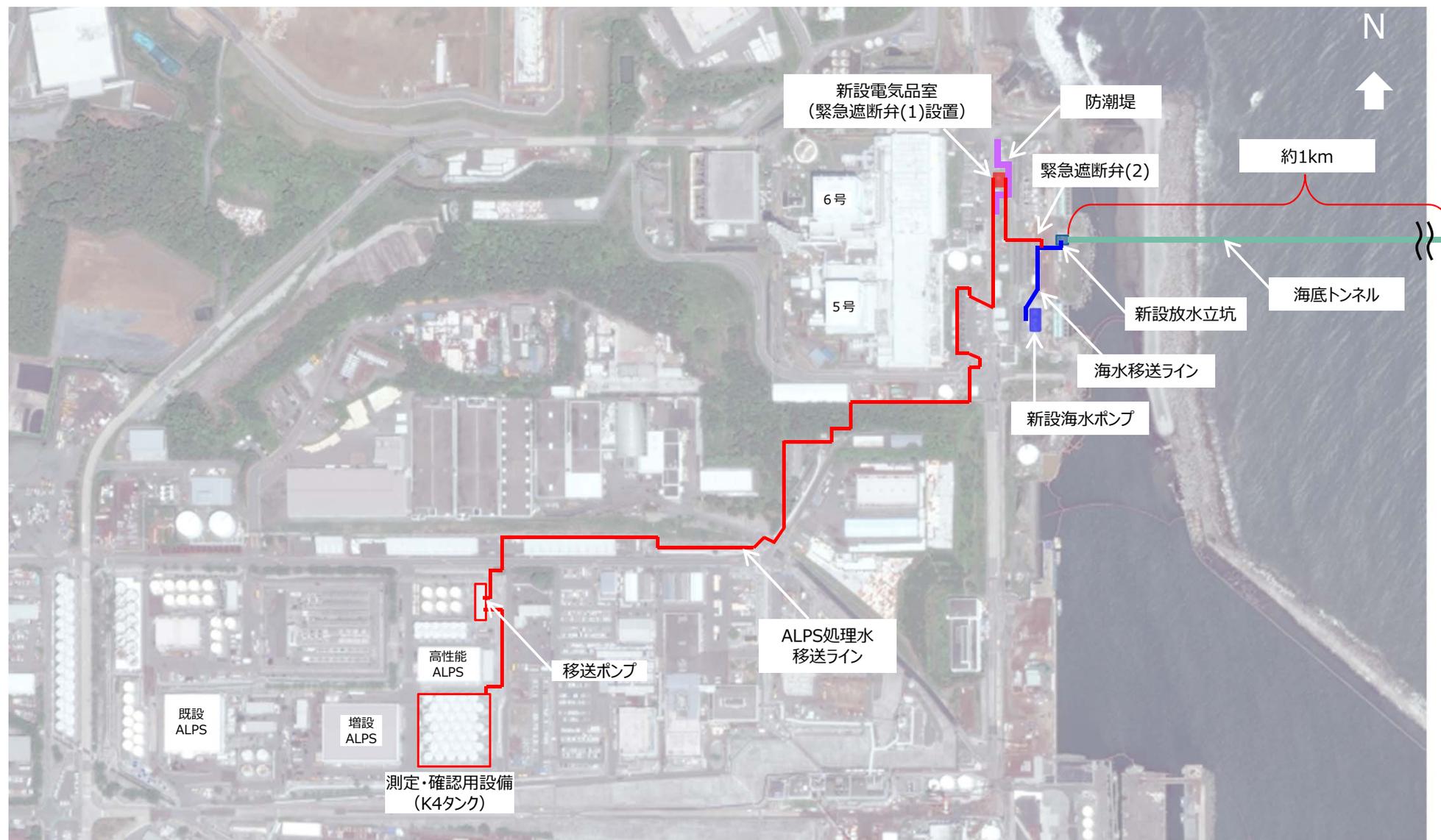
海底トンネル 南北3.5km
 東西1.5km
 日常的に漁業が行われていないエリア※

海底トンネル出口は、日常的に漁業が行われていないエリア※内に設置、エリア内の想定水量は約600億ℓ

当面の間、立坑を活用して、海水とALPS処理水が混合・希釈していることを直接確認した後、放出を開始

希釈用海水（港湾外から取水）

2-(8) 安全確保のための設備 平面図



3. 設備の運用

3-(1) 放出管理 (1/2)

- タンクに保管されている水のトリチウム以外の放射性物質については、放出前の段階で環境への放出に関する規制基準値を確実に下回るまで何回でも浄化処理を行う
- 測定・確認用設備（タンク）にてALPS処理水を均一にした上で、放射性物質の濃度を当社だけでなく第三者機関でも測定・評価し、その結果を毎回公表する
 - 測定・評価には約2ヶ月要することから、日々発生する水を受け入れられる約1万m³分のタンクを、「受入」、「測定・確認」、「放出」の3群、計3万m³準備する
- また、測定・確認用設備での試料採取の際の透明性を確保するため、農林水産業者や地元自治体関係者等の方々のご視察などをお願いする
- さらに、希釈後もトリチウム濃度を測定すべきというご意見もあることを踏まえ、安心のために希釈後の濃度についても測定する（具体的には次スライド参照）

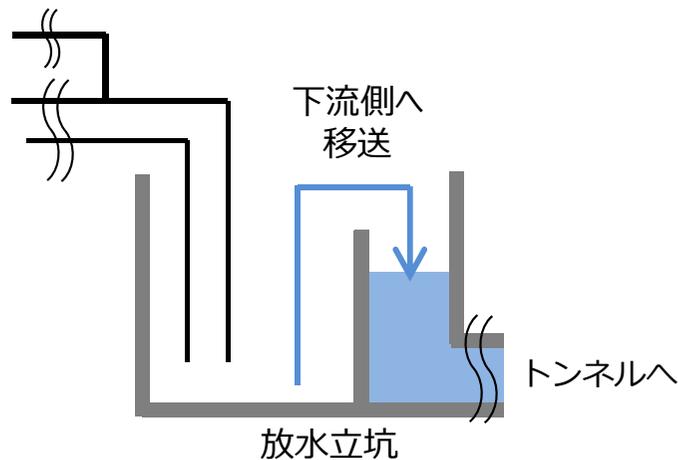
3-(1) 放出管理 (2/2)

- 放出開始にあたって、当面の間、測定・確認用設備において測定済の水（約1万m³/タンク群）ごとに、以下の方法により希釈後のトリチウム濃度が1,500ベクレル/l未満となることを確認する
 - 立坑（約2,000m³）をいったん空にした後、海水移送ポンプ1台を10分程度運転する間に、少量（20m³以下）のALPS処理水を流し停止。立坑からサンプリングし、計算上のトリチウム濃度と実測したトリチウム濃度が同程度であること及び1,500ベクレル/l未満であることを確認（約2日間）
 - 確認後は、残りの測定済の水（約1万m³/タンク群）を連続または間欠で放出
- 放出開始の際には、少量から慎重に開始する
 - 海水移送ポンプの運転台数（1～3台）及びALPS処理水の放出流量を組み合わせながら、日単位、週単位、月単位と徐々に連続放出期間を伸ばしながら、必要な検証を実施していく
 - なお、放出量については、ALPS処理水等の保管容量の制約を受けることに十分留意する
- 放出開始以降は、測定・確認用設備において測定済の水（約1万m³/タンク群）ごとにトリチウム量を評価し、累積値を管理して、年間22兆ベクレルを下回る水準であることを確認する

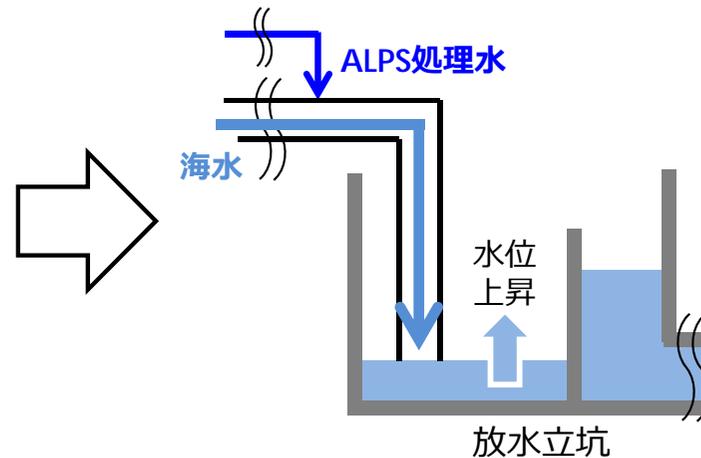
【参考】海水希釈後濃度確認

- 以下の手順で海水希釈後のトリチウム濃度が計算上のトリチウム濃度と実測したトリチウム濃度が同程度であること及び1,500ベクレル/ℓ未満であることを確認

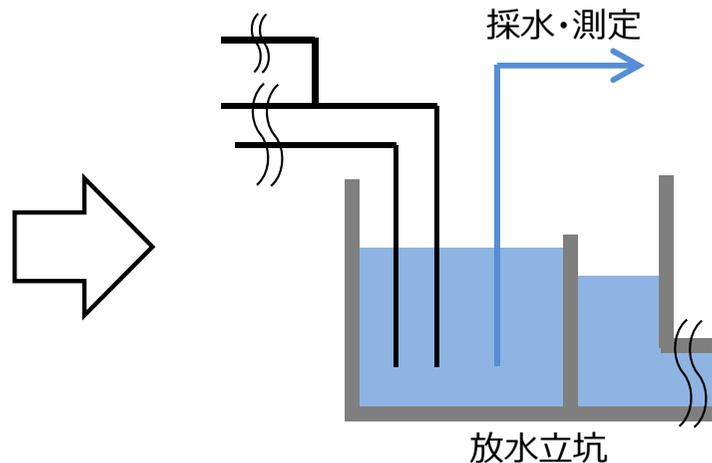
A. 一旦、立坑内を空にする



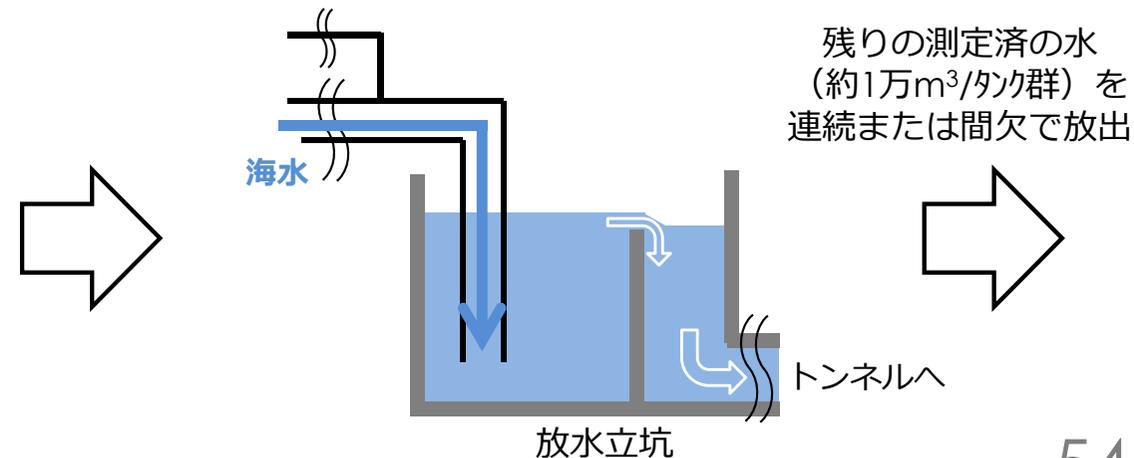
B. 海水を立坑に溜めながら、ALPS処理水を少量流すことで希釈



C. 立坑が満水になる前にポンプを停止し、立坑内の水を採水・測定



D. トリチウム濃度を確認後、再度海水を送り込み放出



3-(2) 放出シミュレーション

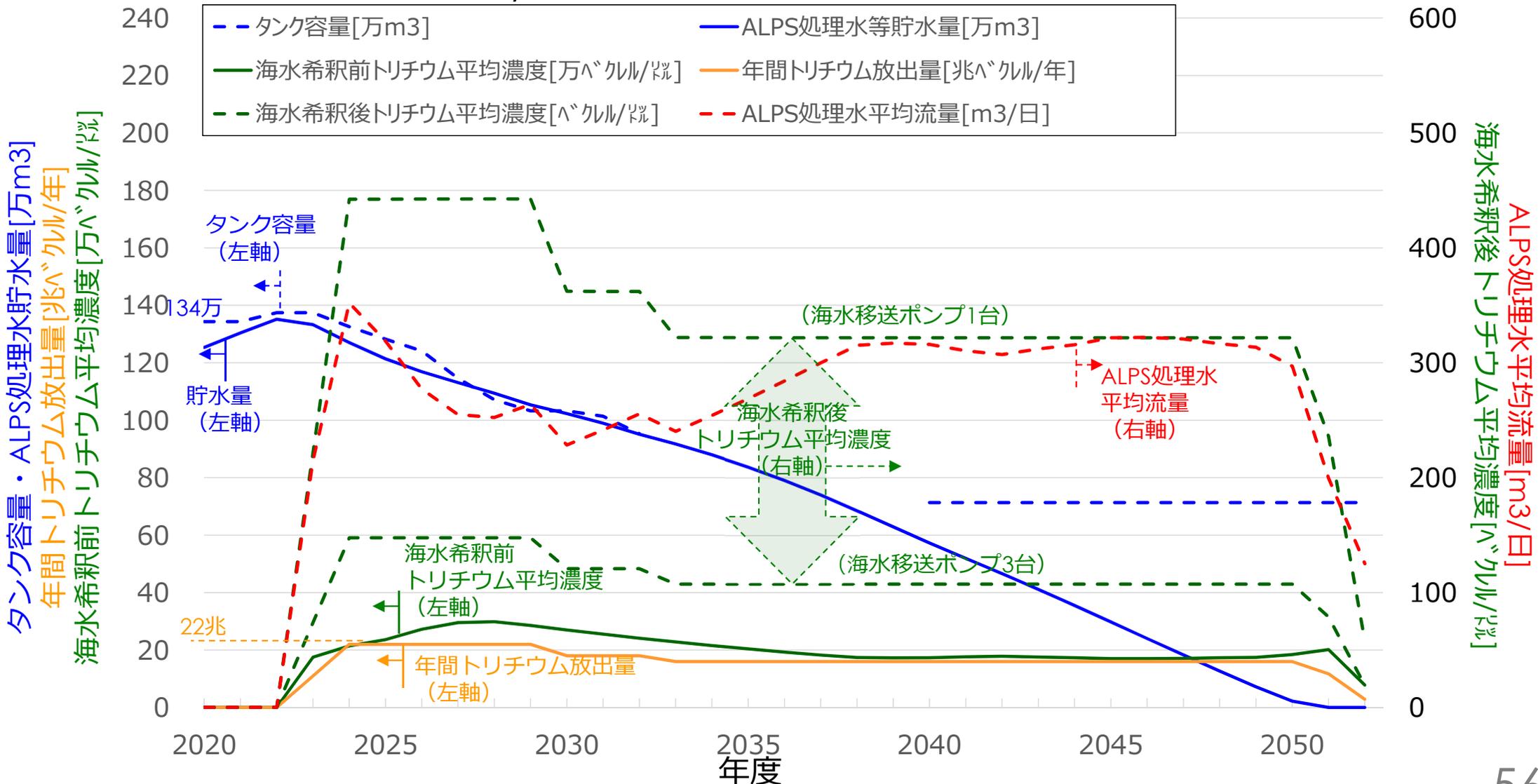
- 事故時点のトリチウムが全量存在しているケースAと、現時点の情報においてトリチウム総量が最も少ないケースBの2ケースにて評価した
- それぞれのケースについて、敷地利用計画に影響を与えないよう年間のトリチウム放出総量を変化させ、**海洋放出完了がちょうど2051年度となる放出総量を設定すると**、ケースAは年間最大22兆ベクレル、ケースBは年間最大16兆ベクレルとなる

<参考：2021/4時点のALPS処理水等及びストロンチウム処理水（ALPS処理前水）貯水状況>

トリチウム濃度 [ベクレル/ℓ]	～30万	30～60万	60～120万	120～180万	180～240万	45万と仮定
貯水量	約21.9万m ³	約39.1万m ³	約47.3万m ³	約5.0万m ³	約2.4万m ³	2020年12月 時点推定分 約9.6万m ³

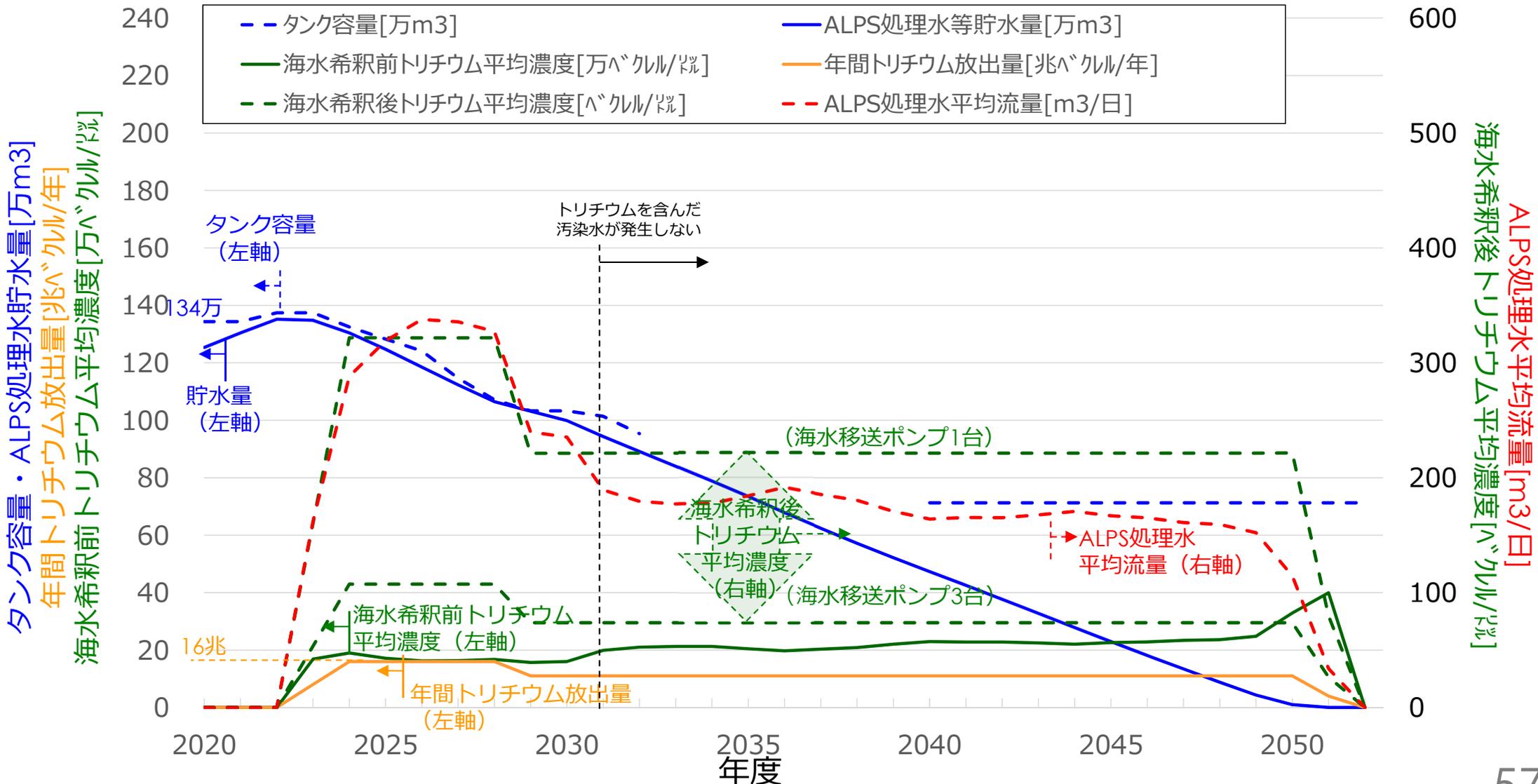
3-(2)-1 ケースA (建屋内トリチウム総量最大)

- 2023年度:11兆^ハクル/年 (少量から慎重に放出=2024年度以降の半分と設定)
- 2024~2029年度:22兆^ハクル/年
- 2030~2032年度:18兆^ハクル/年
- 2033年度以降:16兆^ハクル/年



3-(2)-2 ケース B (建屋内トリチウム総量最小)

- 2023年度:8兆^ハケル/年 (少量から慎重に放出=2024年度以降の半分と設定)
- 2024~2028年度:16兆^ハケル/年
- 2029年度以降:11兆^ハケル/年



3-(3) 現状の課題と対応方針

- 年間トリチウム放出量を更に低減するべく、以下の方針で取り組む
 1. 引き続き、建屋屋根補修やフェーシング等による汚染水発生量の抑制に取り組み、2025年までに100m³/日とするだけでなく、長期的に更なる汚染水発生量の抑制に取り組む
 2. 毎年度、当該年度のトリチウム放出総量を公表する際に合わせて、汚染水の発生量の状況（推移）、新たに発生するALPS処理水のトリチウム濃度（推移）や、今後の敷地利用計画（必要な面積、時期）等を年度末までに精査し、年間トリチウム放出量がなるべく少なくなるよう、次年度の放出計画を見直していく

現時点では、各建屋内のトリチウム濃度と滞留水量から評価したトリチウム総量に基づくケースBの方が実態に近いのではないかと考えているが、あらためて2022年度末に汚染水の発生量の状況、新たに発生するALPS処理水のトリチウム濃度などの状況を踏まえ、最初の放出計画を策定する
なお、年度末ごとに放出計画を見直すので、トリチウム総量やALPS処理水のトリチウム濃度が前年度の予測より高くなった場合などには、年間トリチウム放出量を前年度の計画より多く見直すことがある

【参考】共通条件及びパラメータ

共通条件

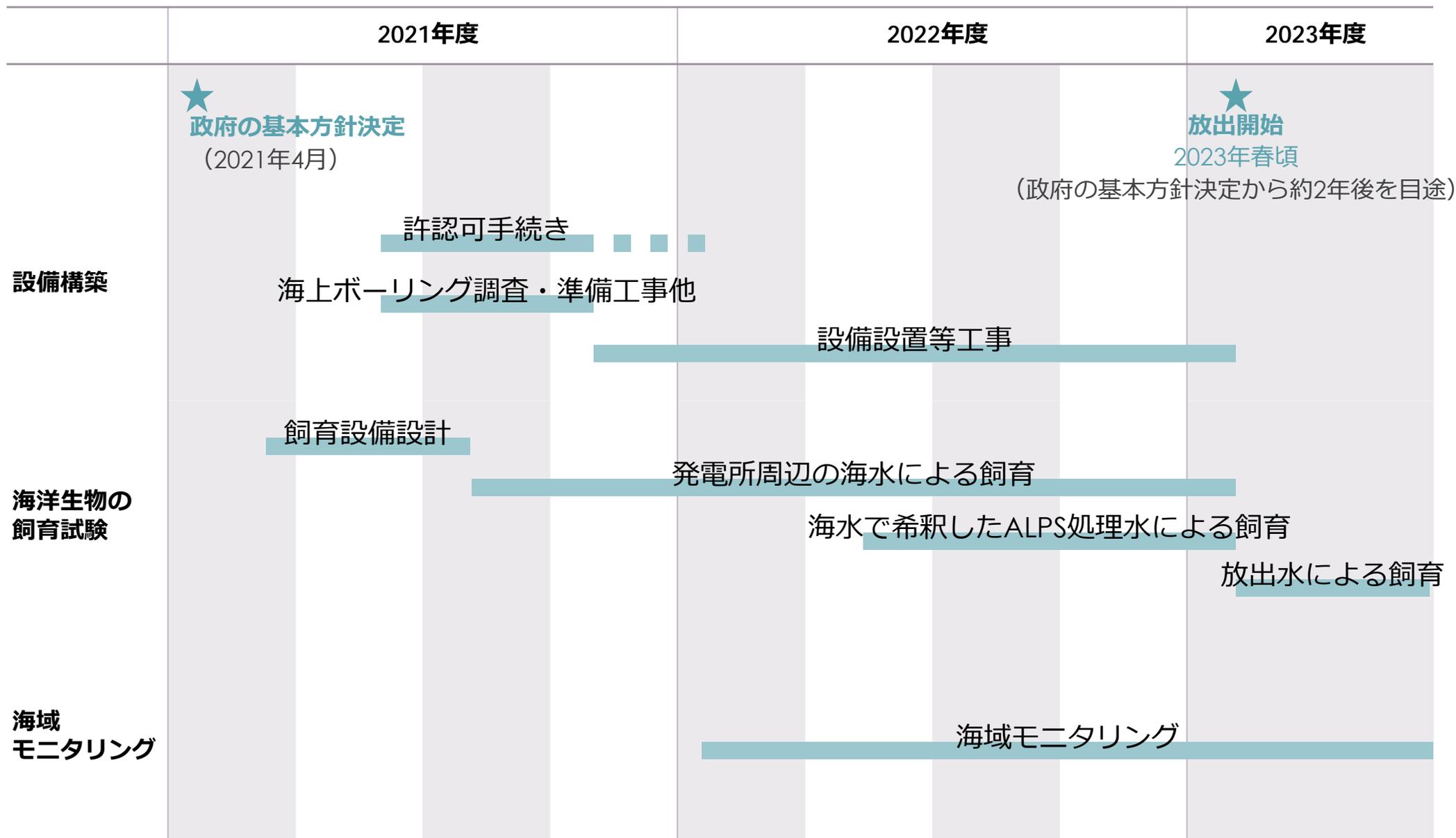
年間トリチウム放出量 (22兆ベクレル/年未満)	敷地利用計画に影響を与えない範囲で海洋放出完了が2051年度となる放出総量を設定
シミュレーション 評価開始日	2021年4月1日（1年単位でのシミュレーション）
放出開始日	2023年4月1日
ALPS処理水流量	最大500m ³ /日
希釈用海水流量	17万m ³ /日（海水ポンプ1台）～51万m ³ /日（海水ポンプ3台）
ALPS処理水 放出順序	測定・確認用設備として使用するK4タンク約3万m ³ をトリチウム濃度の薄い順に放出 その後、その他のタンク・新規発生ALPS処理水もトリチウム濃度の薄い順に放出
トリチウム減衰	半減期12.32年として考慮（1年間で約5.5%減少）、新規発生分も減衰考慮
ALPS処理水発生量	2025年度以降に100m ³ /日となるよう、段階的に汚染水発生量が毎年10m ³ /日ずつ減少 することを仮定
放出日数	292日（稼働率8割）

パラメータ

ケース	A (トリチウム総量が最も多いケース)	B (現時点の情報でトリチウム総量が 最も少ないケース)
新規発生 トリチウム濃度	44.8万ベクレル/ℓ (2021/1/5、2021年最大)	21.5万ベクレル/ℓ (2021/6/1、2021年最小)
建屋内トリチウム総量 (2021/4/1時点)	約1150兆ベクレル (事故時3400兆ベクレルが建屋・タワに全量残存)	約81兆ベクレル (建屋内滞留水貯水量及び濃度より推計)

4. 全体工程

4-1 現時点での全体工程案



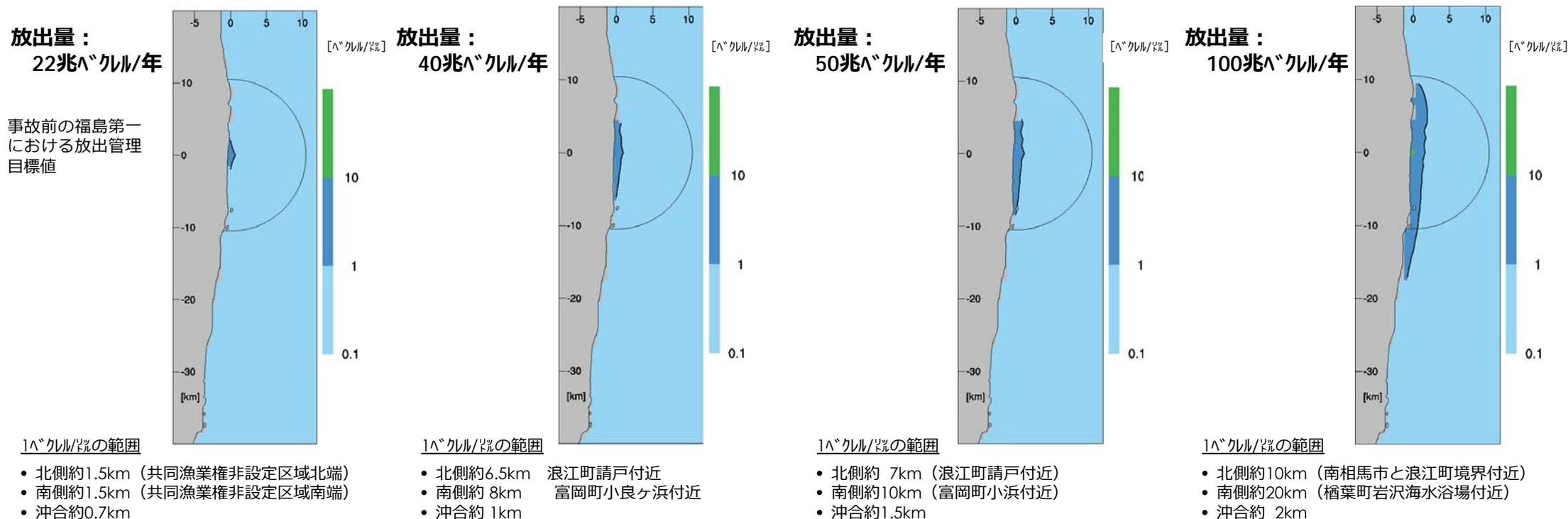
- ・許認可手続きの期間は、決定しているものではありません。
- ・本工程案は、今後の調査・検討等の結果等を踏まえて、見直すことがあります。
- ・上記に加え、人及び環境への放射線の影響評価を今後公表します。

5. 海域モニタリング

5-1 海洋放出拡散シミュレーション（検討素案再掲）

- シミュレーション条件（セシウム-137の実測データで検証したモデル）
 - 対象海域：福島県を中心に南北約500km、沖合約600kmの範囲
 - 解像度：水平方向は1kmメッシュ、鉛直方向は水深に対して30層（深さ1kmまで）
 - 気象条件等：2014年1月～12月の風速、気圧、気温、湿度、降水量を採用
（福島県沖合の流況（黒潮・中規模渦）含む）

福島県沖を拡大したもの



＜多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会報告書を受けた当社の検討素案について＞

日：<https://www.tepco.co.jp/decommission/progress/watertreatment/images/200324.pdf>

英：<https://www.tepco.co.jp/en/decommission/progress/watertreatment/images/200324.pdf>

5-2 海域モニタリング（計画）（海水）（1/5）

- シミュレーション結果（前頁）の1ベクレル/リットル※以上となる範囲は限定的であるが、拡散状況を把握するため、セシウム測定地点でのトリチウム測定追加等、モニタリングを強化する。

※ 福島県内における水道水のトリチウム濃度は1ベクレル/リットル程度であることから、その濃度を超える範囲の測定頻度を増加する。なお、WHO飲料水基準の10,000ベクレル/リットルを十分に下回る。

- 測定の頻度は、福島第一原子力発電所からの距離に応じて変更する。
 - ✓ 港湾外は原則として、現行の試料採取頻度と合わせる。
 - ✓ 港湾内は、放水立坑（放出端）は毎日とするが、その他の箇所は週1回とする。
 - ✓ 採取箇所を3ヶ所追加する。

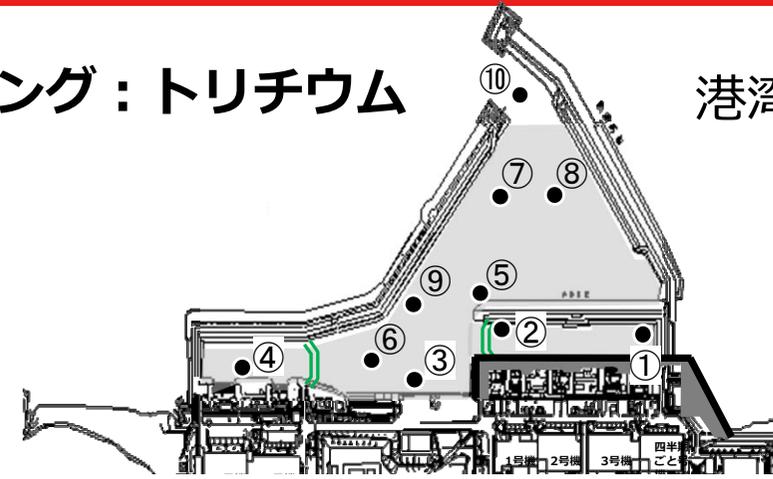
海水トリチウムの測定案

場所	箇所数	現在		変更（案）	備考
		セシウム	トリチウム	トリチウム	
港湾内	10ヶ所	毎日	1回/週	・1回/週※1	※1 放水立坑（放出端）は毎日 ・それ以外は変更なし
2km圏内	7ヶ所	1回/週	1回/週	・1回/週※2	※2 採取箇所を3ヶ所追加
20km圏内	6ヶ所	1回/週	1回/2週	・1回/週	
20km圏外 （福島県沖）	9ヶ所	1回/月	0回	・1回/月	

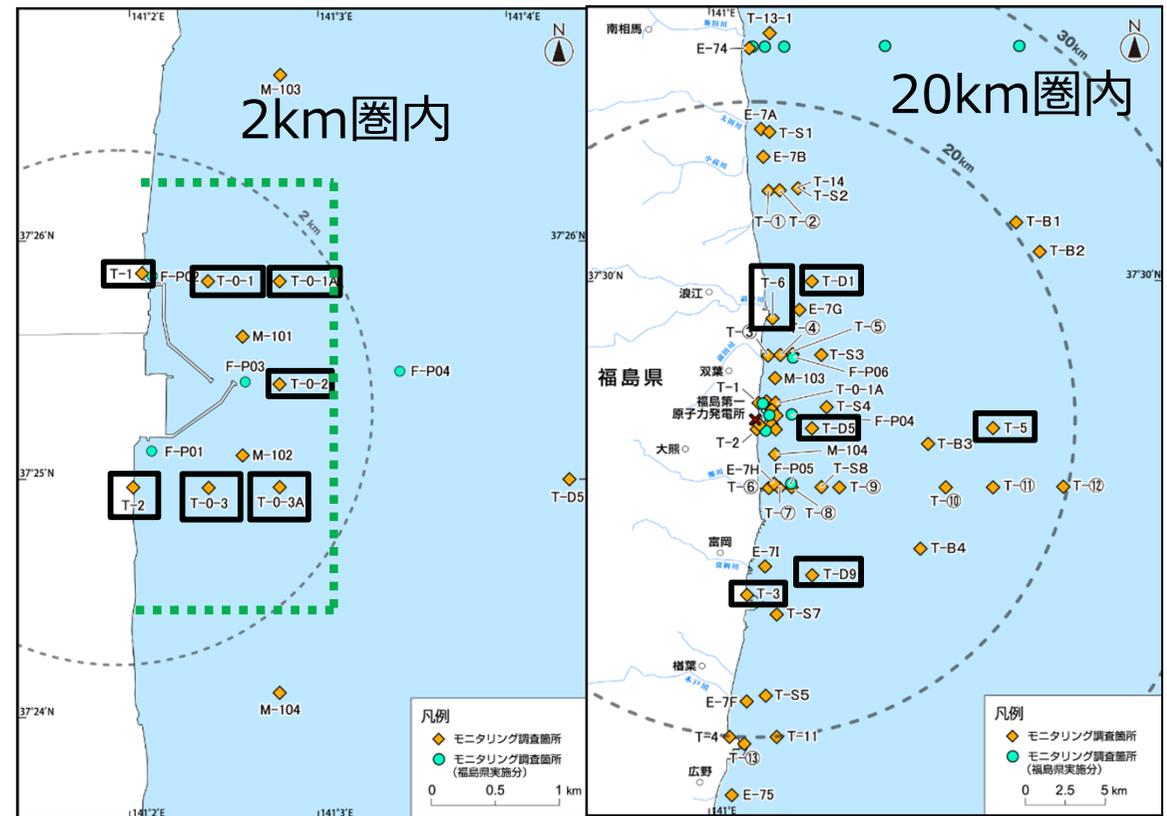
5-2 海域モニタリング（計画）（海水）（2/5）

（現状） 港湾内～20km圏内の海水モニタリング：トリチウム

港湾内



場所	試料名称	分析頻度
港湾内	②東波除堤北側	週1回
	①南側遮水壁前	週1回
	③物揚場前海水	週1回
	④6号機取水口前海水	週1回
	⑩港湾口海水	週1回
	⑦港湾内東側海水	週1回
	⑨港湾内西側海水	週1回
	⑥港湾内北側海水	週1回
	⑧港湾内南側海水	週1回
	⑤港湾中央	週1回
2km圏内	南放水口付近(T-2)	週1回
	5、6号機放水口北側(T-1)	週1回
	港湾口東側海水 (T-0-2)	週1回
	北防波堤北側海水 (T-0-1)	週1回
	南防波堤南側海水 (T-0-3)	週1回
	港湾口北東側海水 (T-0-1A)	週1回
	港湾口南東側海水 (T-0-3A)	週1回
20km圏内	2F北放水口(T-3)	月2回
	請戸港南側(T-6)	月2回
	請戸川沖合3km(T-D1)	月2回
	1F敷地沖合15km(T-5)	月2回
	1F敷地沖合3km(T-D5)	月2回
	2F敷地沖合3km(T-D9)	月2回



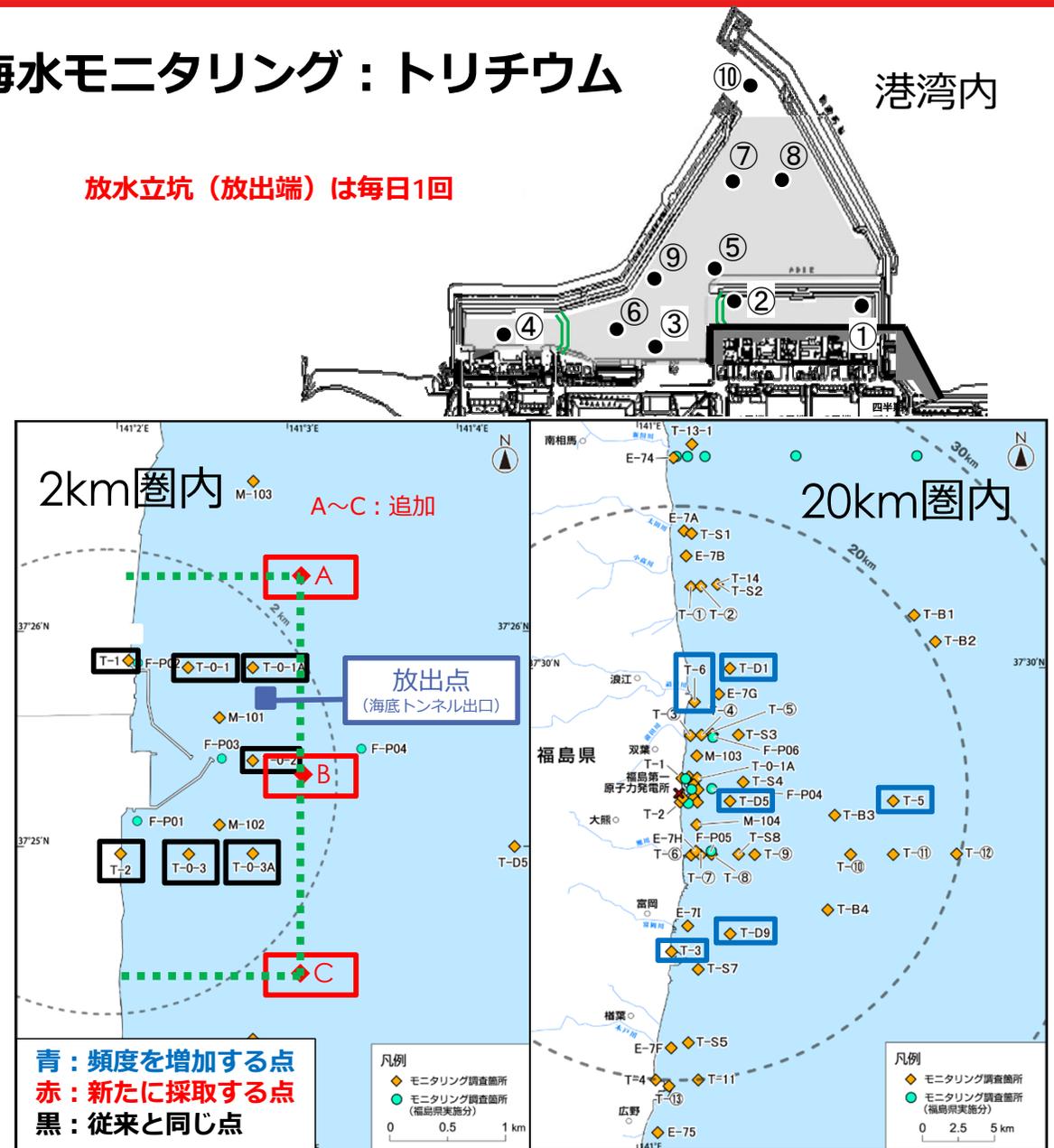
 日常的に漁業が行われていないエリア ※
 トリチウム分析点（港湾内は全ての点で分析）
 ※：共同漁業権非設定区域

5-2 海域モニタリング（計画）（海水）（3/5）

（見直し後） 港湾内～20km圏内の海水モニタリング：トリチウム

場所	試料名称	分析頻度
港湾内	②東波除堤北側	週1回
	①南側遮水壁前	週1回
	③物揚場前海水	週1回
	④6号機取水口前海水	週1回
	⑩港湾口海水	週1回
	⑦港湾内東側海水	週1回
	⑨港湾内西側海水	週1回
	⑥港湾内北側海水	週1回
	⑧港湾内南側海水	週1回
	⑤港湾中央	週1回
2km圏内及び近傍	南放水口付近(T-2)	週1回
	5、6号機放水口北側(T-1)	週1回
	港湾口東側海水(T-0-2)	週1回
	北防波堤北側海水(T-0-1)	週1回
	南防波堤南側海水(T-0-3)	週1回
	港湾口北東側海水(T-0-1A)	週1回
	港湾口南東側海水(T-0-3A)	週1回
	日常的に漁業が行われていないエリア※	週1回
	東端北側（新規採取点：A）	週1回
	日常的に漁業が行われていないエリア※	週1回
東端中間地点（新規採取点：B）	週1回	
日常的に漁業が行われていないエリア※	週1回	
東端南側（新規採取点：C）	週1回	
20km圏内	2F北放水口(T-3)	週1回
	請戸港南側(T-6)	週1回
	請戸川沖合3km(T-D1)	週1回
	1F敷地沖合15km(T-5)	週1回
	1F敷地沖合3km(T-D5)	週1回
	2F敷地沖合3km(T-D9)	週1回

放水立坑（放出端）は毎日1回



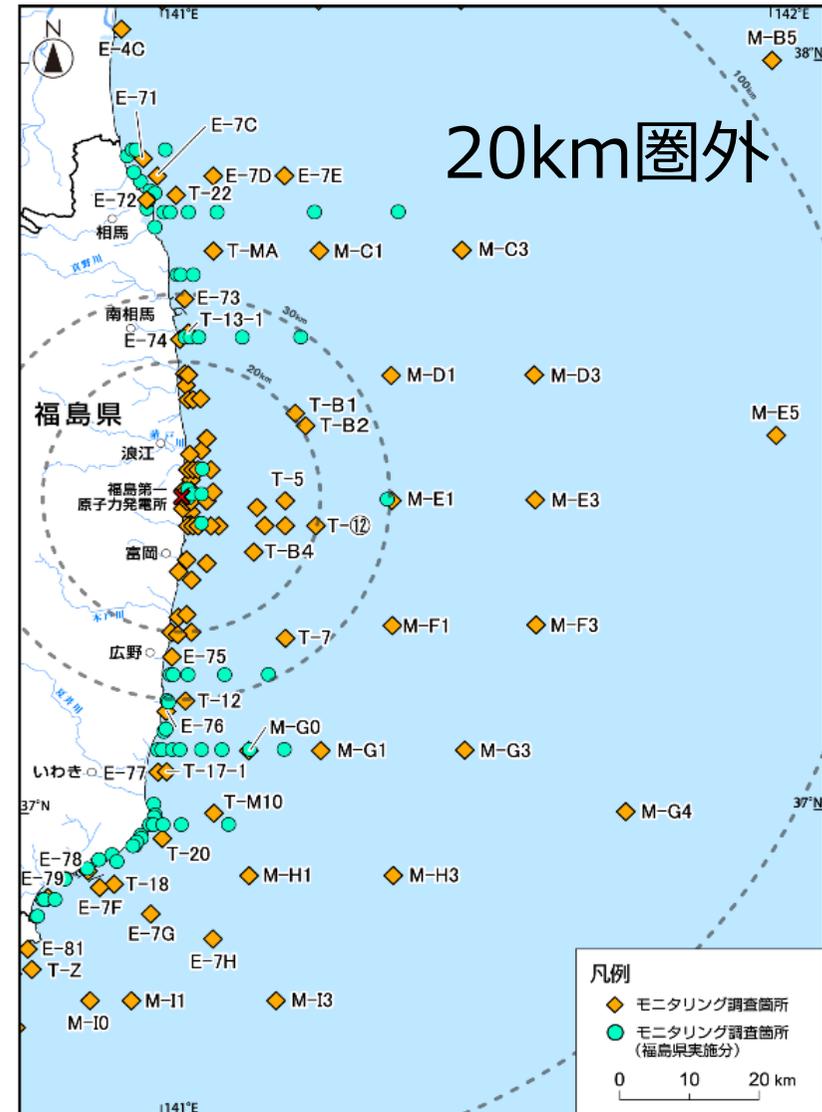
 日常的に漁業が行われていないエリア※
 トリチウム分析点（港湾内は全ての点で分析）
 東西1.5km 南北3.5km

※：共同漁業権非設定区域

5-2 海域モニタリング（計画）（海水）（4/5）

（現状）20km圏外の海水モニタリング：トリチウム

場所	試料名称	現状
20km圏外（福島）	相馬沖合3km(T-22)	0
	鹿島沖合5km(T-MA)	0
	新田川沖合1km(T-13-1)	0
	岩沢海岸沖合15km(T-7)	0
	いわき市北部沖合3km(T-12)	0
	夏井川沖合1km(T-17-1)	0
	沼の内沖合5km(T-M10)	0
	豊間沖合3km(T-20)	0
	小名浜港沖合3km(T-18)	0



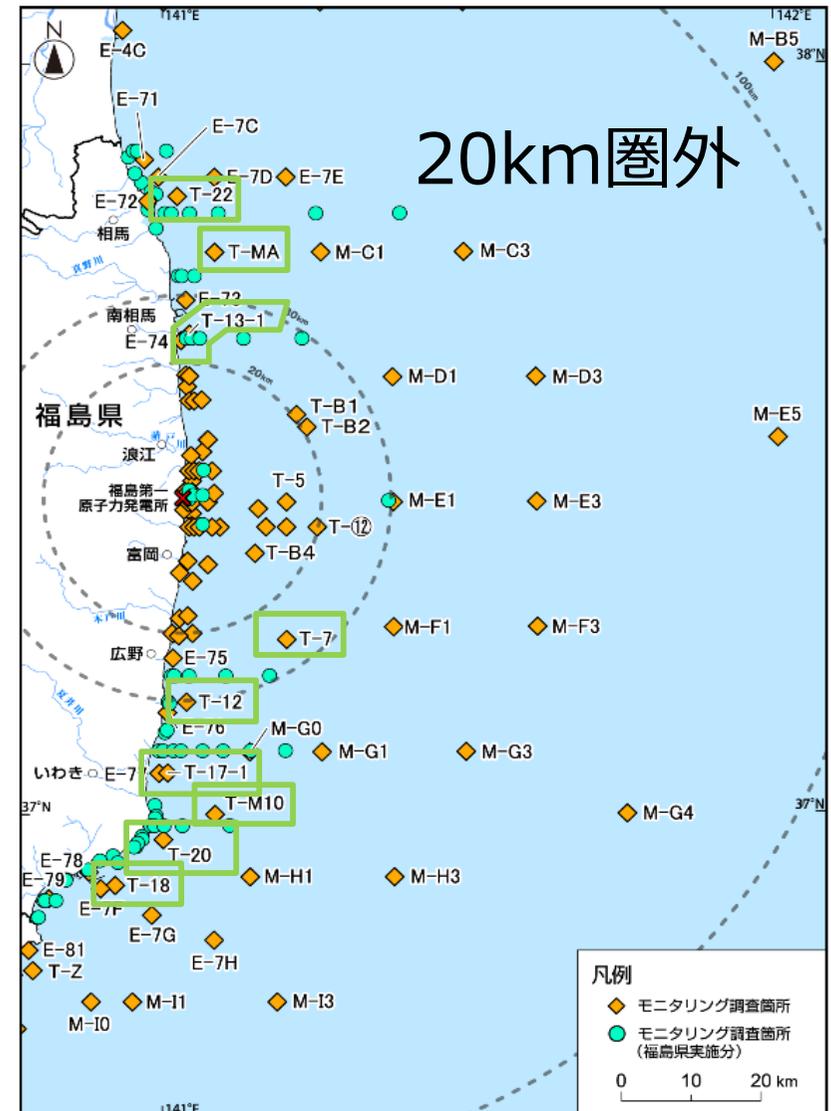
20km圏外ではトリチウム分析は行って
いないが、セシウム分析のため1回/月の
頻度で試料採取を行っている。

5-2 海域モニタリング（計画）（海水）（5/5）

（見直し後）20km圏外の海水モニタリング：トリチウム

緑：分析を追加する点

場所	試料名称	分析頻度
20km圏外（福島）	相馬沖合3km(T-22)	月1回
	鹿島沖合5km(T-MA)	月1回
	新田川沖合1km(T-13-1)	月1回
	岩沢海岸沖合15km(T-7)	月1回
	いわき市北部沖合3km(T-12)	月1回
	夏井川沖合1km(T-17-1)	月1回
	沼の内沖合5km(T-M10)	月1回
	豊間沖合3km(T-20)	月1回
	小名浜港沖合3km(T-18)	月1回



5-3 海域モニタリング（計画）（魚／海藻）（1/5）

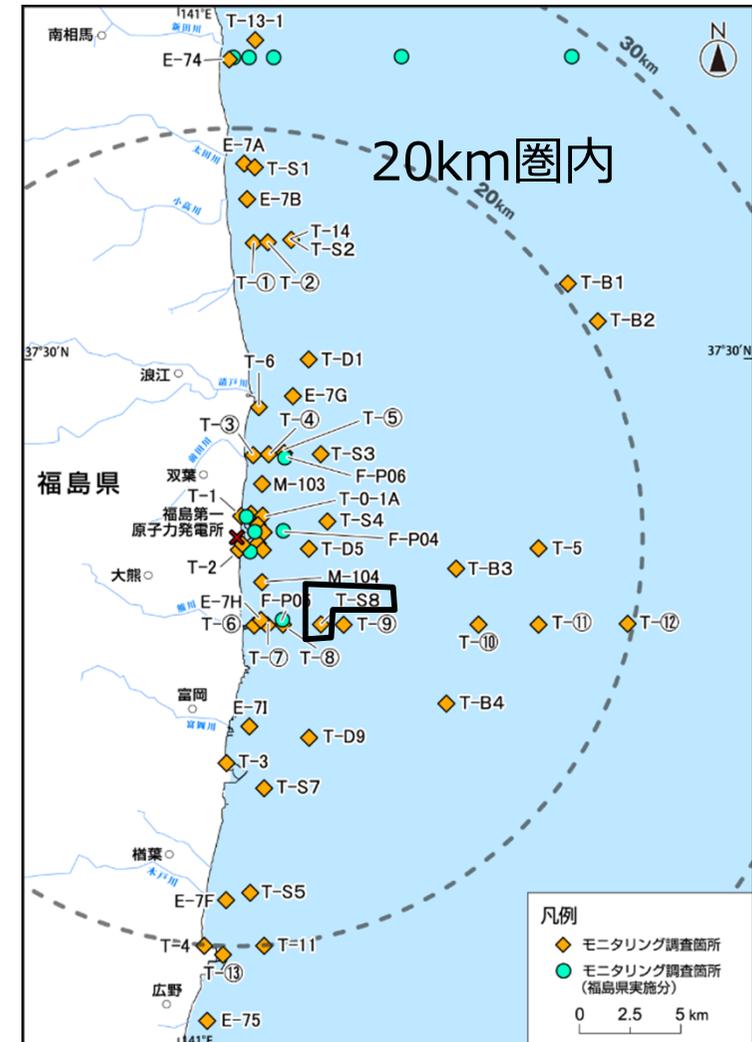
- 放出による魚類と海藻類への放射性物質の移行状況を確認するため、測定を行う。
- 魚類については、現在、セシウム分析用に福島県沖20km圏内の11ヶ所（うち、1ヶ所は現在トリチウム分析を実施）で採取しているが、トリチウムの濃縮の影響を確認するために、この全11ヶ所を対象とし魚のトリチウム分析を行い、同地点での海水もトリチウム分析を行う。
- 海藻類は、現在、港湾内1ヶ所でガンマ核種を分析しているが、ヨウ素、トリチウムの濃縮を確認するため、港湾外2ヶ所の海藻を新たに採取し、ガンマ核種に加えトリチウム、ヨウ素129を追加して分析する。

魚類／海藻類のトリチウム、ヨウ素129の測定案

		現在	変更 (案)	備考
魚類	20km圏内	1回/月 (1ヶ所)	1回/月 (11ヶ所)	【現在】11ヶ所で魚を採取し、うち1ヶ所でヒラメのトリチウムを分析。 【変更後】セシウム分析用に採取している10ヶ所についてもトリチウム分析を行う。
海藻類	港湾内	3回/年(1ヶ所)	3回/年 (1ヶ所)	【現在】港湾内 1ヶ所について、3月、5月、7月の年3回実施 (夏枯れと冬場の生育がないことを考慮)
	港湾外	0回	3回/年 (2ヶ所)	【変更後】港湾外で2ヶ所追加し、ガンマ核種、ヨウ素129、トリチウムを分析（生息域調査により検討）

（現状）水産物（魚）モニタリング：トリチウム

試料名称	魚	海水
	分析頻度	分析頻度
太田川沖合1 km付近（T-S 1）	—	—
小高区沖合3 km付近（T-S 2）	—	—
請戸川沖合3 km付近（T-S 3）	—	—
1F敷地沖合3 km付近（T-S 4）	—	—
木戸川沖合2 km付近（T-S 5）	—	—
2F敷地沖合2km付近（T-S 7）	—	—
熊川沖合4 km付近（T-S 8）	月1回 （詳細分析）	月1回 （詳細分析）
小高区沖合15km付近（T-B 1）	—	—
請戸川沖合18km付近（T-B 2）	—	—
1F敷地沖合10km付近（T-B 3）	—	—
2F敷地沖合10km付近（T-B 4）	—	—



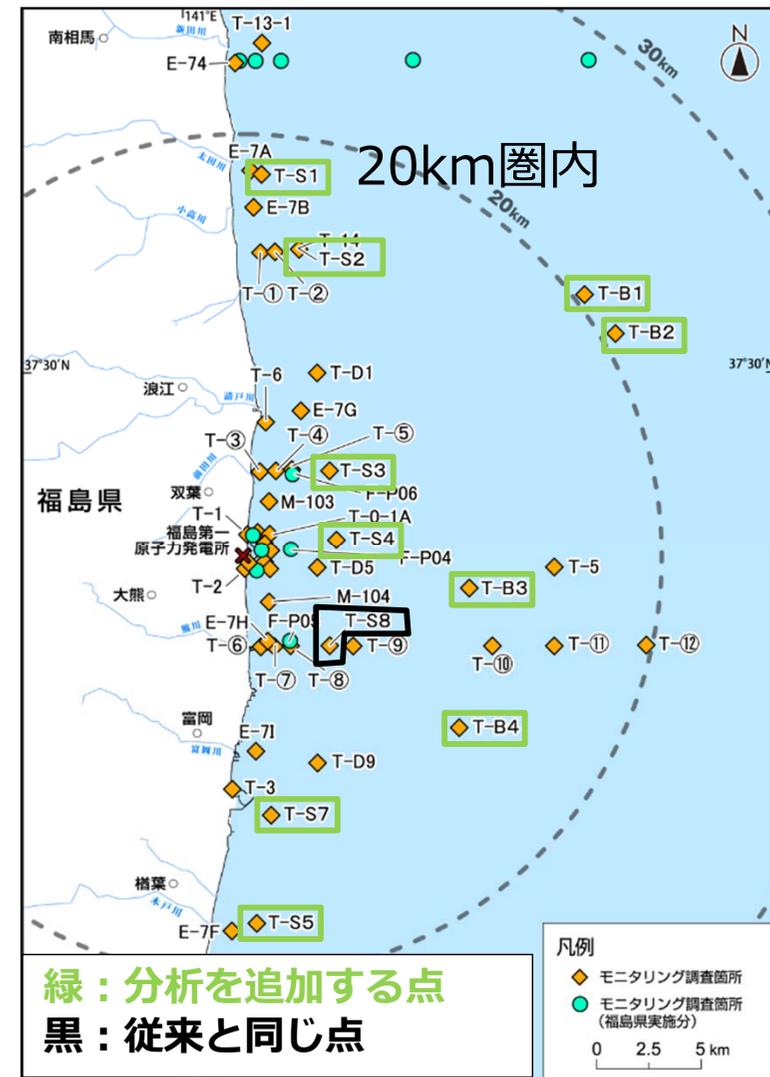
魚（トリチウム）分析点

	詳細分析
検出限界値	約0.1ベクレル/ℓ

5-3 海域モニタリング（計画）（魚）（3/5）

（見直し後）水産物（魚）モニタリング：トリチウム

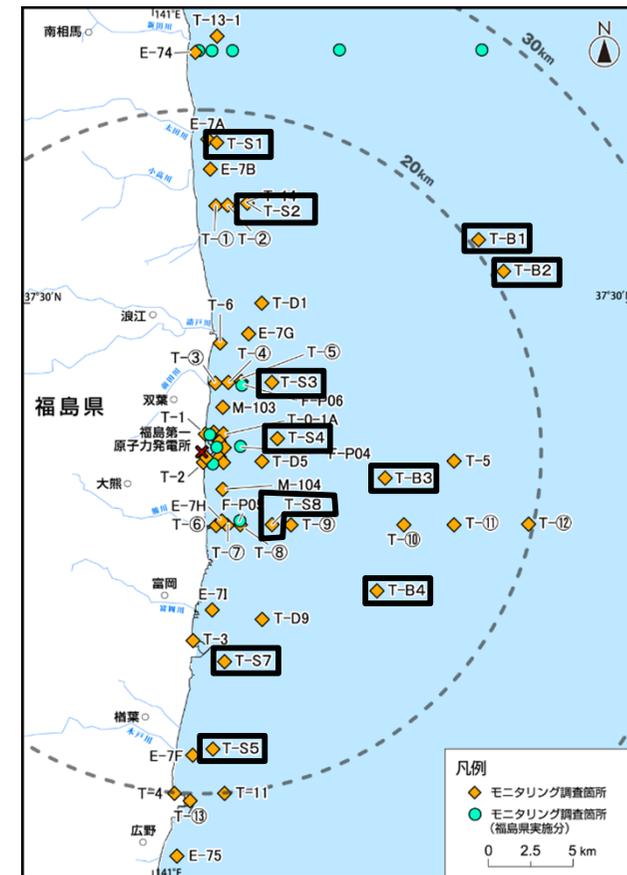
試料名称	魚	海水
	分析頻度	分析頻度
太田川沖合1km付近（T-S1）	月1回	月1回
小高区沖合3km付近（T-S2）	月1回	月1回
請戸川沖合3km付近（T-S3）	月1回	月1回
1F敷地沖合3km付近（T-S4）	月1回	月1回
木戸川沖合2km付近（T-S5）	月1回	月1回
2F敷地沖合2km付近（T-S7）	月1回	月1回
熊川沖合4km付近（T-S8）	月1回 (詳細分析)	月1回 (詳細分析)
小高区沖合15km付近（T-B1）	月1回	月1回
請戸川沖合18km付近（T-B2）	月1回	月1回
1F敷地沖合10km付近（T-B3）	月1回	月1回
2F敷地沖合10km付近（T-B4）	月1回	月1回



5-3 海域モニタリング（計画）（魚）（4/5）

（変更なし）水産物（魚）モニタリング：セシウム、ストロンチウム

試料名称	セシウム	ストロンチウム
	分析頻度	分析頻度
太田川沖合1km付近（T-S1）	月1回	年20回 四半期毎にセシウム濃度上位5試料を測定
小高区沖合3km付近（T-S2）	月1回	
請戸川沖合3km付近（T-S3）	月1回	
1F敷地沖合3km付近（T-S4）	月1回	
木戸川沖合2km付近（T-S5）	月1回	
2F敷地沖合2km付近（T-S7）	月1回	
熊川沖合4km付近（T-S8）	月1回	
小高区沖合15km付近（T-B1）	月1回	
請戸川沖合18km付近（T-B2）	月1回	
1F敷地沖合10km付近（T-B3）	月1回	
2F敷地沖合10km付近（T-B4）	月1回	

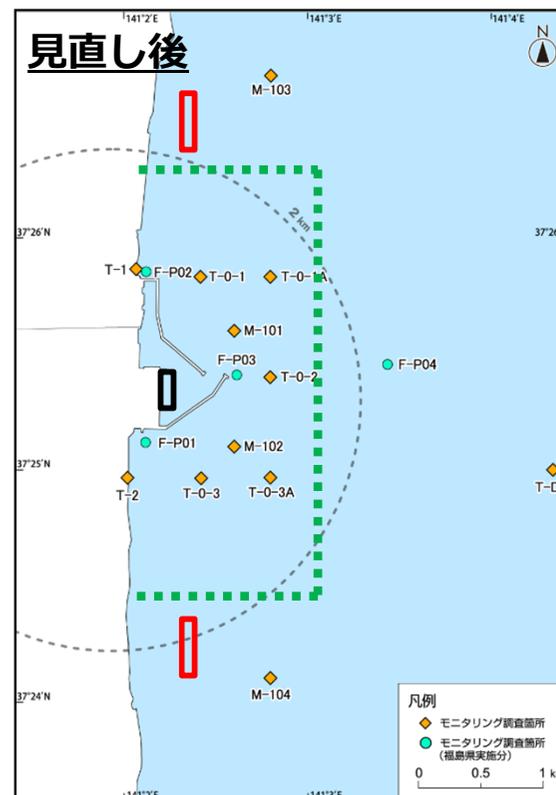
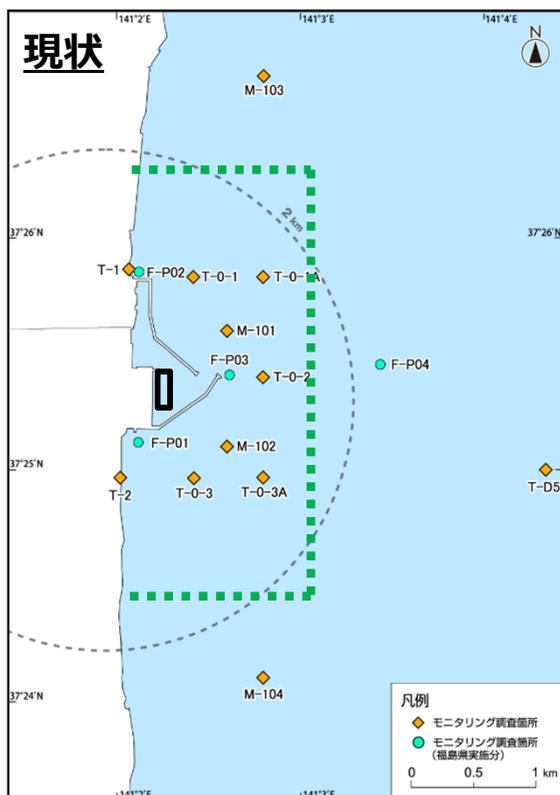


□ 魚（セシウム、ストロンチウム）分析点

5-3 海域モニタリング（計画）（海藻）（5/5）

（現状・見直し後）海藻モニタリング：セシウム、ヨウ素129、トリチウム（回/年）

採取地点	分析項目	現状	見直し後
港湾内 （南防波堤内側）	セシウム134、137	3	3
	ヨウ素129	0	0
	トリチウム	0	0
港湾外	セシウム134、137	0	3×2箇所
	ヨウ素129	0	3×2箇所
	トリチウム	0	3×2箇所



赤：新たに採取する点
（生息域調査により検討）
黒：従来と同じ点

港湾外の採取点は日常的に漁業が行われていないエリア※の外側に設定

日常的に漁業が行われていないエリア※
東西1.5km 南北3.5km

※：共同漁業権非設定区域

- 海域モニタリングについては、放出開始予定の約1年前（2022年春ごろ）から実施する予定です。
- 海域モニタリングの実施（試料採取、放射能測定等）にあたっては、農林水産業者や地元自治体関係者等の方々のご参加やご視察をお願いする予定です。
- 現在、海域モニタリングの強化案については、前述のとおり福島第一原子力発電所からの距離に応じて検討しています。なお、海域モニタリングのさらなる強化・拡充の実施要否、方法等については、政府のモニタリング調整会議等を踏まえながら、検討します。
- なお、海洋放出拡散シミュレーションについても、更なる精度向上に向けて、引き続き検討するとともに、人及び環境への放射線の影響評価を実施します。

6. 海洋生物の飼育試験

多核種除去設備等処理水(ALPS処理水)を含む海水環境において、実際に海洋生物を飼育し、その状況について透明性高く社会へお示ししていくことで、ALPS処理水の海洋放出に係る理解の醸成、風評影響の抑制につなげていくこと

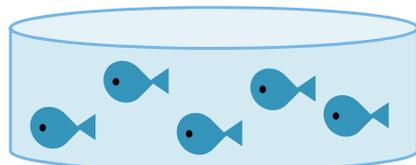
- ALPS処理水の海洋放出開始の前後で、ALPS処理水を含む海水環境における魚類等の飼育試験を実施する
- 飼育環境の整備、飼育対象の選定、飼育試験の確認項目の設定にあたっては、専門家の知見や漁業関係者からお伺いしたご意見等を踏まえる
- 飼育試験計画を策定する段階から、地元をはじめとする多くのステークホルダに対し、適時、リスクコミュニケーション活動を展開する。同活動の中でいただいたご意見は、必要に応じ、計画に反映していく
 - 透明性を確保する観点から、飼育試験の状況・進捗等は随時公開する

6-2 飼育試験：①ALPS処理水の海洋放出開始前

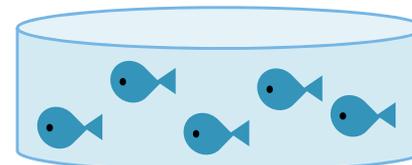
「海水」と「海水で希釈したALPS処理水」の双方の環境下で海洋生物の飼育試験を実施し、生育状況等を確認する

飼育環境	<ul style="list-style-type: none">福島第一原子力発電所周辺の海水〔水槽1〕と、福島第一原子力発電所周辺の海水で希釈したALPS処理水〔水槽2〕にて比較飼育閉鎖循環式※の陸上飼育とし、周辺は一時的に放射線管理区域に指定する水槽1・水槽2の水を除く飼育条件は同等とする <small>※ 飼育水を濾過システムを用いて浄化しながら循環利用</small>
飼育対象	<ul style="list-style-type: none">飼育対象は、国内で養殖実績があるものから選定海洋生物の具体種（魚、貝、海藻等）や形態（幼魚 or 成魚）は、専門家のご意見をふまえて決定まず、水槽1での飼育から開始し、飼育に関する知見を得た上で、水槽2での飼育を開始、比較試験を行う
公開する情報	<ul style="list-style-type: none">健康異常等の有無、飼育水と体内のトリチウムを含む放射性物質濃度の比較等卵の場合は孵化率、成魚の場合には生存率（または死亡数）飼育状況のウェブ中継

水槽1：発電所周辺の海水
(トリチウム濃度 1^{ベクレル}/ℓ程度)



水槽2：発電所周辺の海水で希釈したALPS処理水
(トリチウム濃度 1,500^{ベクレル}/ℓ程度)



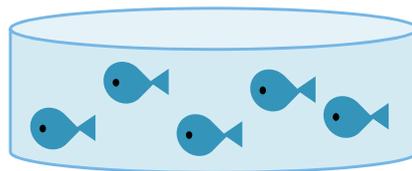
6-2 飼育試験：②ALPS処理水の海洋放出開始後

「海水で希釈され、実際に環境中へ放出された水」の環境下での海洋生物の飼育試験を実施し、生育状況等を確認する

海洋放出開始後も当面は飼育を継続する予定。終了時期は、飼育試験の目的の達成状況を踏まえて判断する

飼育環境	<ul style="list-style-type: none">海水で希釈され、実際に環境中へ放出された水で飼育かけ流し式※の陸上飼育とし、周辺は非放射線管理区域とする <p style="text-align: right;">※ 天然環境から海水を継続的に引き込み飼育水として利用</p>
飼育対象	<ul style="list-style-type: none">飼育対象は、国内で養殖実績があるものから選定海洋生物の具体種（魚、貝、海藻等）や形態（幼魚 or 成魚）は、専門家のご意見をふまえて決定
公開する情報	<ul style="list-style-type: none">健康異常等の有無、飼育水と体内のトリチウムを含む放射性物質濃度の比較等卵の場合は孵化率、成魚の場合には生存率（または死亡数）飼育状況のウェブ中継

水槽：環境中へ放出された水
(トリチウム濃度 <1,500^{Bq}/L)



実施にあたっては、法令上の制約への対応、適切な確認項目の設定などの課題がある

法令上の制約

〔飼育試験① ALPS処理水の海洋放出開始前〕

- 飼育水は、原子炉等規制法に基づき取扱う必要があり、飼育エリアを管理区域として設定するなどの対応が必要となる

〔飼育試験② ALPS処理水の海洋放出開始後〕

- 飼育水は、海水（天然環境）から引き込むことから、「環境試料」と同等の扱いとする必要がある
 - 「環境試料」中での飼育となるよう取水箇所等を選定

確認項目の設定

- 生育状況等に何らかの異常を確認した場合の原因特定
 - 水質や環境など条件毎の水槽の分割などの考慮が必要
- 生死を確認項目とした場合における死因の特定
 - 個体差の存在
 - 海藻類のうち、1年生のものを飼育対象とした場合、長期の確認が難しい
- 測定する核種
 - 風評影響抑制の観点を考慮

飼育試験開始時、飼育試験開始後の状況など、適時・適切に情報を公表する

飼育試験開始時

- 飼育試験の目的・概要、生体内トリチウムの基礎知識など
 - 例えば、魚体内のトリチウム量と、飼育環境の濃度が同等となることなど



飼育試験状況

- 連続：カメラによるウェブ公開
- 定期：飼育環境（水質、温度等）、飼育状況（飼育数の増減等）、分析結果（体内トリチウム濃度と海水内トリチウム濃度の比較等）など



異常発生時

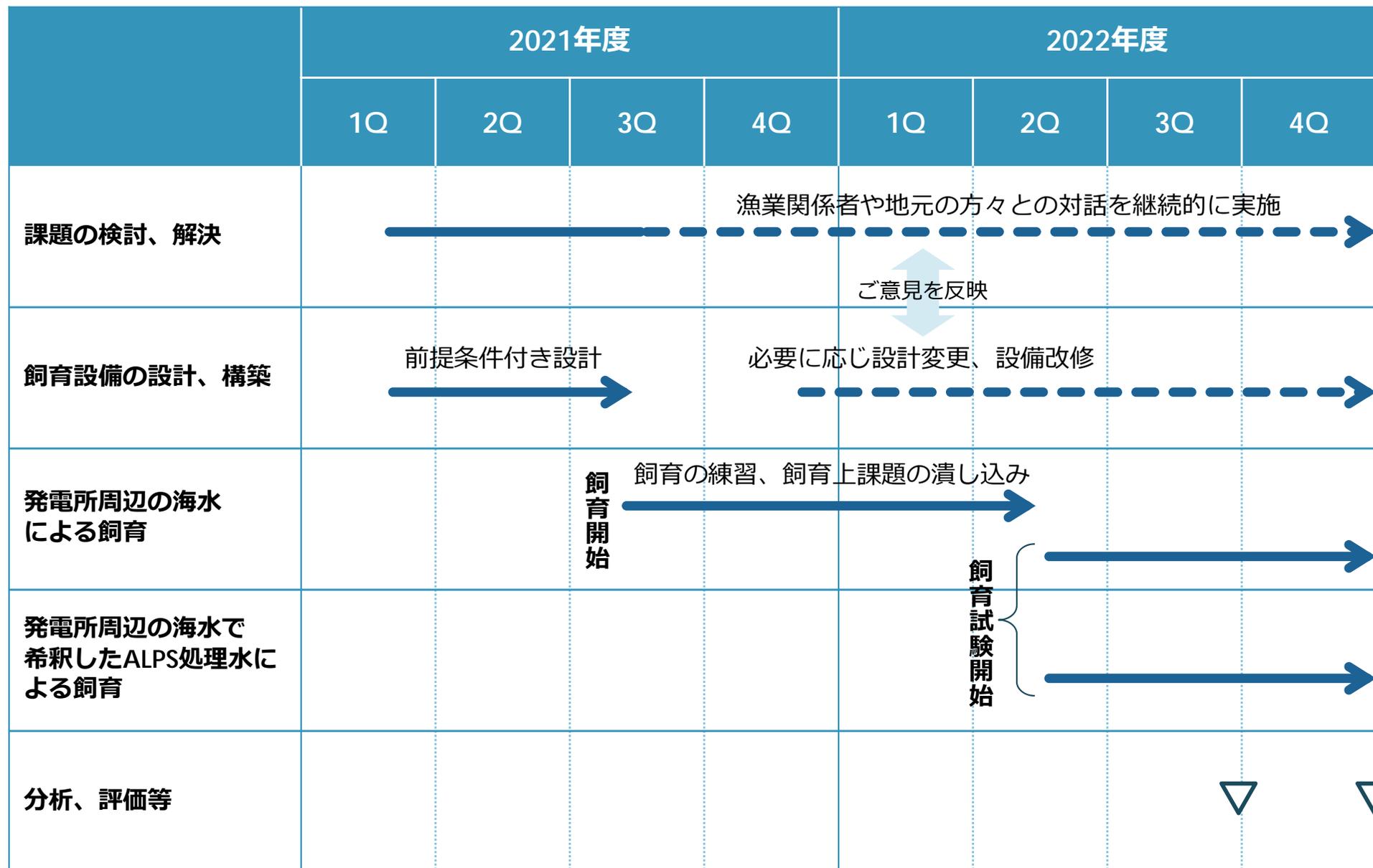
- 異常の内容とその原因など



飼育試験終了時

- 飼育試験の総括など

6-5 今後の予定



- 飼育設備検討のための仮設定

- 評価対象核種：トリチウム
- 飼育対象魚種：ヒラメ（大きさは飼育しやすい30～40cm程度あるいはそれ以下）
 - 貝類（詳細検討中）
 - 海藻類（詳細検討中）



- ヒラメの飼育用プールは、 3m^2 （1坪程度）×深さ1mのものを複数連結する
 - 経験上、飼育がしやすいサイズ
 - ✓食べ残し餌、分析用ヒラメの回収が容易
 - 連結することにより水の容積が増え、飼育（水）環境の維持がしやすい

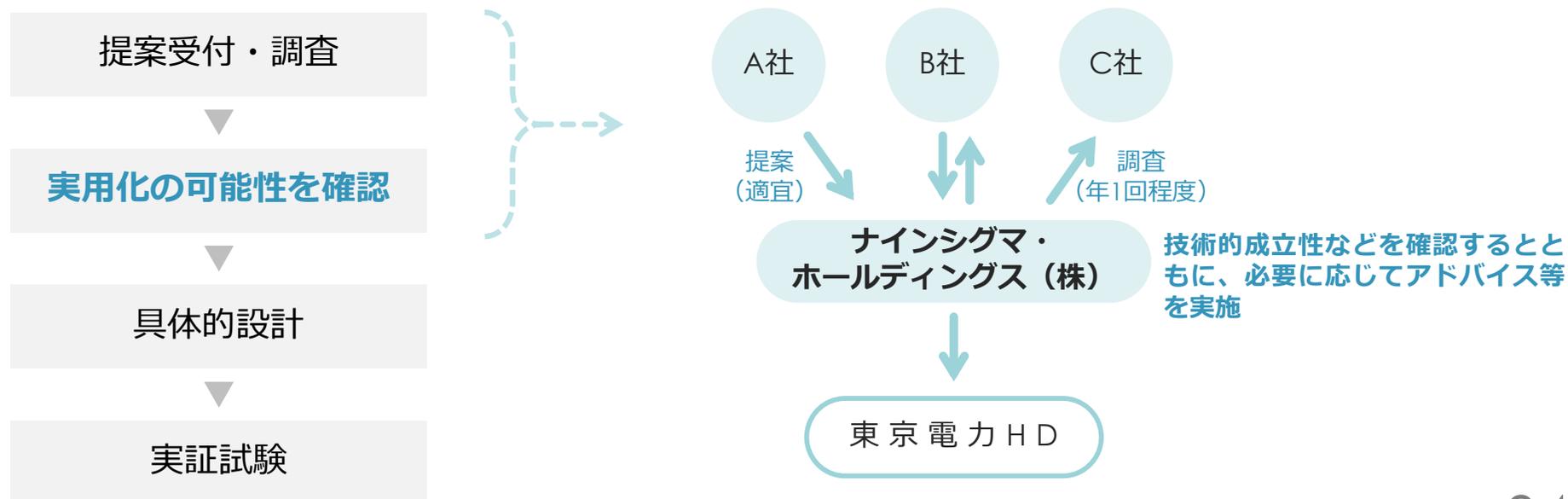
今後、プール個数などの詳細検討、ならびに設置場所の検討を進める

7. トリチウム分離技術調査

7-1 トリチウムの分離技術に関する調査

トリチウムの分離技術に関する新たな技術動向について、継続的に注視していきます

- 4月16日に公表した当社方針の通り、トリチウム分離技術の幅広い調査の実施や提案の受付に関して、透明性を確保するために第三者機関を交えた新たなスキームの検討を進めてきた
- このたび、第三者機関として「ナインシグマ・ホールディングス株式会社」を選定し、同社ホームページにおいて、5月27日に募集要項や応募先を記した公募ページを開設し、国内外を対象にしたトリチウムの分離技術に関する調査や提案受付を開始した
公募ページ：（日） <https://www.ninesigma.com/s/TEPCO-galleryJP>
（英） <https://www.ninesigma.com/s/TEPCO-galleryEN>
- 今後、同社ホームページにおいて提案のあった技術については、同社において技術内容の確認・評価と必要に応じてアドバイス等を行い、その結果を当社が確認し、多核種除去設備等で浄化処理した水（ALPS処理水等）に対して現実的に実用可能な技術が確認できた場合には、具体的な設計の検討や技術の実証試験などを行い、技術の確立を目指す



- 提案内容は以下の評価基準に従い、「ナインシグマ・ホールディングス株式会社」により一次評価、その後当社により二次評価を実施
- 以下の必須要件は、応募時点で全て満たすことを求めるものではなく、将来的に満たすことを求めるもの

＜必須要件＞

分離・測定

次をすべて満たしていること

- トリチウムの処理後の濃度が、処理前の1/1,000以下である
(応募時点においては、国のトリチウム分離技術検証試験事業で求められた分離能力である1/100以下を期待する)
- トリチウム濃度測定系の信頼性が説明できる
- 試験系全体のトリチウム収支が明確である

処理能力

- 目標とする運転能力（50～500m³/日）まで拡大可能な技術的見通しがあること

＜推奨要件＞

原理

次のいずれか（もしくは双方）を満たしていること

- 分離技術の原理が、学会等で広く認められている
- 分離技術の原理について、査読付き論文に記載されている等、第三者から認められている

- 一次評価及び二次評価により実用化の可能性が確認できた技術については、廃棄物の性状や発生量、原子炉等規制法への適合性、設備の設置面積等について、当社が確認していく

8. おわりに

- 当社は、引き続き、地域のみなさま、関係者のみなさまとの対話を一つひとつ丁寧に積み重ね、ご意見等をお伺いしながら、検討を進めてまいります。
- さらに、ALPS処理水の取扱いを含めた福島第一原子力発電所の廃炉の取組に関して、地域や社会のみなさまのご懸念を払拭し、ご理解を深めていただけるよう、国内外に対し、迅速、正確かつ透明性の高い情報発信に努め、風評対策にも全力で取り組んでまいります。
- 加えて、今後予定される国際原子力機関（IAEA）によるALPS処理水の海洋放出に係る安全性確認（レビュー）の際には、政府を通じて情報提供やご説明等をしっかり実施してまいります。

多核種除去設備等処理水の放出に伴い風評被害が発生した場合における賠償のお取扱いについて

TEPCO

2021年8月25日
東京電力ホールディングス株式会社

- 多核種除去設備等処理水（以下、ALPS処理水）の取扱いについて、当社は、2021年4月13日に決定された政府の基本方針を踏まえ、安全性の確保を大前提に、国内外への理解醸成に向けたコミュニケーションや生産・加工・流通・消費対策等、風評影響を最大限抑制するための対応を徹底してまいります。
- それら対策を講じてもなお、ALPS処理水の放出に伴う風評被害が発生した場合には、その損害を迅速かつ適切に賠償することとしております。
- 本資料では、ALPS処理水放出に伴う風評被害賠償の検討状況についてとりまとめました。
- 今後、関係者の皆さまにご説明し、ご意見等をお伺いしながら風評賠償の枠組みを具体化してまいります。

2. 風評被害が発生した場合の対応

- 風評影響を最大限抑制するべく対策を講じた上でもなお、ALPS処理水の放出に伴う風評被害が発生した場合には、期間を限定せず、その損害を迅速かつ適切に賠償いたします。

基本的な考え方

- ・ あらかじめ賠償期間や地域、業種を限定することなく、ALPS処理水放出による損害を賠償させていただきます。
- ・ 損害の確認にあたっては、個別のご事情を丁寧にお伺いし、対応させていただくとともに、統計データの分析等から算出した風評影響がなかった場合の想定値から価格や取引数量などが減少すれば、風評被害があると推認するなど（スライド5）、被害者さまに極力ご負担をおかけすることのないよう、柔軟に対応してまいります。
- ・ 関係者の方々のご懸念に対し具体的な賠償基準等を丁寧に説明し、ご理解をいただけるよう努めてまいります。また、賠償に関する専用お問い合わせ窓口を設け、ご懸念の声をしっかり受け止め、寄り添って対応してまいります。

3. ALPS処理水放出に伴う賠償の共通する考え方

●あらかじめ賠償期間や地域、業種を限定せず、ALPS処理水放出に伴う損害を賠償

- ・ ALPS処理水放出前の風評被害のお申し出にも、ご事情を丁寧にお伺いし、迅速かつ適切に対応
- ・ 間接的な損害(※)に対しても、ご事情を丁寧にお伺いし、適切に対応
- ・ 将来分一括賠償をお支払いしている場合でも、別の新たな損害として対応

※【例】風評被害を被っている旅館・ホテルなどにタオルやシーツを納入する事業者さまが被られる損害など

●被害者さまに極力ご負担をかけない柔軟な対応

- ・ 風評被害の発生の確認・損害額の算定・ご請求方法は、過去の賠償に関する考え方や仕組みを最大限活用
- ・ 風評被害の発生の確認にあたり、地域や業種ごとの統計データなどを用いて損害を推認するなど、ご請求者さまのお手間を軽減できる方法を提案
- ・ 損害の推認が困難な場合でも、事業者さまごとに被害実態を丁寧にお伺いし対応
- ・ 損害額の算定にあたり、これまでにご提出いただいている書類も活用するとともに、事業者さまごとのご事情を考慮し柔軟に対応

●関係者の方々のご懸念に対する丁寧な対応

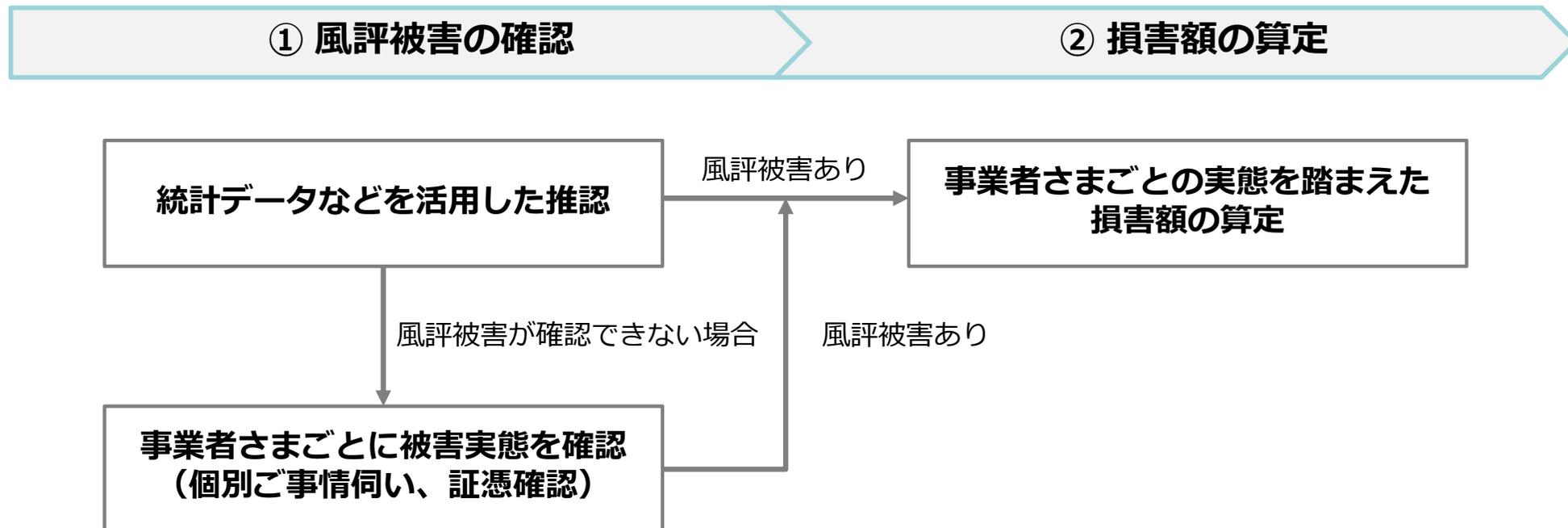
- ・ ご懸念に対して具体的な賠償基準などを訪問・説明会などにより丁寧に説明
- ・ 風評賠償の枠組みは、関係者の皆さまのご意見をお伺いし具体化

4. 風評被害の確認・損害額の算定方法の考え方

- 現行の賠償が続いている方につきましては、ALPS処理水放出に伴い風評被害が生じた場合においても、これまでと同様の方式で損害を賠償させていただきます。
- 新たにALPS処理水放出に伴い風評被害が生じた方につきましては、風評被害を確認のうえ、損害を適切に賠償させていただきます。

新たに風評被害が生じた場合

- 風評被害のお申し出があった場合は、以下の手順にて手続きを進めさせていただきたいと考えております。

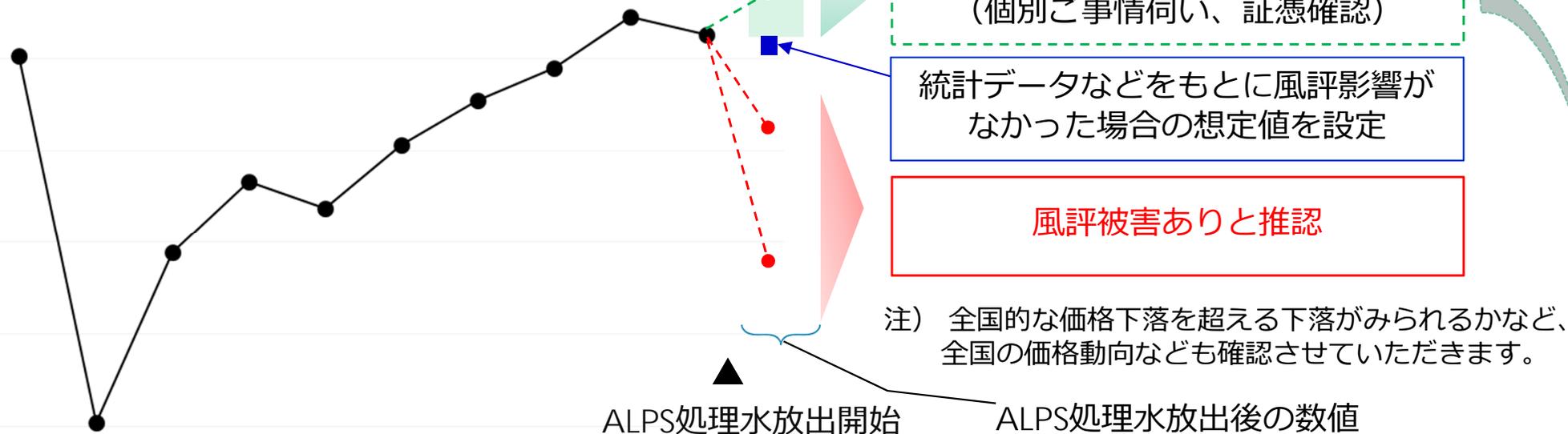


① 風評被害の確認

- 国や自治体、事業者団体作成の統計データなど(※)から、風評影響がなかった場合の想定値（価格・取引数量など）を算出させていただきます。
- これをALPS処理水放出後の数値と比較し、下回る場合は、ALPS処理水放出による影響を受けていると推認し、「② 損害額の算定」へと移らせていただきます。

※使用するデータは、今後、関係する事業者さまのご意見を賜りたいと考えております。

【例】 統計データを活用した数値
（価格・取引数量など）による推認



統計データなどから当該地域や業種の風評被害が確認できなかった場合においても、事業者さまから個別のお申し出があった場合には、事業者さまごとに個別にご事情をお伺いし、当該事業者さまがお持ちのデータやお取引実績、サービスなどの取引先の状況・取引依存度などから、風評被害の有無を丁寧に確認させていただきます。

② 損害額の算定

- ALPS処理水放出に伴い新たに風評被害が生じた場合、事業者さまごとのご事情を踏まえた損害額を算定し、迅速かつ適切に対応してまいります。

損害額の算定方法

- 風評被害が生じた場合の具体的な損害額算定方法の一例を以下にお示しします。
- 放出前の売上げの基準年など具体的な損害額の算定方式については、今後、関係する事業者さまのご意見を賜りながら決定してまいります。
- また、請求者さまに極力、ご負担をおかけすることのないよう、これまでにいただいた証憑類なども最大限に活用させていただきます。

【損害額の算定事例】

例① 商工事業者さま

$$\begin{array}{c} \text{例} \\ \text{①} \end{array} \left(\begin{array}{c} \text{放出前の売上げ} \\ \text{—} \\ \text{放出後の売上げ} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{貢献利益率} \\ \text{※1} \end{array}$$

例② 一次産品事業者さま

$$\begin{array}{c} \text{例} \\ \text{②} \end{array} \left(\begin{array}{c} \text{放出前の価格} \\ \text{—} \\ \text{放出後の価格} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{放出後の販売数量} \\ \text{※2} \end{array}$$

※1：貢献利益率 = {粗利 + 売上原価中の固定費 - 販売費及び一般管理費（経費）中の変動費} / 事故前の売上

※2：損害額の算定においては、放出前の数量を上限とさせていただきたいと考えております。

【参考】風評被害の確認・損害額の算定例（イメージ）

事業者さま

- 加工品 A 工場の売上
2 億円/年
(ALPS処理水放出前) ⇒ **1 億円/年**
(ALPS処理水放出後)
- 貢献利益率：30%

【加工品 A 工場】



【加工品 A】

- 原材料：
地元産品 B (90%) 他



代表者さま

処理水放出後、地元産品 B を原材料にしていた加工品 A の売上が **2 億円から 1 億円** に下がってしまった。

① 風評被害の確認

【産品 B】



<事実関係>

- 地元産品 B 価格が想定価格より下落
※ 全国平均価格は変動なし

<風評被害の確認>

- ✓ 地元産品 B の風評被害発生を推認
- ⇓
- ✓ 風評対象産品 B は、加工品 A の主な原材料
- ⇓
- ✓ 「加工品 A も風評被害あり」と推認

② 損害額の算定

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{放出前の} \\ \text{加工品 A の} \\ \text{売上げ} \\ \hline [2 \text{ 億円}] \\ \hline \end{array} \right) - \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{放出後の} \\ \text{加工品 A の} \\ \text{売上げ} \\ \hline [1 \text{ 億円}] \\ \hline \end{array} \right) \times \begin{array}{|c|} \hline \text{貢献利益率} \\ \hline [30\%] \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{損害額} \\ \hline [3,000 \text{ 万円}] \\ \hline \end{array}$$

5. 賠償に関するお問い合わせについて

- ALPS処理水放出に関する損害賠償につきましては、下記の専用ダイヤルにてお問い合わせを承っております。

福島第一原子力発電所の処理水放出に関する損害賠償専用ダイヤル

0120 - 429 - 250

受付時間 9:00~19:00(月~金(除く休祝日))
9:00~17:00(土・日・休祝日)